

中東アフリカ・ニュースレター Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会
by Middle East & Africa Business Law Society



はじめに

私は、これまでに、北米・アジア・欧州・中東・アフリカ、そして日本において、それぞれの国に3年から10年というスパンで滞在し、現地の法律事務所や現地の有資格者とともに、ローカル企業、日系企業そして外国企業のビジネス活動を、法律家・弁護士として、そして時にはもっと幅広くコンサルタントとして支援する貴重な機会に恵まれました。

さまざまな国で活動をしてきて良かったと思うことは、いつでも相談できる現地の友人・同僚・有識者と今後も続く繋がりがもてたということ、そして、目の前の課題を横断的に捉えることができるようになったことです。例えば、20数年前にアジアで起こった社会的現象と、別大陸のある新興国でいま起こっている現象は類似点があると肌で感じることができ、「ここからこのような展開になるのではないか」と自分なりの仮説を立てやすくなったことがあります。現地で生活し、慣習の違いが法規制にもたらしている影響に驚かされることがあると同時に、ある新興国でビジネスをしていたとしても、意識としては、現地に留まらず、グローバルな視点でビジネスに臨む必要性が高まってきているように思います。

筆者は直近で中東・アフリカという地域に駐在していました。このe-Bookは、いまだ情報が限られているこの地域について、筆者やメンバーがその国で、その時に旬だと思ったトピックを挙げたり、実際にあった事案を基に一般化して紹介したりすることで、少しでも、同地域でビジネスをなさっている、あるいは、これから進出をご検討中の方々のお役に立てないかと思い、取り纏めたものです。そのため、Doing Business Guideのように網羅的に情報を提供するものではありません。中東・アフリカの国々でビジネスをするにあたって、少しでも、現地で課題となりうるポイントが伝われば幸いと思っております。

このe-Bookは、何年かにわたって、日本および現地中東・アフリカ各国、さらには米国・欧州の弁護士・税理士・会計士等が執筆となり、その時々書き上げたニュースレターを基に作成しております。執筆にご協力いただいた方々には、この場をお借りし、御礼申し上げます。今後、同様に、同地域の発展を願い、また日本企業進出の後押しを願う専門家で、寄稿して下さる方がおられましたら、ぜひ、お声掛けいただければと存じます。

中東アフリカ・ビジネス法研究会
代表 伊藤(荒井)三奈

【お問い合わせ】
mea.bls.jp@gmail.com



●現地協力パートナー



アラブ首長国連邦
アブダビ
ボリス・ダッキウ



アラブ首長国連邦
ドバイ
ハビブ・アル・ムッラ



エジプト
カイロ
タヘル・ヘルミー



カタール
ドーハ
ザヒ・ユネス



サウジアラビア
リヤド
ジョージ・サイエン



トルコ
イスタンブール
イスマイル・エシン



バーレーン
マナマ
ナセル・アルファラジ



南アフリカ
ヨハネスブルグ
ウィルドゥ・ドゥ・プレシス



モロッコ
カサブランカ
カマール・ナスロラー

Contents

vol. 1 • 2012. 06

2012年7月1日、トルコで商法の大規模改正	1
Ⅰ 緩和された改正点	1
Ⅱ 厳しくなった改正点	1
Ⅲ 既存トルコ法人において必要な対応	2

vol. 2 • 2012. 09

トルコ商法、施行直前に多数の重要な変更	3
Ⅰ 施行直前に変更された重要な事項	3

vol. 3 • 2012. 09

政府や国営企業とのビジネスにおける注意点—裁判・調停制度の問題点とその対応	4
Ⅰ 圧倒的なバーゲニングパワーの違い	4
Ⅱ 事例と教訓	4

vol. 4 • 2012. 11

サウダイゼーション - サウジアラビア人の雇用比率 ～2013年2月までに対応が必要となる可能性～	6
Ⅰ サウダイゼーションの近年の展開	6
Ⅱ 会社に付与されるインセンティブとペナルティ	6
Ⅲ 新しい計算方法の採用	6
Ⅳ 計算方法変更の背景及び実務上の留意点	7

vol. 5 • 2013. 02

2012年における法令・実務の動向—UAE、エジプト、クウェート、ケニア、 サウジアラビア、トルコ、バーレーン、南アフリカ、モロッコ—	8
Ⅰ アラブ首長国連邦	8
Ⅱ エジプト	8
Ⅲ クウェート	8
Ⅳ ケニア	9
Ⅴ サウジアラビア	9
Ⅵ トルコ	10
Ⅶ バーレーン	10
Ⅷ 南アフリカ	10
Ⅸ モロッコ	11

vol. 6 • 2013. 02

世界に広がる模倣品の問題—エジプトにおける現状と展望	12
Ⅰ エジプトにおける模倣品の現状	12
Ⅱ 模倣品対策における問題点	12
Ⅲ 模倣品対策の将来の展望	13

トルコ代理店契約終了時のリスクと対策	14
I トルコの現地代理店保護のための法制度	14
II のれん補償の内容と趣旨	14
III 非独占的販売代理店契約	14
IV 正当な契約終了事由	15

南アフリカにおける企業結合規制～M&Aで南アフリカに進出する際に適用の可能性	16
I 南アフリカに特徴的な審査基準	16
II 企業結合規制の概要	16

エジプトのエージェント保護法制がもたらす問題	18
I エジプトにおけるエージェント	18
II エージェント保護法制とそこから生じる重大な問題	18
III 取りうる事前の対策	18

トルコの新しい病院PPP法～外国投資促進、資金調達可能性の向上への期待	20
I 新病院PPP法の主な内容	20

2013年上半期における法令・実務の動向	22
I アラブ首長国連邦	22
II カタール	22
III クウェート	23
IV ケニア	23
V サウジアラビア	23
VI トルコ	23
VII 南アフリカ	24
VIII モロッコ	25
IX 東南部アフリカ市場共同体 (COMESA)	25

南アフリカ共和国における外国為替管理規制	27
I 外国為替管理規制とは	27
II 南アフリカにおける外国為替管理規制の概要	27
III 実務上の留意点	28

UAEにおける仲裁実務の現状とその動向 第1回	29
I UAEにおける主要な国際仲裁機関	29

2013年下半期における法令・実務の動向	31
I アラブ首長国連邦	31
II ガーナ	32
III カタール	32
IV クウェート	32
V ケニア	33
VI サウジアラビア	33
VII チュニジア	33
VIII トルコ	34
IX ナイジェリア	35
X バーレーン	35
XI 南アフリカ	35

アフリカにおける汚職・贈収賄 リスクと対応	37
I アフリカビジネスと汚職・贈収賄リスク	37
II 現地におけるエージェント等の利用	37
III 役員・従業員の安全の確保	38
IV 資金支援の要請	38
V 贈答・接待・経費の負担	38
VI 汚職・贈収賄リスク軽減のために	39

UAEにおける仲裁実務の現状とその動向 第2回	40
I UAEにおける法的フレームワーク	40
II 近年の主要な裁判例	41
III まとめ	41

トルコ通信①（仲裁・医薬品&ヘルスケアー・知的財産）	42
I イスタンブール仲裁センター設立	42
II 管轄、仲裁の「ハイブリッド」条項について明瞭化に至らず	42
III 輸入医薬品の再輸出規制	42
IV トルコにおける新・ライフサイエンス戦略：医薬品・医療機器の現地生産に向けて	43
V 著名商標登録制度	43
VI 商標登録出願サービス料金の値上げ	43

UAEにおいて会社法大幅改正、今後の遵守対応が鍵	44
---------------------------------	-----------

vol. 19 • 2015. 12

公益財団法人公正取引協会主催 外国競争法研究会 報告書 「中東の競争法：トルコ・エジプト・サウジアラビア・UAE・イスラエル・ヨルダン」	45
I 中東における競争法	45
II イスラム法(シャリーア)と競争法	45

vol. 20 • 2016. 02

イラン経済制裁解除— 米国、欧州連合 (EU) など主要国が講じた措置と残されたリスク	48
---	----

vol. 21 • 2016. 04

宇宙ビジネスの実務と法 第1回 民間による宇宙ビジネスに向けて — 日本でも新たな宇宙関連2法案を閣議決定	49
I 世界の宇宙活動の動向— 国家産業から民間ビジネスへのシフト	49
II 日本でも新たな宇宙関連2法案を閣議決定	49
III 宇宙ビジネスのこれから	52

vol. 22 • 2017. 04

シリーズ 中東・アフリカヘルスケア投資環境レポート 第1回 アラブ首長国連邦 (UAE)	53
I UAEにおけるヘルスケア分野の近時の動向	53
II UAEのヘルスケア分野の投資環境	53
III 政府等によるヘルスケア分野への投資誘導策	54
IV ヘルスケア分野における投資の法的枠組み	54
V ヘルスケアビジネスに関する法規制	54

vol. 23 • 2017. 11

シリーズ中東・アフリカヘルスケア投資環境レポート 第2回 サウジアラビア	58
I サウジアラビアにおけるヘルスケア分野の近時の動向	58
II サウジアラビアのヘルスケア分野の投資環境	58
III 政府等によるヘルスケア分野への投資誘導策	59

vol. 24 • 2017. 12

シリーズ中東・アフリカヘルスケア投資環境レポート 第3回 トルコ	62
I トルコにおけるヘルスケア分野の近時の動向	62
II トルコのヘルスケア分野の投資環境	62
III 政府等によるヘルスケア分野への投資誘導策	62
IV ヘルスケア分野における投資の法的枠組み	62
V ヘルスケアビジネスに関する法規制	63

※本ニュースレターは、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。また執筆中に現地法規制が改正されたり、執筆前後で解釈が変わったりする可能性があります。個別案件のご相談は、各々専門家のアドバイスを仰いでください。

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 1 • 2012. 06

2012年7月1日、トルコで商法の大規模改正

トルコでは、新しい商法が2012年7月1日に施行される(一部の条項は2013年に施行)。新商法は、これからトルコで設立される会社のみならず、既にトルコで設立されている会社にも適用される。

新商法の中心は、コーポレート・ガバナンスの充実である。特に、監査制度について、すべての会社に対して外部監査を義務付けるほか、国際会計基準を全面適用するなど、大幅な改革が行われる予定であり、これにより、会社の透明性が向上することが期待されている。

コーポレート・ガバナンスの充実に関連して、新商法では、株式会社と有限責任会社について、重要な改正が行われた。

I 緩和された改正点

出資者の数について、従来は、株式会社は最低5名、有限責任会社は最低2名と定められていたが、新商法においてはこのような制限は撤廃され、いわゆる一人

会社が許容されることになる。

また、現行法では、株式会社においては、取締役が株主である必要があるとされていたために、取締役が株式を引き受けなければならなかったが、新商法ではそのような規制が撤廃される。

II 厳しくなった改正点

株式会社の取締役について、1名以上のトルコ居住のトルコ人を置く義務が新設された。また、有限責任会社のマネージャー(業務執行者)についても、少なくとも1名はトルコ居住であることが要求されることとなった。このため、株式会社においてはトルコ人の居住者取締役、有限責任会社においてはトルコ居住者マネージャーを確保しなければならないという新しい問題点が生じている。

また、有限責任会社の最低資本金額が現行法の2倍の1万トルコリラ(約44万5000円、1トルコリラを約44.5

	株式会社		有限責任会社		
	現行法	新商法	現行法	新商法	
最低株主数	5名	1名	2名	1名	
最低資本金額	5万トルコリラ	原則として5万トルコリラ(授權資本制度を採用する会社については異なる)	5,000トルコリラ	1万トルコリラ	
ガバナンス・業務執行体制	必要機関	3名以上の取締役で構成される取締役会が必要	1名以上の取締役で構成される取締役会が必要	1名以上のマネージャー(業務執行者)が必要	変更なし
	国籍・居住要件	すべての取締役について要件なし	取締役のうち最低1名はトルコに居住しているトルコ人でなければならない	国籍・居住要件なし	マネージャーのうち最低1名はトルコに居住している必要がある
	その他	取締役は株主である必要	取締役の株主要件は撤廃	—	—
資本金の払込み	資本金額の4分の1が設立後3か月以内に、残りの額は3年以内に払込まなければならない	資本金額の4分の1以上の払込みが設立に先立って完了し、残りは設立後2年以内に払込まなければならない	資本金額の4分の1が設立後3か月以内に、残りの額は3年以内に払込まなければならない	現金による出資金は、設立前に全額払い込まなければならない	

円(2012年6月現在)で換算。)に引き上げられる。

Ⅲ 既存トルコ法人において必要な対応

現在トルコで設立されている株式会社または有限責任会社については、新商法施行に関連して以下の手順を経る必要がある。

- トルコに居住するトルコ国籍の取締役を有しない株式会社は、現在の取締役の任期が満了(または辞任もしくは解任)し、次の取締役を選任するときに、新商法に従ってトルコに居住するトルコ国籍の取締役を選任しなければならない。
- トルコに居住するマネージャーを有しない有限責任会社は、現在のマネージャーの任期が満了(または辞任もしくは解任)し、次のマネージャーを選任するときに、新商法に従ってトルコに居住するマネージャーを選任しなければならない。
- 資本金額が1万トルコリラ未満の有限責任会社は、原則として新商法の公布日(2011年2月14日)から3年以内に資本金額を1万トルコリラ以上に引き上げる手を完了しなければならない。
- 上記以外に新商法に基づき定款の内容を修正する必要がある場合には、株式会社または有限責任会社は、当該修正をする定款変更を新商法の公布日(同上)から18か月以内に行わなければならない。

 執筆 伊藤(荒井)三奈

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 2 • 2012. 09

トルコ商法、施行直前に多数の重要な変更

トルコでは、2012年7月1日付で新しい商法が施行された。この新商法は、施行直前の6月30日になって、改正法の内容の大幅な変更が発表され、翌日7月1日に施行されるという経緯をたどることとなった。

当事務所は、本年6月発行のニュースレターにおいて新商法の内容を紹介した。その後に発表された改正法の変更事項は多岐にわたるが、本ニュースレターでは、そのうち特に重要なものを紹介する。6月付ニュースレター^①の内容と併せてご確認いただきたい。

I 施行直前に変更された重要な事項

株式会社の取締役並びに有限責任会社のマネージャー（業務執行者）に関する国籍・居住要件、及び、有限責任会社の設立時の資本金の払込みに関して、以下のとおり変更が加えられた（取消線部分は変更前の新商法の内容）。

上記の変更により、具体的には以下のような実務上の変更が生じる。

- 株式会社の取締役並びに有限責任会社のマネージャーについて、国籍・居住の要件は課さないこととなった。そのため、新たにトルコ国籍あるいは

トルコ居住の取締役やマネージャーを確保するという、外国投資家にとっては困難な課題に直面することは回避された。

- 有限責任会社の設立時の資本金の払い込みについては、要件が緩和され、株式会社と同じ扱いとなった。

また、既存トルコ法人において、新商法施行に関連して必要な対応についても変更が加えられた。

- 新商法に基づき定款の内容を修正する必要がある場合に、いつまでに当該修正の完了をする必要があるかにつき、その期限が延長された。すなわち、変更前は新商法の公布日(2011年2月14日)から18ヶ月以内とされていたが、新商法の施行日(2012年7月1日)から12ヶ月以内と変更され、定款変更は2013年7月1日までに対応すればよいこととなった。

 執筆 伊藤(荒井)三奈

		株式会社		有限責任会社	
		現行法	新商法	現行法	新商法
ガバナンス・ 業務執行体制	国籍・ 居住要件	すべての取締役について要件なし	取締役のうち最低1名はトルコに居住しているトルコ人でなければならない すべての取締役について要件なし	国籍・居住要件なし	マネージャーのうち最低1名はトルコに居住している必要がある 国籍・居住要件なし
	資本金の払込み	資本金額の4分の1が設立後3か月以内に、残りの額は3年以内に払込まなければならない	資本金額の4分の1以上の払込みが設立に先立って完了し、残りは設立後2年以内に払込まなければならない	資本金額の4分の1が設立後3か月以内に、残りの額は3年以内に払込まなければならない	現金による出資金は、設立前に全額払い込まなければならない 資本金額の4分の1以上の払込みが設立に先立って完了し、残りは設立後2年以内に払込まなければならない

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 3 • 2012. 09

政府や国営企業とのビジネスにおける注意点 — 裁判・調停制度の問題点とその対応

I 圧倒的なバーゲニングパワーの違い

アフリカなどの新興国においては、政府や国営企業を取引相手とするビジネスの機会が多い。そのような場合、相手方は交渉の場において圧倒的に有利な立場にあり、民間企業側が希望するビジネス上または契約上の条件を受け入れてもらうことにはしばしば困難が伴う。

また、取引がこじれ、後に法的紛争に発展してしまったケースにおいて、国や国営企業が合理的な理由なしに、例えば事業に必要な許認可や不動産の剥奪などといった手段を通じ、民間企業をビジネスを継続できない状況へと追いこむ例が散見される。

このような状況下、民間企業である投資家が自らの利益を最大限守るためには、

- ① 契約書の中で適切な仲裁条項を入れておくことができないか
- ② 投資家の国(日本)と投資相手国との間に、国家と投資家の間における紛争解決に関する投資協定がないか
- ③ 上記①と②のいずれも当てはまらない場合、投資スキームを変更して予防的な措置を講じることはできないか

といった点を投資段階で十分に検討する必要がある。以下、過去に法的紛争になった具体例を引き合いに、これらの対応策について検討する。

II 事例と教訓

新興国において政府や国営企業が相手方となった紛争では、その国の裁判所や仲裁機関では、外国企業にとって公平な判断が期待できない場合が多い。Wena Hotels事件でも、エジプト国内での裁判や仲裁では、十分な法的救済が得られなかった。

ケース1: Wena Hotels 事件 (エジプト)

【事案の概要】

英国企業のWena Hotelsは、エジプトの国営企業との間で賃貸借契約を締結し、ホテルを運営。しかし、賃料がらみで法的紛争になり、国営企業側が合理的な理由なく、強制的にホテルの占有を奪取。

【紛争の経過】

エジプトにおける裁判とエジプトにおける仲裁手続(賃貸借契約上の仲裁条項に基づき、仲裁を申し立て)

→ごくわずかの損害賠償しか認められないなど、問題解決せず。

投資紛争解決国際センター(ICSID)における仲裁

ICSIDは世界銀行の一機関で、国際投資紛争の解決を行う場を提供する国際機関。Wena Hotelsは、英国とエジプトが締結している協定に基づき、ICSIDにおける仲裁を申し立て。

→ICSID仲裁廷は、Wena Hotelsの請求の一部を認め、利息と費用を含め2,060万米ドルの支払を命じる判断を下した。

そのような事態に備え、投資段階の契約交渉で、法的紛争の際は第三国で仲裁を行うという仲裁条項を入れるように交渉すべきである。実務上は、紛争の当事者となる政府や投資家の国以外の第三国かつ英語圏が選択されることが多い。

ただ、国や国営企業が相手の場合、契約交渉自体が難しく、こちらが望む仲裁条項を契約に盛り込むことが拒否されることもある。

そのような場合を念頭に、国家と投資家の間の法的紛争を中立的に解決してくれる国際紛争解決機関が利用可能か、調べておくべきであろう。これは、国家間で締結されている投資協定等において、紛争解決手段としてこのような国際仲裁機関による仲裁が可能であることが明記されているかどうか、ということである。上記のWena Hotels事件では、幸い、エジプトと英国の間で、このような投資協定が締結されていたことから、ICSIDにおける仲裁手続を利用することができた。

では、投資先の国と日本との間に上記のような投資協定等がない場合、どうすればよいのであろうか。実際、本稿執筆時点において、アフリカの国々の中で日本とかかる投資協定を締結しているのは、エジプトのみである。

ケース2: **Millicom** 事件 (セネガル)

【事案の概要】

ルクセンブルクの携帯電話サービス会社であるMillicom International Cellular (Millicom) は、自社のオランダ子会社を経由して、セネガルに携帯電話会社を設立し、同国政府の営業許可を取得した。その後、セネガル政府は、Millicom側に契約違反があったとして、営業許可を取り消した。

【紛争の経過】

投資紛争解決国際センター (ICSID) における仲裁

Millicomのセネガル子会社は、親会社であるMillicomのオランダ法人とともに、ICSIDの紛争解決手続を利用して、セネガル政府に対して約6億米ドルを請求。その後、本年8月、当事者は和解契約を締結し、同契約中でセネガル政府は営業許可の有効性を確認し、さらにそれを延長すること、その営業範囲を拡大することができることを認め、これらの対価としてMillicom側が1億300万米ドルを支払うことを合意して、紛争は解決した。

このケースでは、ルクセンブルクとセネガルの間に紛争解決に関する投資協定はなかったが、セネガルへの投資がオランダ子会社を通じて行なわれており、オランダとセネガルとの間にはかかる投資協定が存在していたことから、MillicomはICSIDにおける仲裁手続を利用することができた。

もし、投資先の国と日本との間に投資協定がなかったとしても、投資家である日本企業の海外子会社を通じて投資を行うことで、他の国の投資協定による保護を受けられるように、投資スキームを工夫することができないか、検討しておきたい。

以上に述べたとおり、投資段階での十分な調査・検討こそが、将来起こりうる法的紛争の迅速かつ適切な解決に資することを銘記いただきたい。

✎ 執筆 伊藤(荒井)三奈

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 4 • 2012. 11

サウダイゼーション・サウジアラビア人の雇用比率 ～2013年2月までに対応が必要となる可能性～

I サウダイゼーションの近年の展開

「サウダイゼーション(Saudization)」とは、サウジアラビアで、自国民の雇用の促進を目的として政府が実施する一連の政策を指す。

特に、2011年6月にその一環として採用された「ニタカット・プログラム(Nitaqat program)」では、会社が雇用している全従業員に占めるサウジアラビア人の比率が低い会社に対するペナルティが定められたことから、近年、同政策に対する関心が高まっている。

また、本年9月には、同国政府より、サウジアラビア人の雇用比率に関する計算方法変更の可能性が発表されており、サウジアラビアの会社は、早ければこの新しい計算方法が適用開始となる2013年2月までに、この変更を踏まえた雇用計画の見直しが求められる。日本企業に関しても、サウジアラビアに現地法人として会社を設置している企業については、当然に現地法人にこの新しい規制が適用されることが予想されるため、対応が必要とされる。

II 会社に付与されるインセンティブとペナルティ

ニタカット・プログラムでは、サウジアラビア国内の会社が順守すべきサウジアラビア人の雇用比率が、業種や従業員数に応じて定められている。会社は、設定された雇用比率の達成度に応じて、①エクセレント(Excellent)、②緑(Green)、③黄(Yellow)及び④赤(Red)に分類される。この中で、①エクセレント又は②緑に分類された会社には一定のインセンティブが付与され、反対に③黄又は④赤に分類された会社にはペナルティが課される仕組みとなっている。

同プログラムにおいて会社に付与されるインセンティブ／ペナルティの概要は、以下の通りである。

III 新しい計算方法の採用

上述の通り、2012年9月、同国政府は、ニタカット・プログラムにおける計算方法変更の可能性を発表した

分類	インセンティブ／ペナルティの例
①エクセレント	<ul style="list-style-type: none">外国人労働者の労働許可証の更新が可能外国人労働者の新規ビザ申請が可能労働ビザに登録された外国人労働者の職種変更が可能黄又は赤に分類された会社が手配した労働ビザを有する外国人労働者について、これらの会社の許可を得ずに自社に転職させることが可能
②緑	<ul style="list-style-type: none">外国人労働者の労働許可証の更新が可能外国人労働者2人の出国に伴って、1人分の後任者ビザ(replacement visa)の申請が可能労働ビザに登録された外国人労働者の職種変更が可能黄又は赤に分類された会社が手配した労働ビザを有する外国人労働者について、これらの会社の許可を得ずに自社に転職させることが可能
③黄	<ul style="list-style-type: none">サウジアラビアにおける居住期間が6年以下である外国人労働者について、労働許可証の更新が可能新規の外国人労働者に関する労働ビザ発給は不可外国人労働者2人の出国に伴って、1人分の後任者ビザ(replacement visa)の申請が可能労働ビザに登録された外国人労働者の職種変更は不可
④赤	<ul style="list-style-type: none">外国人労働者の労働許可証の更新は不可外国人労働者の労働ビザ発給は不可労働ビザに登録された外国人労働者の職種変更は不可

(以下「新計算方法案」という)。従来の計算方法では、基本的に雇用しているサウジアラビア人の人数のみを問題としていたが、新計算方法案では、雇用したサウジアラビア人の人数のみではなく、雇用したサウジアラビア人に対する賃金の額などの要素をも考慮して雇用比率の計算がなされることとなる。

発表された新計算方法案の概要は、以下の通りである。

この新計算方法案は、5か月間の検討期間を経た後、早ければ2013年2月から適用される可能性がある。

IV 計算方法変更の背景及び 実務上の留意点

新計算方法案が発表された背景には、ニタカット・プログラムにおいて要求されるサウジアラビア人の雇用比率を形式上順守するために、数合わせのために低い給料でサウジアラビア人を形式上雇用する企業が見られたためともいわれている。その理由としては、一般的に、サウジアラビア人の労働者は、外国人労働者に比べて即戦力としての能力を有する者が少ないなどの事情が指摘されているが、今後は、そのような運用は認められないこととなるので注意が必要である。

サウジアラビアの会社は、新計算方法案が適用され

るまでに、雇用計画を設計しなおす必要がある。すなわち、これまで一人とカウントしていた従業員について、給与が低いために一人とカウントされなくなっている人員がいるというケースも想定される。この場合、雇用比率を従前の水準に改善するためには、①既存の従業員の給与を上げる、あるいは、②新たに高給に見合う即戦力となるサウジアラビア人を雇用するといった措置が必要となる。特に、即戦力となるサウジアラビア人については、各社による争奪戦も予想されるため、サウジアラビア人の従業員に対する教育の実施も視野に入れた、早めの対応が求められる。

なお、同国政府は、民間企業について週休2日制を導入する予定であると発表するなど、今後も、自国民を含めた労働者の待遇向上等を目的とした様々な政策を発表する可能性があり、引き続き注意が必要である。

執筆 伊藤(荒井)三奈 大森裕一郎

雇用するサウジアラビア人	1人につきカウントされる人数	備考
給与が月額SAR3,000以上の従業員	1人	
給与が月額SAR1,500以上3,000未満の従業員	0.5人	
給与が月額SAR1,500未満の従業員	0人	
パートタイム(給与が月額SAR1,500以上、かつ、社会保険料が支払われる場合)	0.5人	●2社以上で働いている場合は、カウントされない
学生(給与が月額SAR1,500以上、かつ、社会保険料が支払われる場合)	0.5人	●2社以上で働いている場合は、カウントされない ●会社におけるサウジアラビア人の10%(飲食店は25%)超となった場合は、カウントされない
刑務所からの出所者(給与が月額SAR3,000以上、かつ、社会保険料が支払われる場合)	2人	●出所後2年間に限り、2人としてカウントされる(以降は1人としてカウント) ●会社におけるサウジアラビア人の10%超となった場合は、以降は1人としてカウントされる
身体障害者(給与が月額SAR3,000以上、かつ、General Organization for Social Insurance(社会保険庁)に登録される場合)	4人	●2社以上で働いている場合は、カウントされない ●会社におけるサウジアラビア人の10%超となった場合は、以降は1人としてカウントされる

* SAR = サウジアラビア・リヤル

* なお、学生、刑務所からの出所者及び身体障害者の合計は15%(飲食店については30%)を超えてはならない

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 5 • 2013. 02

2012年における法令・実務の動向

— UAE、エジプト、クウェート、ケニア、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、南アフリカ、モロッコ —

本ニュースレターでは、中東・アフリカ地域における2012年の主要な法令および実務上の展開を紹介する。

I アラブ首長国連邦

1. ドバイにおける市場法の改正

2012年7月5日、アラブ首長国連邦(UAE)の首長国ドバイにおいて、新しい市場法が施行された。新市場法の狙いは、ドバイにおける資本市場に対する規制のうち、発行開示規制についてはEUのProspectus Directiveに、また市場濫用規制についてはEUのMarket Abuse Directiveに近付けることである。

その一例として、発行開示規制について、有価証券の発行に関する従前の分類を廃止したうえで、次の2つの場合においては目論見書を作成する必要があるとした。

- ドバイ国際金融センターにおける有価証券の募集
- 有価証券がナスダック・ドバイにおいて取引されるための取引許可の取得

資本市場に対する規制につき国際スタンダードを採用することにより、ドバイにおける資本市場がより活発となることが期待されている。

II エジプト

1. シナイ半島の開発に関する法律の施行

エジプトでは、2012年にシナイ半島の開発に関する法律およびその施行規則(総称して以下「シナイ半島開発規制法」という。)が制定された。シナイ半島開発規制法は、①エジプト人またはエジプト人所有の法人以外はシナイ半島の土地を所有できない、②外国人による土地利用権の期間は原則として30年に限定される、

③シナイ半島に対する外国投資は、エジプト人がその資本の55パーセント以上を支配するエジプト法人を通じてなされなければならない、④シナイ半島に所在する土地に関する契約においては、当該土地の所有権等に関する紛争について仲裁条項を定めてはならない、といった規制を定める。

上記のように、シナイ半島開発規制法は、政府によるシナイ半島の総合的開発のために強い外資規制を定めるものであり、今後のシナイ半島への外国投資に大きな影響を与えると考えられる。

III クウェート

1. 新しい会社法の制定

2012年11月29日、クウェートにおいて、新会社法が施行され、従前の1960年商事会社法が廃止された。

新会社法は、ビジネス環境を整えることで投資を促進することに主眼が置かれており、様々な新制度を導入している。たとえば、会社設立について「ワン・ストップ・ショップ」のコンセプトに基づいて設立手続きが容易になったほか、現物出資の手続きも簡素化された。また、会社のガバナンスについて、取締役会の経営陣からの独立、経営者・取締役の権限強化などが盛り込まれた。ただし、会社の持分の最低51%はクウェート人により保有されなければならないとする原則については維持された。なお、既存の会社には、新会社法による制度に適應するために6か月間の猶予期間が与えられている。

新会社法は、クウェートにおけるビジネスを促進することを狙って起草されたものであるが、この動きが今後他の湾岸諸国(バーレーン、カタール等)に波及する可能性を指摘する者も多い。

IV ケニア

1. リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ (LLP) の導入

ケニアでは、2012年3月16日、リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ法が施行された。これにより、ケニアにおける事業組織の形態として、従前からある会社、ジェネラル・パートナーシップ等に加えて、リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ(LLP)を選択できるようになった。

ケニアで導入されたLLPは、他の法域におけるものと同様、会社の性質とパートナーシップ(組合)の性質を併せ持っている。ケニア版LLPの主な特徴は、次のとおりである。

- 2人以上の組合員により設立され、自然人と法人のいずれも組合員となることができる。
- LLPは、組合員とは独立した法人格を有する。
- 組合員は、原則として、LLPまたは他の組合員の債務・負債について責任を負わない。ただし、組合員自らの違法行為については責任を負う。
- 会社または他のパートナーシップからLLPに組織変更することが認められる。

実務上の運用について不明な点は残されているものの、今後、ケニアにおいて事業を行う際に、事業上や税務上の効果を勘案したうえで選択肢の一つとして考慮すべき組織形態になるであろう。

2. 土地に関する法制度の大改正

2012年5月2日、ケニアにおいて、2010年に公布された新憲法に基づき、土地に関する法制度の大改正が行われた。改正点は、土地の登録に関する事項、土地の分類(公有地、私有地等)に関する事項、土地の賃貸借に関する事項と多岐にわたる。

ケニアにおいて事業を行う外国会社にとって影響が大きい改正点として、外国人による土地保有の禁止が挙げられる。改正後の法制度の下では、ケニア国民以外の者は、①土地の所有権、および②期間が99年を超える借地権を保有することができなくなった。改正が施行された2012年5月2日時点において外国人が保有していた上記の権利については、99年間の借地権に転換されている。

新憲法によれば、法人については、ケニア国民のみによって保有されている場合のみケニア国民とみなすと定められているため、外国人または外国会社が持分または株式を一部でも保有する会社については外国人とみなされ、土地の所有権または期間が99年を超える借地権を保有できないという規制の対象となる。

V サウジアラビア

1. 仲裁法の改正

サウジアラビアでは、仲裁法が改正され2012年7月8日に施行された。旧仲裁法では、仲裁手続への裁判所の干渉が可能であったため、アラビア法またはシャリア法の知識が不十分な外国企業がサウジアラビアにおける仲裁を利用することは困難であったが、改正法は、仲裁決定の効果および当事者自治等の点で、UNCITRAL(国連国際商取引法委員会)の仲裁モデル法の内容を広く採用するものとなっており、国際仲裁手続の整備が大きく進められたといえる。

たとえば、改正前の旧法下では、仲裁決定はSaudi Board of Grievancesの承認を得なければ確定せず、拘束力を有しないとされていたため、仲裁決定が覆されるリスクがあったが、新法では仲裁決定はそのまま拘束力が認められることとなった。また、当事者自治も強化されており、当事者が準拠法および仲裁規則を自由に選択する(ただし、シャリア法の原則に反するものは認められない)ことが認められた。これらの改正により、サウジアラビアでの紛争解決方法の選択肢が広がることが期待される。

2. サウダイゼーション政策の進展

以前に当事務所から発行したニュースレター¹⁾において、サウジアラビアにおける自国民の雇用促進を目的とした「サウダイゼーション」政策に関し、サウジアラビア人従業員の比率が低い会社に対してペナルティを定める「ニタカット・プログラム」を取り上げた。また、同ニュースレターでは、2012年9月に、その雇用比率の計算方法の変更が発表され、サウジアラビアに現地法人を設けている日本企業についても、新しい計算方法に基づく雇用計画の変更が必要となるという注意喚起を行った。

その新しい計算方法の詳細については、過去のニュ

ースレター²⁰¹³を参照。なお、同ニュースレター後のアップデートとしては、上記計算方法の適用開始は2013年2月2日と確定されている。

また、関連する規制として、2012年11月15日に、企業が雇用している外国人従業員の人数が、サウジアラビア人従業員の人数よりも多い企業に対する負担金の制度が発表された。超過している外国人従業員の1名につき、月額200サウジアラビア・リヤルを、当該外国人の就業許可の更新の際に支払うことが義務付けられた。

この規制も上記のニタカット・プログラムにおける計算方法の変更と併せて、サウジアラビア企業における雇用計画の見直しが必要となる要因となっている。

3. 新しい上場規則の制定

サウジアラビアのCapital Markets Authorityは、2012年1月22日に新たな上場規則を発表した。新上場規則は多岐にわたる上場関連の規制の変更を定めているが、外国企業に関連する重要な改正としては、サウジアラビア国外で上場する外国企業がサウジアラビア証券取引所(タダウル)において重複上場することが認められることとなった(ただし、外国の証券市場がサウジアラビアの上場規則と同等の規則を有するものであることを要する)点である。

VI トルコ

1. 商法の大規模改正

トルコでは、新しい商法が2012年7月1日に施行された。コーポレートガバナンスの充実を主眼に置いた大規模な改正で、これにより会社関連の法整備はかなり近代化された印象である。

同改正では、株式会社および有限責任会社について、株主(持分権者)の最低数がそれぞれ5名から1名、2名から1名へと変更され、株主が1名のいわゆる一人会社が許容されるようになった。また、株式会社の取締役が株主でなければならないという要件が撤廃された。新商法の内容等については、過去のニュースレター²⁰¹²を参照。

なお、過去のニュースレターで取り扱った内容のほか、スクイズアウト(株主の締め出し)に関する制度が新設されるなど、M&Aや合併事業に関連する規定

も整備されている。

一方で、施行直前の6月30日になって、改正法の内容の大幅な変更が発表されるという経緯をたどっており、新興国ならではの予測困難な状況を目の当たりにした。

2. 労働衛生安全に関する法律の施行

トルコに存在する事業所すべてに適用される労働衛生安全に関する法律が2012年12月30日に一部施行された。この法律では、使用者が労働者の労働衛生安全に関してとらなければならない措置が規定されている。たとえば、労働安全に関する専門家や産業医を採用(あるいは外部医療機関に委託)する義務が設けられ、定期健康診断を提供する義務なども設けられている。

違反に対する罰則も設けられていることから、トルコで事業を行っている企業は、自社の労働衛生安全体制が新法の要求に適合しているかどうかを早急に見直す必要がある。

VII バーレーン

1. 労働法の改正法施行

バーレーンでは、2012年7月26日に労働法の改正法が成立した。改正法により、事業者が、労働者の健康、安全確保のための適正な措置を講じなかった場合の処罰規定(3年以下の懲役および500バーレーン・ディナール以上1,000バーレーン・ディナール以下の罰金)が定められたため、バーレーン進出企業は、従業員の健康・安全確保措置について留意が必要である。その他、改正法により、労働者に付与すべき有給休暇の日数が増加された(年次休暇は21日から30日に増加)点など、労働者の処遇の強化が図られている。

VIII 南アフリカ

1. 個人情報保護法に関する動向

南アフリカの国民議会は、2012年9月11日、個人情報保護法案を可決承認した。同法は、我が国の個人情報の保護に関する法律と同様に、個人情報の取得、管理、利用および提供に対して規制することを目的とするものである。国民議会を通過した同法案は、現在、全国州評議会において審議中であるが、報道によれば、

本年中には可決・施行される見込みとのことである。

この個人情報保護法案の下では、南アフリカに所在する法人に対して、物理的・技術的・組織的・人的な個人情報管理体制の構築を義務付けるものであり、その違反は罰金刑および／または懲役刑の対象となる。また、特筆すべき点として、我が国の個人情報の保護に関する法律とは異なり、現存する特定可能な「法人」に関する情報についても、同法上の個人情報に含まれるとしており、その運用次第では、かなり広範な情報について「個人情報」としての管理を強いられる可能性がある点である。南アフリカで事業を行っている企業および同国に進出することを検討している企業は、今後の同法の成立・施行時期、さらには最終的な法律の内容がどうなるかについて注視する必要があるだろう。

Ⅷ モロッコ

1. 個人データ保護法に基づく義務の適用開始

モロッコでは2009年に個人データ保護法が施行され、同法に基づき個人データに関する情報主体の権利、データ管理者の義務等が広く定められているところ、2012年11月15日に同法の施行に伴う猶予期間が終了し、同日以後、個人データを扱う全ての法人に対し当該法律を遵守することが求められている。

当該法律の下では、データ収集時における規制、データの海外送信に関する事項等、極めて広範な規制が課されているため、モロッコで個人データを扱う可能性のある進出企業は当該法律へのコンプライアンスにつき十分な注意を払う必要がある。なお、この個人データ保護法の違反については10,000モロッコ・ディルハム以上300,000モロッコ・ディルハム以下の罰金または3か月以上2年以下の懲役を科す罰則規定が置かれている点にも留意されたい。

詳細については、Baker & McKenzieカサブランカオフィスのリーガルアラート⁷⁹²を参照(英語)。

執筆 伊藤(荒井)三奈 白石絢子 望月健 立石電資
鈴木惇也 和田卓也

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 6 • 2013. 02

世界に広がる模倣品の問題— エジプトにおける現状と展望

模倣品とは、いわゆるニセモノ商品のことで、著名なメーカーのデザインを真似た商品や商標を無許可で使用した商品などの態様があり、模倣された被害企業の知的財産権を侵害する製品である。

模倣品の多くは中国で製造されており、これらが海外に拡散する経路をみると、その一部はフリーゾーン制度が充実しているUAEのドバイの港を経由し世界中に広がるという流れが存在していることがわかる。自動車部品に関する調査結果をみると、同調査に回答した日本企業の事例では、模倣品の約8割は中国で製造され、また第三国を介して販売される模倣品のうち約3割はUAEを経由している。ドバイに集積した模倣商品は、アジア各国や他の中東諸国と同様、膨大な量がエジプトに流入しており、エジプトの消費者は、模倣品と知りながら(あるいは知らずに)、それらを非常に容易く購入している。模倣品の中には、日本製品やそのロゴを模倣したものも多いため、日本企業は対応に苦慮しているところである。

I エジプトにおける模倣品の現状

多くの日本企業にとって、エジプトは非常に重要かつ将来性のある市場である。2011年、日本からエジプトへの輸出高は約13億ドルに達している。日本製品は、その高い品質によって、エジプトの消費者の評価が非常に高い。しかしながら、エジプト市場における日本製品の人気・信頼は、日本企業の会社名、ブランド名を利用した模倣品の誘発にもつながっている。

日本企業は、自社の製品の模倣品が流通する結果、逸失利益という形で相当な規模の経済的損失を被っている。これに加え、模倣品は一般的にその品質が本来の製品より劣るため、消費者が模倣品と知らずに購入することで、模倣された企業のブランド価値が低下することも免れない。

また、経済的損失にとどまらず、模倣品は、消費者の生命、身体を害することさえある。品質に問題のある模倣品の使用により、消費者が負傷または死亡する事

故が頻繁に報じられているが、こういった事故は、会社名、ブランド名、製品名、ロゴ等を模倣された本来無関係の企業が訴訟に巻き込まれるという事態を引き起こすこともある。

II 模倣品対策における問題点

上記のとおり、エジプトにおいて流通している模倣品は、海外で製造されたものがエジプトに輸入され、販売されているケースが多い。そこで、模倣品被害を被る企業にとって、第一の課題は、いかにエジプトの税関において模倣品を発見し、輸入差し止めを行い、そしてエジプト市場への流入を減らすかである。

現状、エジプトの税関職員は模倣品の真贋判定を行う十分な能力を有しているとはいえないが、当該能力を養うための訓練を行うことにより、税関において税関職員が模倣品を自主的に発見する確率は改善できるものと思われる。しかし、税関における模倣品取締りを実効的に行うためには、税関に対する真の権利者による積極的な関与が有効に機能するよう、税関のルールが改正される必要がある。

エジプトでは、知的財産権を侵害する商品が輸送されたと考える理由がある場合、真の権利者は、税関当局に対し、検査のために当該商品を差し止めるよう申し立てることができる。しかし、当該申し立てを行うためには、差し止めの対象となる商品の価額の25%に相当する保証金を提供しなければならない。差し止めの対象となる商品の内容・数量によっては、この保証金は相当な金額に及ぶ。さらに現在の規定では、保証金は申し立て後10日以内に提供されなくてはならず、10日以内に提供できなかった場合、差し止めを申し立てた商品は市場に流通してしまう結果となる。エジプトに事業の拠点を有していない日本企業の場合、本社が保証金を手配しなければならないところ、海外送金には一定の日数を要するため、この要件は相当な負担となる。

日本企業にとっての第二の課題は、エジプトの裁判所に対して、知的財産権を保護することの重要性、なら

びに模倣品の流通を適切に抑止しない場合には製造業者のみならずエジプトの消費者にも被害が及び得ることを説明し、理解してもらうことである。残念ながら、現状では、模倣品に関する訴訟について、エジプトの裁判所においては、日本企業が満足できる救済は得られないことが多い。

Ⅲ 模倣品対策の将来の展望

このように、エジプトにおける模倣品対策において、日本企業は依然としてさまざまな困難に直面しているものの、近年、日本とエジプトの両国において、模倣品対策に対する意識が高まりつつある。

例えば、模倣品と疑われる商品を税関において差し止めるのに必要となる保証金の額について、現在の商品価額の25%という水準から減額することがエジプトの政策立案者によって議論されている。いまだ減額が決定されるには至っていないものの、この議論は望ましい方向への一歩であると評価することができる。

日本政府やその関連団体も、エジプトや中東における模倣品対策の進展のためにさまざまな活動を行っている。2012年12月、経済産業省及び日本貿易振興機構(ジェトロ)は、エジプトにおける模倣品対策をテーマとするセミナーを開催した(当事務所がスピーカーとして参画)。また、ジェトロが事務局を務め、多くの日本企業が参加する国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)は、中東地域における知的財産保護に関する問題を研究するワーキンググループを設置しており、同ワーキンググループに対し、当事務所は専門家として、エジプトにおける状況についての意見を提供した。

エジプトにおける模倣品対策について、日本企業の権利を適切に保護し、ひいては日本製品のブランドに信頼を置くエジプトの消費者を保護するためには、模倣品被害を受けている日本企業のみならず、日本政府およびエジプト政府によるさらなる協力が不可欠である。

ベーカー&マッケンジーのカイロ事務所の専門家は、次のような事項について、今後適切な方向で法令や実務の改善が進むかどうか、エジプトで企業が安心して事業活動を行うために重要な課題となるであろうと話す。

- 上記で説明した差し止めに必要な保証金(商品価額の25%)を減額または廃止する。
- 法令の改正を通じて、権利者や当局による積極的な関与により、裁判所の判決を待たずに、速やかな模倣品の差し止めや破壊等の措置を可能とする。
- 知的財産権に関する当局が複数あって相互の情報提供がなされていない現状を改善し、1つの当局に権限や情報を集約する。さらに、国境税関に知的財産局を設置する。

執筆 伊藤(荒井)三奈 望月健

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 7 • 2013. 03

トルコ代理店契約終了時のリスクと対策

I トルコの現地代理店保護のための法制度

トルコにおいて、多くの日本企業が現地の販売代理店(distributor)を通じ、自社の製品を販売している。そのような日本企業の中には、トルコ市場での事業拡大のために代理店販売から自社販売に切り替えたいと考える企業も増え始めている。しかし、これらの企業の多くが、代理店契約終了に関して代理店保護を図る法制度のために大きな困難に直面している。このうち最も影響の大きい法制度は、契約終了時に代理店に対して多額の補償を支払わなければならない可能性があるという点である。

その顕著な例として、2008年の韓国企業LGのケースが挙げられる。LGは、トルコにおける販売代理店として、Digicomという現地企業を6年間にわたって使っていたが、代理店契約を終了して自ら販売する方針へと転換した。LGは、Digicomからトルコ商法に基づく補償請求を受け、4年間の裁判の後、トルコの裁判所からDigicomへの約160億円の支払いを命じられた。

トルコ法の下、代理店側が代理店契約終了に関して請求できる補償にはいくつかの種類がある。LGのケースの160億円の補償額も、複数の補償により構成されている。その中でも、販売代理店を通じた販売から自社による販売網構築に切り替える場合に特に注意しなければならないのが、「のれんまたは営業権に対する補償(以下、「のれん補償」)」である。のれん補償は、特に高額な補償が認められる可能性があるが、トルコ商法上、①非独占的販売代理店契約の場合と、②契約終了が正当な事由に基づく場合には、のれん補償の義務は発生しない。本ニュースレターでは、トルコ商法上ののれん補償の内容に加え、上記①および②の対応策について解説する。

II のれん補償の内容と趣旨

販売代理店が既存の販売網やノウハウを利用して販売活動を行ったことにより、販売代理店を利用する企業

(以下、「本人企業」(principal))の顧客ポートフォリオが構築および拡大されることがある。それにもかかわらず、本人企業が一方的に販売代理店契約を終了した場合には、本人企業は、販売代理店の努力により形成された顧客ポートフォリオから著しく利益を得ることになる。

このような場合に、販売代理店側の利益を保護するためにトルコ商法上支払いが義務付けられているのが、のれん補償である。販売代理店の販売努力やそのための投資によって得た利益を、本人企業が不当に取得することを防ぐ趣旨である。この商法上の規制は独占的販売代理店(exclusive distributor)の場合とエージェント(agent)の場合に適用される。

III 非独占的販売代理店契約

トルコ法上、のれん補償の義務はエージェントと独占的販売代理店の場合にのみに適用され、非独占的販売代理店(non-exclusive distributor)との間の契約を終了する際は適用されない。したがって、販売代理店契約上、非独占の合意がある、すなわち、トルコ国内で他の販売代理店または本人企業自身が同じ製品を販売することを許容する内容になっているのであれば、形式的にはのれん補償のリスクはなくなる。これからトルコで販売代理店を利用しようとしている企業、あるいは、これから独占的販売代理店契約の更新を行おうとしている企業は、「非独占」の契約文言を新しい販売代理店契約に記載することを検討すべきである。

ただし、注意しなければならないのは、トルコの裁判所は、販売代理店契約の性質について、契約上「非独占」と明記した文言があるという形式面だけでは、契約の「非独占性」を認めないということである。契約上の文言に加え、実態面も考慮して、実際に本人企業自身または他の販売代理店がトルコで製品の販売を行った実態が事実として裁判所に認定される必要がある。

IV 正当な契約終了事由

実際には、ビジネス上の理由で独占的販売代理店やエージェントを採用しているケースもよくあり、この場合には以上に説明したアプローチで対応できない。このような契約であっても、トルコ商法上、本人企業側による契約終了が「正当な事由」に基づく場合には、代理店側にのれん補償の請求権は発生しないと定められている。

「正当な事由」とは主に、(i) トルコ商法において定められた正当な代理店契約終了事由と、(ii) 契約書に明記された契約終了事由がある。そのため、契約を締結する際には、多くの終了事由を具体的かつ詳細に明記しておくことが重要である。

現在トルコで独占的販売代理店またはエージェント契約を締結している企業は、締結中の契約書上の終了事由の記載を今一度チェックすることをお勧めする。もし、現在の契約内容が不十分と考えられる場合、例えば契約更新の際に契約内容の見直しを相手方に提案し、一定の業績を達成できない場合には契約終了を認める条項を追加するなど、契約終了を正当化しやすくする手段を盛り込むことを検討すべきである¹。

なお、契約で販売代理店やエージェントにのれん補償請求権を放棄させる条項は無効であり、また、契約終了事由を必要とせずに契約終了を可能とする条項も無効であるから注意が必要である。

【トルコ最新法令情報】

e-プライバシー規則の施行日の変更

トルコでは、「電子通信分野における個人データ処理及びプライバシー保護に関する規則」(いわゆる「e-プライバシー規則」)の施行日が延期され、新たな施行日は2013年7月24日とされた。e-プライバシー規則は、2012年7月に公表され、当初は本年1月24日に施行される予定であったが、その予定施行日を過ぎた本年2月になって、施行日を半年間延期することが決定された。

e-プライバシー規則は、個人データへの違法アクセス等への対策、データセキュリティ上の問題発覚時の対応、データの取得や国際移管などの分野について、より詳細で厳しい規制を導入している。

電気通信事業を行う会社がこの規則に違反すると、年間利益の最大3%に相当する金額の罰金、電気通信事業の事業許可の取り消しという厳しい罰則を受ける可能性がある。

電気通信事業者は、本年7月24日の規則施行までに、データセキュリティ手段、情報リスク管理ポリシー、情報保管手法の確立などの面で、新しい規則に適合した体制を整える必要がある。

詳細については、ニュースレター(英語)を参照。

¹ ただし、エージェントや販売代理店が国内企業で、本人企業が外国企業の場合、トルコの裁判所は国内企業に有利な事実認定を行う傾向があることを否定できないため、契約に定められた事由に基づけば、常に契約終了が正当化されることにはならないという困難な問題もある。また、契約上の裁判管轄をトルコ以外の国とした場合でも、のれん補償請求の訴訟について、公序良俗に関する事項であるとして、トルコの裁判所に管轄権が認められる可能性がある。

執筆 伊藤(荒井)三奈 望月健

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 8 • 2013. 04

南アフリカにおける企業結合規制 ～M&Aで南アフリカに進出する際に適用の可能性

南アフリカ共和国(以下「南アフリカ」という)は、サブサハラ地域におけるGDPの多くを占める成長国家であり、我が国からも、自動車関連企業を中心に多くの企業が進出している。最近では、南アフリカ国内の企業の成長に伴い、諸外国から企業買収(M&A)で南アフリカに進出・事業拡大を進める例が増えている。2010年に行われた日本電信電話株式会社(NTT)によるDimension Data Holdings plcの買収など、日本企業による南アフリカ企業の大型買収案件も登場した。本ニュースレターでは、このような背景から今後さらに注目される南アフリカにおけるM&A活動に関連して、同国の企業結合規制の概要を紹介する。

I 南アフリカに特徴的な審査基準

南アフリカ企業を買収する場合には、南アフリカの競争法(Competition Act No. 89, 1998)における企業結合規制に基づく審査の対象となるかどうかを検討する必要がある。

南アフリカ競争法において特徴的で、特に注意が必要な点は、以下に詳細を説明するように、企業結合規制に基づく審査において「公共の福祉」(Public Interest)という観点からの審査が行われうることである。

「公共の福祉」という概念は南アフリカ法のいたるところで用いられているが、企業結合審査において「公共の福祉」の観点から正当化されるかどうかは、①特定の分野又は地域、②雇用、③歴史的に差別されてきた人々により支配又は所有されている小規模企業、及び④地域産業の国際市場における競争力への影響を考慮して判断される。特に、過去の人種差別の歴史に関連する③の基準が特徴的といえよう。

実際にこの「公共の福祉」の観点から、競争当局が条件付承認を行った事例がある。2011年に米国小売業者大手のウォルマートが南アフリカの小売業者であるマスマートを買収した際における企業結合審査におい

て、競争審判所は、2011年5月31日、上記の「③雇用及び歴史的に差別されてきた人々により支配又は所有されている小規模企業」の保護の観点から一定の条件を付した上で、当該企業結合につき承認した。当事者らは当該競争審判所の条件付承認につき競争裁判所に対して不服申立てをしたが、競争裁判所は、2012年3月9日、競争審判所が付した条件の一部を当事者に有利に変更したものの、無条件の承認は認めなかった。

以下、南アフリカの企業結合規制の概要を解説する。

II 企業結合規制の概要

南アフリカ競争法における「企業結合」とは、一社又は二社以上の企業が、直接的又は間接的に、他の会社の事業の全部又は一部に対する直接的又は間接的な支配¹を取得又は創設することをいう。

企業結合は、次の3種類に分類される。

大規模 企業結合	買収者の連結売上高又は資産価値のいずれかが高額な方が66億ランド以上であり、かつ対象会社の連結売上高又は資産価値のいずれかが高額な方が1億9,000万ランド以上である企業結合
中規模 企業結合	買収者の連結売上高又は資産価値のいずれかが高額な方が5億6,000万ランド以上66億ランド未満であり、かつ対象会社の連結売上高又は資産価値のいずれかが8,000万ランド以上である企業結合
小規模 企業結合	中規模企業結合・大規模企業結合に該当しないもの

このうち、大規模企業結合及び中規模企業結合については、競争委員会(Competition Commission)に対する届出と同委員会からの事前承認の取得が必要である。

競争委員会の企業結合審査期間(いわゆるM&Aの待機期間)は、大規模企業結合の場合は原則として40営業日(1回あたり最大15営業日の延長が可能(複数回の延長が可能))、中規模企業結合の場合は原則として

20営業日(最大40営業日の延長が可能)である。大規模企業結合の場合、審査対象の案件は、競争委員会の審査後に競争審判所(Competition Tribunal)へ送致され、競争委員会の意見も参考に、競争審判所が当該企業結合について審判を行う。中規模企業結合について競争委員会が下した決定については競争審判所への不服申立てが可能であり、競争審判所の審判については競争裁判所(Competition Appeal Court)への不服申立てが可能である。

審査においては、以下の点が検討される。

1. 当該企業結合が関連市場における競争を実質的に阻害又は滅殺する効果を有するか
2. 当該企業結合が関連市場における競争を実質的に阻害又は滅殺する効果を有する場合において、
 - (1) 当該効果は、技術、効率性その他の観点において当該企業結合がもたらす競争を促進する効果を上回るか
 - (2) 当該企業結合が実質的に「公共の福祉」(Public Interest)の観点から正当化されるかどうか
「公共の福祉」の観点からの正当性については、上記に説明したように、①特定の分野又は地域、②雇用、③歴史的に差別されてきた人々により支配又は所有されている小規模企業、及び④地域産業の国際市場における競争力への影響の点を考慮して判断される。

このように、企業結合規制における審査においては、南アフリカ特有の事情が考慮されることがある。海外投資・進出においては、法令の文言だけの理解にとどまらず、当地の歴史や文化に基づいた法解釈や実務への理解も不可欠であり、早い段階から信頼できる現地の弁護士等の専門家の適切な助言を得ることも非常に重要である。

¹ 「支配」とは、発行済株式の過半数の実質的保有、株主総会における議決権の過半数の直接的若しくは間接的保有、株主総会における議決権の過半数をコントロールする能力の直接的若しくは間接的保有、取締役の過半数の選任・解任権の保有、又は会社の運営方針に重大な影響力の保有をいう。

✍️ 執筆 伊藤(荒井)三奈 鈴木惇也

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 9 • 2013. 05

エジプトのエージェント保護法制がもたらす問題

近年、エジプトで事業を行うに際し、エージェントを採用して登録を完了させたものの、パフォーマンスの悪さなどの理由から、エージェントを解任して新たに採用し直さざるを得なくなるようなケースが生じている。しかしながら、従来エジプト人に独占されたビジネスであるエージェントを法的に保護し、解任を非常に難しくしている法制度があるため、多くの外国投資家が困難に直面している。

I エジプトにおけるエージェント

エジプトの商事エージェント法 (Commercial Agency Law No. 120 of 1982)によれば、外国企業がエジプトでエージェント¹を採用する場合には、エジプト人又はエジプトの法人(エジプト人が完全に保有し支配する法人)を採用しなければならない。この法制度により、エージェント・ビジネスは従来エジプト人に独占されている。エジプトの公共事業の入札では、エジプト人のエージェントを採用していることが応札要件の一つとされることが一般的であり、エジプトでビジネスを行うに際し、エージェントを採用しなければならない場面は多い。

さらに、エージェントを採用した場合、採用したエージェント及びエージェント契約を輸出入管理公団 (General Organization for Export and Import Control)に登録することが義務付けられる。この登録を怠った場合には、500 エジプトポンド以上10,000 エジプトポンド以下の罰金及び/又は6ヶ月以上の懲役を科される。登録を完了したエージェントにはS 14 Formという登録証明書が交付される。

II エージェント保護法制とそこから生じる重大な問題

上記のとおり、近年、パフォーマンスの悪さなどの理由から、エージェントを解任して新たな採用を行いたいと考える外国企業が出てきている。しかし、期限の定

めないエージェント契約の解除は、原則としてエージェントに契約違反があった場合に限り可能であり、そうでない場合には、エージェントに対して金銭的な補償を行う必要がある。また、期限の定めのあるエージェント契約であっても、これを更新しない場合には、裁判所が相当と認める額の補償を行うことが必要である。この補償額の算定においては、エージェントが過去にもたらした利益なども考慮に入れるとされているため、補償額が高額となる可能性がある。

また、エージェントとの間で、エージェント契約の解除の効力が争われるなど法的紛争となることも少なくない。しかしながら、新たにエージェントを登録するには、(1) 解任したエージェントの合意を得る、又は(2) 裁判所の判決を得ることが必要とされているという点が大きな問題となる。すなわち、一旦、エージェントとの間で紛争が発生すると、話し合いによる解決が達成されない限り、エジプトの裁判所による判決を得なければならなくなる。一般に裁判による法的紛争の終結には数年を要するといわれるエジプトでは、多大なコストと時間を要するうえに、最終的に新しいエージェントの登録が裁判所から認められるかどうかは確かではない。

このような事態に至ると、新たなエージェントの登録が認められるまでの間、新たな採用を行うことができなくなり、ビジネス上、大きな支障が生じる可能性がある。例えば、先に述べたように、エジプトの公共事業の入札では、一般的にエジプト人のエージェントを採用していることが応札要件の一つとされているが、その資料として実務上エージェントの登録証明書 (S 14 Form) の提出を求められることが多い。したがって、紛争を解決し、新たなエージェントの登録ができるようになるまでは、公共入札案件への取り組みを断念せざるを得なくなる可能性がある。

III 取りうる事前の対策

まず、エージェントを選任する際には、審査に慎重を期すべきである。その審査の中で、採用しようとして

いるエージェントが後に解任しなければならないような問題を起こす可能性がないか、これまでに契約している企業に対するパフォーマンスに問題はないかといった点を十分に吟味しておくことが必要となる。

また、当初よりエージェント契約をNon Exclusive (非独占)としておくことも検討すべきである²。早い段階から複数のエージェントと契約を締結し、予め複数のエージェントを登録しておくことで、上記のようなエージェント不在のためにビジネスチャンスを逃してしまう可能性を低くしておくのである。中東諸国や新興国では、現地人のビジネスを保護する観点から、代理店、エージェント等の現地業者を保護する法制がとられていることが多く³、エジプトでも上記のとおりエージェントの保護が図られていることに注意し、問題が発生する前の早い段階から対策を講じることを検討すべきである。

¹ エージェントとは、本人のために役務を提供する者を意味する。取引の当事者として、日本から輸出する商品を購入し、これを現地で販売する再販売業者(販売代理店等)はエージェントには該当せず、登録は不要である。

² 商事エージェント法上、エージェント契約はExclusive (独占)であることは求められていない。

³ トルコの代理店保護法制については過去のニュースレターを参照。

執筆 伊藤(荒井)三奈 立石竜資

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 10 • 2013. 06

トルコの新しい病院PPP法 ～外国投資促進、資金調達可能性の向上への期待

本年3月9日、トルコにおいて新しい病院官民パートナーシップ法(以下「新病院PPP法」という)が施行された。この法律は、2007年に施行された病院PPPプロジェクトを規制する法律(以下「旧法」という)にとってかわるものである。この新病院PPP法は、トルコが推進していく総額150億ドル規模の病院PPPプログラム(35の病院、病床数38,000を計画)の前進に大きく寄与することであろう。

トルコでは、病院以外の分野(空港、港湾、電力など)のPPPに関しては整備された法律があり、多くのプロジェクトを成功に導いてきた。一方、病院の分野については、旧法下でこれらとは全く異なる法システムが布かれ、旧法の多くの欠陥により、病院分野のPPPでは訴訟が発生したり、その結果プロジェクトが遅延したりする事態となっていたことから、この分野において、整備されたPPP法の施行は長らく待ち望まれていた。

I 新病院PPP法の主な内容

1. 私法上の契約であることの明確化

新病院PPP法施行以前は、病院PPPのプロジェクト契約が「行政法契約」の性質を有するとみなされるリスクがあった。行政法契約は、私企業当事者に比して国側の当事者に有利な地位を与えるものであり、行政法契約に該当するか否かは重大な懸念となることがあった。

この問題に対応し、新病院PPP法では、病院PPPプロジェクト契約が私法上の取引であり、国側と私企業側が対等に扱われることが明確に規定された。

2. 債務の遡及引受

過去に入札がなされたプロジェクトについて、新病院PPP法は、プロジェクト契約を政府が早期解約した場合の債務引受について、旧法の重大な欠陥を補完している。新法の債務引受制度では、トルコ政府がプロ

ジェクト契約を解約する場合、プロジェクト会社の外国におけるローンを引き受けることを許容することから、この制度の存在はプロジェクトの資金調達の上で重要なサポートとなる。この場合、プロジェクトは政府(省)に譲渡され、ローンは国から支払われることになるという点で、強力な信用サポートになるのである。債務引受に関する規定を有する他の法律は存在するものの、新病院PPP法が過去のプロジェクトにまで遡及して適用されることは大きなポイントである。

3. 支払いについての政府の義務

旧法下では、プロジェクト会社に対する支払いは政府(省)から直接なされないことになっていた。すなわち、省が運営するリボルビング・ファンド企業(主に資金が病院運営及び省の補助金から出ている省の機関)から支払われ、もし特定のプロジェクトのリボルビング・ファンドがプロジェクト会社への支払いに足りない場合には、省自体の中央リボルビング・ファンド企業から支払われることになっていた。

新病院PPP法では、この間接的な支払いの仕組みを改善し、支払いは、(i)省のリボルビング・ファンド、(ii)省の関連機関のリボルビング・ファンド、または、(iii)トルコ政府の国家予算のいずれかから支払われることが明記された。これにより、プロジェクト会社はリボルビング・ファンドが不十分な場合にトルコ政府に遡求する権利を得たことになり、一定の条件の下で国に支払い義務が発生することになる。

4. プロジェクト会社の医療サービス義務からの解放

旧法は、プロジェクト会社がいかなる医療サービスを提供することも禁じていた。しかしながら、過去に行われたプロジェクトでは、旧法の下位規則(詳細だが不明確な内容)に依拠して、プロジェクト契約上、プロジェクト会社に対して医師、看護師、理学療法士等を雇用す

る義務を課していた。この雇用がプロジェクト会社の医療サービス提供を禁じる旧法に違反するとして訴訟に発展した。

新病院PPP法は、プロジェクト会社が提供できる医療サービスを特定するとともに、プロジェクト会社は医療サービスを提供する義務を負わない旨を明示した。さらに新病院PPP法の前文では、プロジェクト会社が建設・運営し、省が所有するPPPプロジェクトによる病院を含む公の病院において、医療サービスを提供するのは民間企業であることが明確に規定された。

上記のとおり、旧法下では医療関係者雇用義務に関するプロジェクト会社のリスクについて懸念があったことから、投資を控えていた外国投資家が存在したが、新法によって問題点が改善されたことにより、今後はトルコの病院PPPの分野における外国投資の増加が見込まれる。

5. 土地の配分に関する旧法下の問題点への対応

旧法下では、PPPによる病院の建設地として、公有地のみがプロジェクト会社に与えられると明記されていた。にもかかわらず、過去最大規模のプロジェクトのいくつかにおいては、政府は入札仕様書上、プロジェクト会社が商業ビルの運営から収入を得られるようにし、政府の財政支出を控えるため、公有地ではなく、既存の病院の土地を与えることを約束していた。当然、この入札仕様書の有効性が訴訟で争われるに至り、トルコ最高位の裁判所であるCouncil of Stateは審理のためにプロジェクトを停止する決定をした。

この事態を受けて、今後プロジェクトのさらなる停止や取り消しが起こらないようにするため、新病院PPP法は、入札仕様書及びプロジェクト契約書は、違法な土地配分に関する条項(無効な条項)以外の部分は有効であることを明確に規定した。

6. まとめ

2007年、トルコ政府は病院PPPを強力に推進しようとしたが、旧法の欠陥により様々な問題が生じてしまった。今回の新病院PPP法は、プロジェクトの資金調達の可能性を高め、外国投資の促進も見据えて、旧法の問題点を大幅に改善した。

中東を含む新興国における医療分野の投資は、日本

企業からも近年非常に注目されており、まだ詳細な規則や手続が未制定であるものの、今回のトルコの病院PPPの環境整備は歓迎すべきプロセスであろう。

執筆 伊藤(荒井)三奈

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 11 • 2013. 09

2013年上半期における法令・実務の動向

本ニュースレターでは、中東・アフリカ地域における2013年上半期(1月～6月)の主要な法令および実務上の展開を紹介する。

本年6月に第5回アフリカ開発会議(TICAD V)が開催された。この会議では、日本政府がアフリカのパートナーとして実施していく様々な政策等についての講演が行われ、アフリカ地域への事業進出・投資の面で非常に注目された。また、本年12月には第3回日本・アラブ経済フォーラムの開催が決定されており、アラブ地域への関心がますます高まることが予想される。

I アラブ首長国連邦

1. 連邦競争法の施行

本年2月23日、アラブ首長国連邦(UAE)において、連邦競争法が施行された。これまでUAEでは反競争的行為を規制する連邦レベルの包括的な法律が存在しなかった。

連邦競争法は、通常の国際的な競争法原理を取り入れており、市場の競争を維持・促進するために、(i) 企業結合規制を設け、(ii) 競争制限的な取り決め(価格協定、市場の分割、談合等)および優越的地位の濫用(再販売価格維持、差別対価、取引拒絶等)を禁止している。(i)の企業結合規制は、当事者が一定の市場占有率を超える場合、経財省(Ministry of Economy)に企業結合完了30日前までの通知を要するとしているが、申請が必要とされる当事者の「一定の市場占有率」は今後公表される関連規則において明示されることとされている。

この法律は、UAE内で事業を行っている法人および事業活動がUAE市場に反競争的な影響を与える可能性があるUAE外の法人に適用される。例外として、「中小企業」には連邦競争法は適用されない可能性があることとされる。しかし、同法律では「中小企業」の定義がされておらず、今後公表される関連規則において詳しく定義されることとなっている。また、国営企業や通信、金融、石油・ガス、医療、交通といった特定の業種

についても連邦競争法は適用されない。

なお、連邦競争法を順守するために2013年2月23日から6か月間の猶予期間が与えられている。同法律が適用される企業は、この猶予期間内に既存の契約等が、前述した(ii)の競争制限的な取り決めまたは優越的地位の濫用に該当していないかを確認する必要がある。該当していた場合は、相手方との協議により契約条件を変更する必要がある可能性がある。なお、例外措置を求めるために経財相に申請を行うことができるという制度もあるが、現時点では具体的な例外措置の適用範囲が不明なので注意が必要である。

II カタール

1. 新しいカタール中央銀行および金融規制法の施行

カタールでは、新たにカタール中央銀行および金融規制法(以下「新中央銀行・金融規制法」という)が2012年に制定、2013年1月に施行され、旧カタール中央銀行法が廃止された。新中央銀行・金融規制法は、金融機関の規制当局であるカタール中央銀行の監督権限を強化する包括的な法律であり、イスラム金融、金融機関のM&A、保険、格付会社規制等多様な規制を定めている。

新中央銀行・金融規制法における特徴的な点として、まず、規制対象の拡大が挙げられる。新法下では規制対象業種として保険・再保険、格付会社に加えられるとともに、従前監督対象外であったカタール金融特区内の金融機関もカタール中央銀行の監督を受けることとなった。

また、二以上の金融機関の合併または金融機関の買収にはカタール中央銀行の事前の同意が必要になった点や、カタール中央銀行からの免許を得ずに金融事業を行った際の刑事罰が新設された点もカタール中央銀行の監督権限を強化するポイントとして挙げられる。

さらに、「紛争解決委員会」が新設され、事業者はカタール中央銀行の決定した判断・罰則に対する異議を同

委員会に申し立てることができるようになり、同委員会では金融機関同士の紛争解決も行われる等、実効的な紛争解決機関が整備された。

新中央銀行・金融規制法は、カタールにおける金融機関の事業運営に大きな影響を及ぼすものであり、今後もその動向を注視する必要がある。

Ⅲ クウェート

1. 日本との間の租税条約が発効

日本とクウェートとの間で2000年2月17日に署名された、所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための条約(以下「租税条約」という)を発効させるための手続が行われ、本年6月14日に発効となった。

租税条約は、両国の課税権を調整して二重課税を回避し、両国間の投資や経済的な交流を促進すること、および、脱税や租税回避の防止等のための両国間の協力関係を築くことを目的とする。

租税条約では両国間のビジネスの課税関係を明確化しており、たとえば、日本企業がクウェートに事業進出した際には、恒久的施設(支店等)を置いてビジネスを行った場合には、その恒久的施設で行ったビジネスから発生する所得に限り、クウェートで課税が行われる。また、投資所得に対する課税の軽減についても取り決められている。

租税条約の存在は一般に、投資先や事業展開先の国の選定、あるいは、その国を含む広い地域への投資・事業展開のベースとなる地域拠点の設置国の選択という事業戦略の決定において、一つの重要な要素となる。今回の租税条約は、日本とクウェートとの間の、さらにはその周辺国へのビジネスの可能性を広げる一助となるだろう。

Ⅳ ケニア

1. 官民パートナーシップ法の施行

平均所得国家を目指す国家の成長計画を示した「ケニア・ビジョン2030」に沿って制定された官民パートナーシップ法(以下「PPP法」という)が、本年3月8日に施行された。

PPP法により、新たにプロジェクトを監視し、ガイドラ

インを策定するPPP委員会、同委員会の事務局として機能するPPPユニット、および民間企業とPPP契約を締結する公共団体により設立されるPPPセンターが設立される。

PPP法は、政府の行うインフラ事業について、PPP契約を締結する前にその関係する公共団体がPPP方式の方が単独で行うよりもメリットがあることを確認する義務を課し、PPP方式で行うこととされた場合には、民間企業は公共団体と合弁でプロジェクト会社を設立し、当該民間企業がイニシアティブをもって事業を進められる仕組みとなっている。民間企業が契約当事者となる公的機関からの出向を受け入れられる規定も設けられている。また、PPP法に反するPPP契約を無効とするとともに、各プロジェクトにおいて踏まれるべき手続についても規定する。

ケニア政府はインフラ整備に注力しており、インフラ事業がさらに活発化することが予想されている。PPP法の施行により、ケニアのインフラ事業について、今後、国内外における民間企業の投資機会の増加が期待される。

Ⅴ サウジアラビア

1. 特許協力条約(PCT)への加盟

2013年5月3日、サウジアラビアが、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty、以下「PCT」という)への加入手続を行った。これにより、本年8月3日付で、サウジアラビアはPCTの147カ国目の加盟国となり、同日以降、PCTに基づいて行われる特許の国際出願は自動的にサウジアラビアの指定を含む等の効果が生じることとなる。

サウジアラビアのPCTへの加盟により、同国における特許出願方法は、これまでのサウジアラビア特許庁またはGCC¹特許庁への出願に加え、PCTに基づく国際出願の方法が選択可能となる。

Ⅵ トルコ

1. 企業結合規制の改正

トルコ競争当局は、企業結合の際に当局に対する届出と承認の取得を要するM&A取引について、基準の改正を公表し、2013年2月1日にこれが施行された。

届出要件は従来から、(i)当事者のトルコ国内の売上高のみを勘案する基準と(ii)当事者の世界の売上高をも勘案する基準の2つの基準が存在したが、(i)については変更されず²、今回は(ii)の世界売上高を勘案する基準の改正のみが行われた。

具体的には、新しい規制上、(ii)は「対象の資産・事業に関するトルコ国内の売上高、または、合併当事者のうち1社のトルコ国内における売上高が3,000万トルコリラを超え、かつ、その他の当事者のうち少なくとも1社の世界売上高が5億トルコリラを超える場合」に届出と承認が必要とされる。この改正では、トルコ国内の売上高は、M&Aの対象資産・事業における売上高のみを勘案することを明確にし、世界売上高の数値基準を500万トルコリラから3,000万トルコリラに緩和した。旧基準では基準額の低さから、非常に小さな案件まで届出と承認の対象となってしまう、当事者にも当局にも負担になっているという指摘があったことからである。

一方、届出が免除される事由に関する規定が排除された。その結果、従来は市場に影響が生じない場合に上記届出が不要だったが、改正後は上記の届出基準に該当する場合には必ず届出と承認の取得が必要という扱いになった。

2. 新電気市場法の施行

トルコでは、経済成長を背景に電力需要が大幅に増加しており、この需要増への対応が重要な課題となっている。このような状況の中で2013年3月30日、新しい電気市場法(以下「新電気市場法」という)が施行された。新法は、この分野での投資環境の自由化や競争力の増強を目指すトルコ政府の政策の一環として整備された。

新電気市場法では、様々な新しい制度や規制の緩和を導入しているが、小規模(1メガワット未満)で再生可能エネルギー技術を利用した発電施設に対する認可の取得が不要となった。また、予備認可制度が導入され、これにより発電認可を申請した者に一定の条件の下で予備的な認可が与えられ、当該予備認可期間(原則として24か月)中に他の許認可や不動産に関する権利取得等を行えるようになった。

一方、認可が取り消された場合の制裁の範囲が広がった。具体的には、認可が取り消された法人、その法人の株式を10%超保有する株主、取締役(前年に取

締役であった者も含む)は、当該認可取消し後3年間は新たな認可申請ができず、他の認可申請者の株主や取締役になることもできない。

新電気市場法の詳細な施行規則は、本年9月までに公表される見込みである。

3. 新しい病院PPP法の施行

2013年3月9日、トルコにおいて新しい病院官民パートナーシップ法(以下「新病院PPP法」という)が施行された。トルコでは、病院以外の分野(空港、港湾、電力等)のPPPに関しては整備された法律があり、多くのプロジェクトを成功に導いてきた。一方、病院の分野については、旧法の多くの欠陥により、病院分野のPPPでは訴訟が発生したり、その結果プロジェクトが遅延したりする事態となっていたことから、この分野において、整備されたPPP法の施行が長らく待ち望まれていた。

新病院PPP法では、支払いについて一定の場合に政府が直接に支払い義務を負うこと、また、トルコ政府がプロジェクト契約を解約する場合に債務引受を行うことを規定した。これらはプロジェクトの資金調達の上で強力な信用サポートとなるであろう。

この他、新病院PPP法では旧法の欠陥や不明確性への対応を積極的に行ったことから、今後、トルコが推進していく総額150億米ドル規模の病院PPPプログラム(35の病院、病床数38,000を計画)の前進に大きく寄与することであろう。

新病院PPP法の詳細な内容については、過去のニュースレター^④を参照。

Ⅶ 南アフリカ

1. 鉱物・石油資源開発法の改正

鉱物・石油資源開発法(Mineral and Petroleum Resources Development Act)の改正法が、2013年6月7日に施行された。

当該改正法は、広範にわたって鉱物・石油資源開発法に改正を加えるものであるが、日本企業による南アフリカへの投資の観点からは、試掘権や採掘権の移転等に関する第11条の改正が重要と思われる。

修正前第11条は、試掘権や採掘権の移転および処分ならびに支配権の移転について、これらが非上場会社において生ずる場合にのみ、鉱物・エネルギー大臣

の事前承認の取得を義務付けていたが、改正法によって、これらが上場会社において生ずる場合においても、鉱物・エネルギー大臣の事前承認の取得が義務付けられることとなった。これにより、試掘権や採掘権を有する南アフリカの上場企業を買収する場合には、競争法上のクリアランス(南アフリカにおける企業結合規制については、過去のニュースレター¹⁾を参照)等の他、鉱物・石油資源開発法に基づく鉱物・エネルギー大臣の事前承認の取得が取引実行前提条件となる。

また、改正後第11条は、試掘権や採掘権の移転および処分ならびに支配権の移転について、鉱物・エネルギー大臣が条件付承認をすることも認めている。どのような条件を付すことができるかに関する明確な文言はなく、鉱物・エネルギー大臣が、鉱物・石油資源開発法の目的や公共の福祉の観点から裁量的に条件を付すことができると思われる。

上記以外にも、鉱物・石油資源開発法改正法は、既存の試掘権や採掘権の対象である土地の拡張を禁止する条項等を含んでおり、南アフリカにおける資源開発ビジネスへの悪影響が懸念されている。

Ⅷ モロッコ

1. 証券化法の改正

本年1月22日、モロッコにおいて、証券化法の一部を改正する法律案が議会で可決された(なお、本ニュースアラート執筆時点で施行日は確定していない)。

本法改正によって、オリジネーター(原資産保有者)の範囲が拡大され、銀行、保険会社等の金融機関に加えて、すべての会社や法人格を持たないファンド等もオリジネーターになり得ることとなった。また、対象資産の定義が拡大され、有形・無形資産等の債権以外の資産も証券化の対象となるとともに、利用できる証券化ビークルの種類も多様化し、全体として証券化の利用範囲が拡大されることとなった。

加えて、本法改正によって、モロッコにおけるスクーク(イスラム債)の発行が可能となったことも注目される。スクークは、イスラム教の教義(シャリア法)に従い設計されたイスラム金融の資本市場商品としての有価証券である。世界における2012年のスクーク発行額は前年比を50%以上上回り1,393億ドルに達するなどスクーク市場は着実に拡大を広げており、スクークの

導入によりモロッコ国内でのイスラム金融の促進が図られている。

証券化法の規定を国際的なスタンダードに合わせる本法改正により、証券化による多様な資金調達の利用機会が拡大され、モロッコ国内の証券市場がより活性化することが期待されている。

Ⅸ 東南部アフリカ市場共同体 (COMESA)

1. 企業結合規制の施行

東南部アフリカ市場共同体(COMESA)は、東南部アフリカ諸国を中心とする地域共同体であり、エジプトやケニアをはじめ、19カ国が加盟している。

【COMESA加盟国】

ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ケニア、コモロ、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、ブルンジ、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、リビア、ルワンダ

本年1月14日、COMESAにおいて企業結合規制が施行された。これにより、以下の2つの条件を満たす場合には、買収等の決定から30日以内にCOMESA競争委員会に届出を行わなければならない。しかし、現在、下記(ii)の基準は0(ゼロ)COMESAドル³と定められているため、(i)の条件を満たす買収等は、その規模にかかわらず事前届出の対象となる。

- (i) 買収等を行う会社、または買収等の対象となる会社のいずれかが、2つ以上のCOMESA加盟国で事業を行っていること
- (ii) 売上高または資産額に関する基準を上回っていること

届出後の手続としては、COMESA競争委員会は、原則として、届出受領後120日以内に審査を完了する。COMESA競争委員会が2013年4月9日に公表した審査ガイドライン案によれば、事前届出を行った買収等について、審査後の承認を得る前であっても取引を完了すること自体は許されるとしている。また、COMESA加盟国は、届出がなされた買収等が自国の競争を過度に減少させると考える場合には、COMESA競争委員会に対し、当該買収等について自国の競争当局に照会

するよう請求することができる」とされている。

事前届出に要する手数料は、買収等の当事者の COMESA 加盟国における、合計年間売上高または合計資産額のうち高い方の5% (ただし、最高500,000 COMESAドル) と非常に高額である。

現状の規定では、買収当事会社のいずれかが2カ国以上の COMESA 加盟国でビジネスを行っているときには必ず事前届出の対象となること、その届出手数料が高額であること、加盟国の国内競争法の規定との適用関係が不明確であること等、問題点や不透明さが残っており、今後の関連法令の整備や運用面の事例の蓄積が待たれるところである。

上記の企業結合規制に加え、COMESA 競争委員会は、2013年1月14日、競争制限行為や優越的地位の濫用等に関する規制も施行している。

¹ 湾岸協力会議 (Gulf Cooperation Council)

² 「当事者のトルコ国内における売上高の合計が1億トルコリラを超え、かつ、当事者のうち少なくとも2社のトルコ国内における売上高がそれぞれ3,000万トルコリラを超える場合」と規定されている。

³ COMESAドルは1米ドルに相当

 **執筆** 伊藤(荒井)三奈 白石絢子 富本聖仁
向井ジョナサン 鈴木惇也 大森裕一郎 桐山大地

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 12 • 2013. 10

南アフリカ共和国における外国為替管理規制

2013年6月に我が国で行われた第5回アフリカ開発会議(TICAD V)において、日本政府は、今後5年間で官民連携の上で最大約3.2兆円(320億ドル)のアフリカ投資を行うことを発表した。今後、日本企業によるアフリカ進出は、アフリカ経済の発展とも相まって、更に増加することが予想される。中でも、BRICSの一員であり、アフリカ大陸最大の経済大国である南アフリカ共和国(以下「南アフリカ」)は、現時点でもアフリカの中で日本企業が最も多く進出している国であり、今後も日本企業によるアフリカビジネスの中心的な国のひとつであり続けるであろう。

南アフリカは、基本的に外国企業からの投資を広く受け入れることを成長の一つの柱としており、比較的整った投資環境が存在する。しかしながら、南アフリカに特徴的な規制等も存在することから、同国でビジネスを行うにはこのような規制に対する知識と備えが必須である。とりわけ、外国企業が事業活動を行う際に様々な場面で適用され、影響が生じてくる外国為替管理規制については、比較的厳しい規制が存在する。

I 外国為替管理規制とは

外国為替管理規制とは、外国為替相場の安定や外貨準備高の維持、自国の産業保護などを目的として、国境を越えた通貨の出入りを管理・制限することである。日本においては、外国為替及び外国貿易法に基づく諸規制がそれに該当する。

II 南アフリカにおける外国為替管理規制の概要

南アフリカの外国為替管理規制は、Exchange Control Regulationsに基づき実施されている。当該規制に関連する機関としては、財務省(Ministry of Finance)と、財務大臣から権限の委譲を受けた南アフリカ準備銀行(以下「SARB」)が挙げられる。とりわけ、外国為替管理規制に関する諸手続において中心的役割を果たしているのが、SARBの一部門の金融監督局

(Financial Surveillance Department)である。

南アフリカ外国為替管理規制は多岐にわたっているが、その中で、日本企業による南アフリカ法人への投資を含む、南アフリカ法人との取引に関連する一般的な規制は、以下のとおりである。

なお、外国為替管理に関するSARBのガイドラインの多くの条項では、南アフリカ、ナミビア共和国、レソト王国、スイス連邦(総称して以下「南アフリカ等」)の4か国以外に居住し又は登録された者(以下「南アフリカ等非居住者」)による行為を規制している。日本企業はこの南アフリカ等非居住者に該当する。

また、規制上「南アフリカ法人」といった場合、南アフリカ法のもとで設立された法人をいうことから、日本企業が南アフリカで設立した現地子会社などは、この南アフリカ法人に含まれることになる。

1. 南アフリカ法人への資本投資

南アフリカ等非居住者による南アフリカ法人への資本投資は、原則として自由である(資本投資が公正価格で行われていることなどに関して書面の提出を求められる場合はある)。

もともと、以下の有価証券(controlled security)を取得、処分等する場合、金融監督局の事前承認を受けなければならない。

- 南アフリカ等非居住者の名義又は所有の有価証券
- 南アフリカ等非居住者から取得し又は南アフリカ等外で取得した有価証券

したがって、M&A取引において、日本企業が南アフリカ現地の会社の買収を行う場合に、そのM&A取引が南アフリカ等非居住者間の株式譲渡により行われるときは、金融監督局の事前承認が必要ということになる¹。

2. 南アフリカ法人からの資本投資の受入れ

南アフリカ法人が南アフリカ等非居住者へ資本投資

を行う場合において、当該投資が年間5億レアル以内のときには金融監督局の承認は不要である。

一方、年間5億レアルを超えるときには、金融監督局の事前承認が必要となる。金融監督局の承認を得るためには、投資者(南アフリカ法人)が投資先の総議決権の10パーセント以上を保有している必要がある。

3. 南アフリカ法人からの配当の受領

南アフリカ法人から南アフリカ等非居住者に対する配当の支払は、原則として規制されない。ただし、出資比率75パーセント以上の南アフリカ法人(以下「南アフリカ関係法人」)から配当を受ける場合において、南アフリカ関係法人が現地において借入れその他の資金援助を受けているときは、南アフリカ関係法人の財務的健全性の見地から、配当可能額に一定の制限が課される。

4. 南アフリカ製造業者からのロイヤルティなどの受領

南アフリカ等非居住者が南アフリカ法人に対して製造委託を行っているような場合において、当該南アフリカ等非居住者が南アフリカ法人から特許使用料やロイヤルティを受領する際には、貿易産業省(Department of Trade and Industry Department)の承認を受けなければならない。

5. 南アフリカ法人に対する貸付け

南アフリカ等非居住者が南アフリカ法人に対して貸付けをする場合、原則として認証業者(Authorized Dealer)又は金融監督局の事前承認を受けなければならない。

6. 南アフリカ法人からの借入れ

南アフリカ等非居住者が南アフリカ法人から貸付けを受ける場合、金融監督局の事前承認を受けなければならない。金融監督局の承認を受けられるのは、配当に代わる貸付けや既に承認された対外投資に関連する貸付けを行う場合などの例外的場合に限定される。

7. 南アフリカ関連法人に対する資金援助

南アフリカ等非居住者が出資比率75パーセント以上の南アフリカ関係法人に対して貸付けや株式の引受け

等の方法による資金援助(Financial Assistance)を行う場合には、金融監督局の事前承認が必要である。


8. 南アフリカ法人からの知的財産権の譲受け

南アフリカ等非居住者が南アフリカから知的財産を譲り受けるためには、金融監督局の事前承認が必要である。海外の親会社や関係会社などへの移動の場合、価格が適正であっても承認されないことがある。

III 実務上の留意点

以上のように、外国為替管理規制は、南アフリカでビジネスを行う際に、投資、配当、M&A、借入れなど、様々な場面で関係してくる。また、取引の種類によっては、上記以外の特殊な規制を受けることもあるため、日本企業が南アフリカにおいて適用のある取引を行う場合には、早い段階において、南アフリカ外国為替管理規制が、当該取引の実行可能性や実行可能時期に影響を及ぼさないかについて、現地専門家に確認する必要がある。

¹ 南アフリカにおけるM&Aに関しては、その他の重要な問題点として企業結合規制がある。詳細については、過去のニュースレターを参照。

 執筆 伊藤(荒井)三奈 鈴木惇也

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 13 • 2014. 01

UAEにおける仲裁実務の現状とその動向 第1回

中東・アフリカでビジネスを展開する日本企業にとって、ハブとしてのUAEにおける国際取引は、近年、益々重要性を増している。これに応じて、UAEでの国際取引にかかる紛争予防及び紛争対応の重要性も増している。

UAE各国の公共・民間企業を当事者とする国際取引契約においては、一般的に紛争解決条項として仲裁条項が好まれる傾向にあるが、UAEにおける仲裁実務の現状について、情報が十分に普及しているとは言えない。他方、近時UAEを代表する国際仲裁機関の一つであるAbu Dhabi Commercial Conciliation and Arbitration Center (通称ADCCAC)の仲裁規則の改正、仲裁判断の執行に関する新裁判例の登場など、新たな動きが次々とみられる。そこで、本ニュースレターでは、何号かに亘りUAEにおける仲裁実務の現状とその動向についてとりあげる。

初回は、UAEにおける仲裁実務の入り口として、UAEにおける主要な国際仲裁機関について紹介する。

I UAEにおける主要な国際仲裁機関

UAEには、3つの主要な国際仲裁機関が存在する。それぞれ運用や手続等の特徴が異なるため、日本企業が紛争解決手段として仲裁を選択する場合には、取引の性質、相手方の属性等を考慮の上、いずれの仲裁機関が適切かを検討する必要がある。

1 DIFC-LCIA (「ドバイ国際金融センター —ロンドン国際仲裁裁判所」)

まず、2008年2月にドバイ国際金融センターに設立された比較的新しい国際仲裁機関、Dubai International Finance Center - London Court of International Arbitration (通称DIFC-LCIA) が存在する。DIFC-LCIAは、ドバイ国際金融センターに所在する企業が関わる多くの取引契約において、仲裁機関として利用されている。

UAEはシビルロー体系の国家であるが、2004年にド

バイに設置されたフリーゾーンの一つであるドバイ国際金融センターは、コモンローとシビルローの融合した独自の法体系を持ち、独立した管轄権、独立した裁判所を有している。そのため、ドバイ国際金融センターは、時に「Common law island in a civil law ocean」と表現される。同センター内に設置されているDIFC-LCIAは、国際仲裁機関の中で最古の1892年設立のロンドン国際仲裁裁判所(LCIA)をモデルとし、LCIAと戦略的提携関係にある。

DIFC-LCIAにおける仲裁人の選定、それに対する異議申立て、コスト管理等においては、LCIAが監督的機能を果たす。DIFC-LCIAは、LCIAを長年利用してきたヨーロッパ諸国の企業にとっては利便性、予測可能性の高い仲裁機関であり、国際水準の仲裁機関であるため日本企業にとってもこれらが利点となるであろう。

2 DIAC (「ドバイ国際仲裁センター」)

次に、ドバイ国際金融センター外部のドバイにおいて最もポピュラーな仲裁機関として、1994年にドバイ商工会議所(Dubai International Chamber of Industry and Commerce)により設立されたDubai International Arbitration Center (通称DIAC)が存在する。UAE法を準拠法とする取引契約において、仲裁機関として指定されることが多い。

1997年に効力が発生したDIAC仲裁規則は、国際水準の仲裁規則を意識し、国際商業会議所国際仲裁裁判所仲裁規則(the Arbitration Rules of the ICC International Court of Arbitration)の要素を多く取り入れている。多くの日本企業にとっては馴染みの少ない仲裁機関かもしれないが、UAE企業による利用は多い。次に紹介するADCCACと比較した場合、日本企業にとって、国際水準により近いレベルの仲裁実務を期待できる仲裁機関であろう。

3 ADCCAC (「アブダビ商業調停仲裁センター」)

最後に、1993年2月にアブダビ商工会議所(Abu Dhabi Chamber of Commerce and Industry)によ

って設立されたUAEにおける最古の仲裁機関、Abu Dhabi Commercial Conciliation and Arbitration Center (通称ADCCAC)が存在する。アブダビ政府または国営企業との取引契約において、仲裁機関として指定されることが多い。

これまで、ADCCACの仲裁規則は、UAE民事手続規則上の仲裁規則を反映しており、国際的・現代的な仲裁手続基準との隔たりが大きいとされていた。また、UAE裁判所における仲裁判断に対する異議申立てにおいては、UAE民事手続規則中の仲裁規則に則って仲裁手続が構成されなかったことが仲裁判断無効の基準となり、単純な手続違反を通じて仲裁判断が無効とされる場合もあった。

こうした状況の中、2013年10月20日を効力発生日とする新ADCCAC仲裁規則が発表された。既存の仲裁手続にも適用される新仲裁規則は、用語の不統一性("Arbitration Tribunal"と"Arbitration Panel")や仲裁当事者間で仲裁言語が合意されなかった場合にアラビア語が仲裁言語とされるなど、若干の懸念点が残るものの、仲裁人の選定プロセス、仲裁廷による暫定措置・保全措置などの点で、国際標準の仲裁規則に近づいたと評価されている¹。新仲裁規則により国際基準に準じるようになったADCCACの仲裁実務の今後の展開が期待されている。

4 各仲裁機関の仲裁規則の比較

各仲裁機関の仲裁規則において異なる主要なポイントは、以下のとおりである。

国家的な影響力を離れた中立な仲裁判断を求める観点からは、当事者が異なる国籍の場合の単独仲裁人または仲裁廷長が、当事者と異なる国籍より選任されるDIFC-LCIAまたはDIACが、ADCCACに比べ、より安全であるといえる。

また、仲裁言語という観点からも、当事者間で仲裁言語についての合意がなく、合意が期待できない場合に

においては、仲裁廷が仲裁言語を判断するDIFC-LCIAまたはDIACの方が、アラビア語が選択されるADCCACよりも一般的に利便性が高い。仲裁廷は、通常、契約言語を仲裁言語として判断することが多く、契約言語が英語であれば仲裁言語は英語となる。当事者間の連絡も契約言語である英語によってなされることが多いことを考慮すれば、仲裁言語が英語であれば、こうした連絡のやりとりを記録した書面はそのまま証拠として提出できる利点がある。仲裁言語がアラビア語となるADCCACの場合、提出証拠たる書面をすべて翻訳しなければならず、時間及びコスト負担は増大する。

加えて、迅速な手続を目指す観点からも、仲裁判断までの期間を短期間に限定できる簡易手続を規則上備えるDIFC-LCIAまたはDIACに、やはり分があるといえる。

国際取引にかかる契約書作成にあたり仲裁条項を定める場面では、以上の仲裁規則の差異を踏まえ、仲裁条件及び引用する仲裁規則を慎重に定める必要がある。

¹ 詳しくはDr. Gordon Blanke, MCIArbによる論稿を参照。

執筆 伊藤(荒井)三奈 吉田武史

	DIFC-LCIA	DIAC	ADCCAC
当事者の国籍が異なる場合の単独仲裁人または仲裁廷長の国籍	当事者間の合意がない限り、当事者と異なる国籍	当事者間の合意がない限り、当事者と異なる国籍	規定無し
当事者間に合意がない場合の仲裁言語	仲裁廷が判断	仲裁廷が判断	アラビア語
簡易手続の有無	有(ロンドン国際仲裁裁判所に期間短縮の裁量権がある)	有	規定無し

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 14 • 2014. 03

2013年下半期における法令・実務の動向

本ニュースレターでは、中東・アフリカ地域における2013年下半期(7月~12月)の主要な法令および実務上の展開を紹介する。

本年1月には、日本政府がアフリカ等への日本企業進出を後押しするため、政府開発援助(ODA)政策の見直し作業を開始し、2015年末までに11年ぶりとなるODA大綱の改定を目指すこととなると伝えられた。支援規模の拡大とともに、民間投資とODAをパッケージ化した支援などをアフリカ諸国に供与する方針と伝えられている。また、日本とトルコの両政府は、両国間の経済連携協定締結に向けた交渉を開始することに合意しており、その他、日本を含む各国によるイランに対する経済制裁が一部緩和されるなど、今後、中東・アラブ地域における日本企業の更なる経済活動の拡大が予想される。

I アラブ首長国連邦

1. 新会社法案の承認

昨年5月、連邦国民評議会(Federal National Council)は、現行会社法(Federal Law No. 8 of 1984 Concerning Commercial Companies)の改正案を承認した。本案は今後、最高評議会の可決、大統領の署名等を経て施行されることが予想される。

新会社法案は、現会社法の基本的な特徴を残しつつ、より厳格なコーポレートガバナンスに関する規定を採用している。

重要な変更点として、有限責任会社(limited liability company)あるいは非公開株式会社(private joint stock company)に関し、株主が一人の場合でも、その設立が認められることになる。

また、公開株式会社に関しては、発起人の人数要件は、現行法の10人から5人に、非公開株式会社においては、2人に引き下げられる。ただし、どちらの形態においても、資本金の下限は引き上げられる。さらに、非公開株式会社においては、設立後一年間の株式移転禁止期間も設けられる。

他に注目すべき変更点としては、総会の成立要件として必要な出席株主(公開株式会社の場合)あるいは出席社員(有限責任会社の場合)の割合が、議決権の50%から75%に引き上げられることや、有限責任会社に対し、公開株式会社に関する規定が、原則として適用されることになる点等がある。


2. ドバイ国際金融センター仲裁法の改正

昨年12月15日、ドバイ国際金融センター(DIFC: Dubai International Financial Centre) 当局は、DIFC仲裁法(Arbitration Law - DIFC Law No.1 of 2008)を改正した。これは、DIFC仲裁裁判所が、DIFC域外での仲裁のために、DIFCの仲裁手続を中止させる権限があることを明確にし、ニューヨーク条約との整合性をより高めることを目的としている。

DIFCは、UAEの憲法上独立した管轄権を有しているが、UAEが2006年にニューヨーク条約に加盟したことから、かかる条約に遵守することが求められている。しかしながら、仲裁への付託に関連する規定に、ニューヨーク条約とDIFC仲裁法との間には整合しない点があったことから、DIFC仲裁法の早期の改正が望まれていた。

改正前の仲裁法によると、DIFC仲裁裁判所が仲裁手続を中止できるのは、仲裁地がDIFCの場合のみであるとされ、近年、この規定の解釈をめぐり、DIFC域外での仲裁がなされている場合に、DIFCの仲裁手続を中止することができるかについて、結論の分かれる裁定が出されていた。

今回の改正により、当事者の仲裁合意によってDIFC域外を仲裁地とする場合や、仲裁地が決定されていない場合であっても、DIFC仲裁裁判所がDIFC仲裁手続を中止する権限を有することが明示的に示された。これにより、DIFCがより国際基準に適合する仲裁地として、信用性が高まることが期待される。

(UAEにおける仲裁実務の現状とその動向については、過去のニュースレター  をご参照ください。)

II ガーナ

1. 石油法制定による雇用確保および自国産業保護の強化

昨年11月20日、ガーナ共和国議会は、石油法(Petroleum (Local Content & Local Participation) Regulations, 2013)を承認した。

新法の目的は、主として石油・ガス業界における自国の専門的技術、製品およびサービス、事業および金融を利用することによる付加価値の最大化、雇用の創出の実現、専門性の開発および技術・ノウハウ移転を通じた石油・ガス業界における生産規模の発展並びに自国産業の外国事業に対する競争力の増大等にある。

新法により、石油関連事業を営む会社は、原則として、5%以上の現地資本を受け入れなければならないとされる。また、石油関連事業を営む会社は、当該事業において現地の事業者の利用(Local Content)が含まれていることを確保しなければならないとされている。

加えて、政府との石油関連の契約又はライセンスを受ける業者の入札においても現地資本は優遇を受けるとなる。外国資本から独立した現地資本のガーナ法人は、石油関連の政府の入札において、法令に定める条件を充たしている限りにおいて、他の外国の事業者には優先することとされている。また、その他の条件が同様であれば、Local Contentをより多く含んでいる会社が選定されることとなる。

新法の内容は自国の産業を保護するものとなっており、既にガーナの石油関連事業に進出している企業や当該事業への進出を検討している企業に大きな影響を与える可能性がある。今後現地において石油関連事業を行う企業は、現地のパートナーの選定や入札の方針等を検討するに当たって新法の内容を詳細に検討する必要がある。

III カタール

1. カタール金融センターにおける新たな保険業規制の導入

昨年10月28日に、カタール金融センター(QFC: Qatar Financial Centre)内で事業を運営する保険会社に対し、健全性に関する新規制が導入されることが公表された。新規制は2015年1月1日に施行される予

定である。

導入される新規制は主として以下の分野における規制の強化を含むものである。

- 全社的リスクマネジメント：年間のリスクと健全性に関する自己審査の承認を行う保険会社の内部機関に関する規制を強化。
- 自己資本比率規制：自己資本比率規制に係わる集積リスクや運用リスクに関する要件の導入と、他のリスク要素の変更等により、リスクベース資本モデルにおけるリスク対応力を改善。
- 投資規制：投資集中の制限、資産負債のマッチング要件、投資許容要件、プルーデントパーソン・ルールの導入により、投資リスクの管理を向上。
- 資産負債評価：資産や保険負債の評価に用いられる保険数理の方法・前提等に関する規制の強化。
- 保険グループ規制：グループ内の保険会社への情報提供要求に関するQFC監督局の監督権限を拡充。

新規制はQFC内で事業を行う保険会社に対する規制を国際水準に合わせて強化するものであり、域内の保険会社は2015年1月1日の新規制施行に向けて体制を変更・整備していくことが要請される。

IV クウェート

1. 新外国資本投資法、施行へ

昨年6月16日、新外国資本投資法(Law No. 116 of 2013 Regarding the Promotion of Direct Investment in the State of Kuwait)が公示され、施行規則の発布をもって施行される予定である。新外国資本投資法には、多数の問題点が指摘されていた旧外国資本投資法(2001年)を廃止し、直接投資に必要なライセンスの取得を容易にすることで、海外からの投資を促す狙いがある。

旧外国資本投資法は、海外資本100%のクウェート国籍の会社の設立を可能とし、10年間の法人税免除や必要物資の輸入税免除等のインセンティブを与えるものであったが、ライセンスの取得が困難であったことから、投資拡大への影響は限定的なものにとどまっていた。

そこで、新外国資本投資法は、上記の旧法の枠組みを継続しつつ、外国投資ライセンスの取得を容易に

するための規定が盛り込まれている。具体的には、新たに直接投資促進局(Kuwait Direct Investment Promotion Authority)を設置し、ライセンスの申請におけるすべての関連事務手続きを一括で処理する「ワン・ストップ・ショップ」制を導入する。また、申請に要する期間を、従来の最高8か月から、原則30日以内に短縮するとしている。

その他の変更点として、閣僚評議会(Council of Ministers)の決定によって指定された分野を除き、原則すべての分野への投資を認めた点も重要なポイントである。

V ケニア

1. モンバサに経済特区を設置へ

本年2月13日、ケニア政府は、今後成立予定の経済特区法(Special Economic Zones Act)に基づき、地域貿易および国際貿易を促進して投資を促す目的で、モンバサに経済特区を設置することを承認した。

これは、ケニアで最初の経済特区の設置となる。経済特区の設定により、商品を非課税で輸入・流通させることを可能とする初めての試みであり、ケニアの貿易量を増大させ、より多くの雇用を生み出すとともに、東部、中部および南部アフリカ地域における貿易が活発なものになることが期待されている。計画では、当初は、自動車、生活用品および建築資材などをその対象とする予定である。

経済特区の設定は既存市場を広くアフリカ大陸に開放し、ケニア国内の経済活動にも拍車をかける効果が期待される。今後、2015年中の運用開始を目指し、必要な施設の建設などを進める。

VI サウジアラビア

1. サウダイゼーションの動向に関するアップデート

昨年11月4日、サウダイゼーションに関連して、昨年11月3日まで猶予されてきた違法就労外国労働者の取り締まりが、サウジアラビア当局によって各地で一斉に実施された。当該一斉検挙により、数千人規模の外国人労働者が逮捕され、本国に送還されている。このことにより、従前は外国人労働者が従事していた様々な

業務分野において、人手不足が社会問題となっている。

また、サウジアラビア政府は、サウダイゼーションの規制を潜脱する趣旨で、実際には雇用していないサウジアラビア人を雇用した旨の虚偽の報告等を行った場合につき、5年以下の懲役・1000万リアル以下の罰金等を内容とした新しい規制を設けることを予定している。今後も、サウジアラビア政府の動向に注意する必要がある。

VII チュニジア

1. マドリッド協定議定書の発効

昨年10月16日、チュニジアに関し、マドリッド協定議定書(正式名称: 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書)が発効した。同国は昨年7月の段階で同議定書への加入書を提出しており、これに基づき同議定書の効力が同国との関係で生じたことになる。

日本や米国など世界の主要な国が参加する同議定書の下では、参加国の商標について、その名義人が商標の保護を希望する国を指定し、当該商標を世界知的所有権機関の登録簿へ記載することにより、指定された参加国が一定の期間(原則12か月であるが、加入に当たり宣言を行った各国(チュニジアを含む。))については18か月)内に拒絶の通報をしない限り、これらの参加国において、各国とも国内直接出願の場合と同等の保護を受けることができる。

チュニジアによる同議定書への参加により、同国における海外企業の商標保護について一定の前進が見られるものと思われるが、あくまでもチュニジア国内で出願された場合と同等の保護を受けるにとどまることとなる。したがって、実際に同議定書のシステムに基づきチュニジアでの商標保護を図ろうとする場合には、同国内での実務上の手続や執行方法を含む商標保護制度の実態に留意する必要がある。

2. 新憲法の制定

本年1月27日、ラアレイエド首相、マルズーキ暫定大統領およびベンジャーファル制憲議会議長(それぞれ役職名は当時)によって、前日に制憲議会で承認された新憲法案に署名がなされ、チュニジアにおける新憲法が制定された。

ベン・アリ大統領による旧独裁政権がいわゆる「アラブの春」の先駆けとなる民主化運動で失脚した後、チュニジアではイスラム系与党と各野党の間での対立が生じ、野党党首が暗殺されるなど国内で政情の混乱が発生していた。しかし、最終的に相互の譲歩に基づく民主的プロセスを経て制憲に至ったことから、本年中に予定されている新憲法下での大統領選挙、議会選挙を経て、国内の政情の安定および経済の発展が期待される。

基本的人権の尊重、男女平等、信教の自由等の民主的かつ先進的な内容を持つ新憲法の制定に対し、各関係国および国連は好意的な反応を示しており、特にEUは同国への経済支援を検討しているとの報道も見受けられる。新憲法の下での政治体制に安定が伴えば、政情不安の低減、経済政策への注力など、同国の投資先としての魅力が高まる可能性がある。

Ⅷ トルコ

1. 授権資本制度の柔軟運用が可能に

昨年12月25日、トルコのキャピタルマーケットボード(CMB)は、授権資本制度の授権枠の上限の導入および授権資本制度に係るライセンス等に関する通達(以下「本通達」)を交付し、同日発効となった。

授権資本制度は、取締役会が、定款に定める授権枠の範囲内であれば、株主総会決議を経ることなく増資のための定款変更ができるようにするものである。従前、商法上、授権資本制度の授権枠に上限は設定されておらず、取締役会は、定款に定める授権枠の範囲内であれば、定款に定める期間内(5年以内)、株主総会決議を経ることなく増資を行うことができた。本通達は、授権枠を払込資本または資本金のいずれか大きい方の5倍までとする上限を導入した。また、本通達は、CMBが発行する5年間の授権資本制度のライセンス更新を怠った場合に授権資本制度の継続を停止するという従来の効果を緩和し、失効したライセンスの更新がなされるまでの間のみ取締役会の増資権限を停止することとした。さらに、従前、授権資本制度の適用を排除された、または採用を中止した会社は、最低2年間、授権資本制度を再度採用することが認められていなかったが、本通達はこの限定を廃止した。

本通達により授権資本制度のより柔軟な運用が可能

になった。なお、授権枠の上限の導入については、既存の制度をより制限的にするものとの見方もあるが、CMBは従来より授権枠について制限的な運用をしてきており、この点にかかる実務が実質的に変更されるものではないと評価されている。

2. 新石油法の施行

昨年6月11日、トルコにおいて、新たな石油法(Petroleum Law No. 6491)が公示され、同日施行された。新石油法は、1954年制定の石油法(旧石油法)の全規定を廃止するものである。

トルコの近隣諸国では、近年大規模なガス田が発見されており、エネルギーの大部分を輸入に依存しているトルコにおいても、調査を加速させることが重要な課題となっている。このような状況の中で、新石油法は、旧石油法のもとでの様々な障害を撤廃し、規制緩和を図ることで、海外からの投資を積極的に呼び込むことを狙うものである。

旧石油法では、トルコの国営石油会社であるTPAO(Türkiye Petrolleri Anonim Ortaklığı)は、調査・運営のライセンスにおいて特恵的な取扱いを受けていたが、新石油法では、このような特恵的取扱いは廃止され、ライセンス申請において、外国企業と同様に扱われることになる。また、調査ライセンスの発給が認められるようになり、油田が発見された場合、20年間の採掘許可も認められる。また、ライセンス制度そのものも簡略化されている。

さらに、新石油法には、調査への投資を促すために、所得税率の上限の引き下げ、関税の一部免除、外国人に対する労働許可の簡略化などの、様々なインセンティブも含まれている。他に、新石油法においても引き続き、石油の産出に際してトルコ政府へのロイヤルティの支払いが求められるが、支払額はこれまでの定額制から、市場価格を基にした算出方法へと変更される。

このように新石油法は、調査・発掘段階の自由化を目指し、EU法との調和を図るものであるが、輸出割合の上限等多数の制限は残されており、また、具体的な施行規則が明らかにされていないことから、今後もその動向に注視する必要がある。

IX ナイジェリア

1. 連邦地裁が国税不服審判所の存在を 違憲と判断

昨年10月30日、ナイジェリア連邦地方裁判所(Federal High Court)が、同国の国税不服審判所(Tax Appeal Tribunal)の存在を規定する国内税収入局設置法について、国税不服審判所が国民の課税に対する不服について審判することは、憲法が定める裁判所の司法権の独占に反するとし、違憲判断をした。

本件は、ナイジェリア国内の企業が、国税不服審判所の審判に対し、さらに不服申立てを行い、ナイジェリア連邦地方裁判所での裁判が実施されたものである。同裁判所は、国税不服審判所の判断権限の欠如を理由に当該課税判断への国税不服審判所の審判を無効とし、さらには、今後の国税不服審判所の審判行為の制限と、財務大臣に対して国内8箇所の国税不服審判所の解散を命じた。

ただし、同判決は、本件事件についてのみ無効の判断を下しただけである。上記のように今後の国税不服審判所による審判行為の制限を命じたものの、国税不服審判所に現在係属中の事件や、国税不服審判所で既に審判を経た事件の扱いについては特に判断を示しておらず、これら事件に係る今後の手続については、明らかとなっていない。また、今後課税に対する不服申立てをする上で、国税不服審判所を経ることなく、連邦地方裁判所で裁判を受けることができるのかについても、不明である。

このような連邦地方裁判所の判断は、ナイジェリア国内でも大きな波紋を呼んでいるが、同事件は控訴され、現在は控訴審において審理中であり、今後の控訴裁判所の判断が待たれている。

X バーレーン

1. 証券の発行に係る新たな規制枠組みを発表

昨年12月、バーレーン中央銀行(CBB: Central Bank of Bahrain)は、CBBキャピタルマーケットルールブック第6号の一部として、証券およびスクーク発行に係る規制監督モジュール(証券モジュール)を発行し、業界関係者に配布した。これによりバーレーンは、証券の発行・募集・流通に係る包括的な規制枠組を有

するに至った。

証券モジュールにより証券発行の承認に要する時間を縮小することができ、これにより様々な種類の証券の発行を促すことで資本市場を活発にすることを目的としている。

証券モジュールは9つの章と11の付則から構成され、証券の機能、役割、各種責任、必要書面、法的要件、発行者および投資家の権利等を規定しており、証券監督者国際機構の推奨する国際基準に沿うものとなっている。

今回の証券モジュールの発行によりバーレーンのキャピタルマーケットの透明性を向上させ、市場に統合性をもたらすことが期待される。

XI 南アフリカ

1. 個人情報保護法の成立

昨年11月26日、南アフリカ共和国(以下「南アフリカ」)において、個人情報保護法(Protection of Personal Information Act)が公布された。

個人情報保護法は、個人情報(Personal Information)には、定義上、(一定の例外はあるものの)現存する法人(existing juristic person)が含まれるなど、1995年EUデータ保護指令をベースとした、比較的厳しい個人情報保護法となっている。

また、国外への個人情報の移転についても、①当該個人情報の帰属者(Data Subject)の同意がある場合、②個人情報保護法と同水準の個人情報保護規制に服する者に対する移転である場合、または、③当該個人情報の帰属者の利益に適う移転である場合を除き、許容されていない。前述のとおり、個人情報保護法は1995年EUデータ保護指令の強い影響を受けていることからすると、EUと同様に、南アフリカにおいても、日本の個人情報の保護に関する法律その他の個人情報保護関連法制が個人情報保護法に比べて十分ではないと判断され、南アフリカから日本への個人情報の移転について個人情報の帰属者の同意を得なければならなくなる可能性もあると思われる。

同法の施行は2014年末または2015年の初頭となる予定である。したがって、南アフリカにおいて事業を行う日本企業は、2014年内に、自社またはその子会社・関連会社が南アフリカにおいて取り扱う情報のう

ち、個人情報保護法上の個人情報に該当する可能性のある情報を特定し、当該情報の取扱いについて適切な体制を整備しておくことが必要となる。

✎ 執筆 伊藤(荒井)三奈 篠崎歩 新村文子 富本聖仁
向井ジョナサン 稲葉正泰 鈴木惇也 大森裕一郎
和田卓也 桐山大地 生島慎太郎

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 15 • 2014. 05

アフリカにおける汚職・贈収賄 —リスクと対応—

アフリカにおける豊富な天然資源の存在や消費市場の急成長を背景として、日本を含む先進国におけるアフリカビジネスへの関心はますます高まっている。しかし、アフリカビジネスに魅力を感じつつも進出を躊躇している日本企業も少なくないのが現状である。

その理由の一つに、アフリカビジネスに伴うリスク等に関する情報の不足があるように思われる。そこで、今回の「中東・アフリカニュースレター」では、アフリカビジネスに伴うリーガルリスクの中でも特に重要なものの一つである汚職・贈収賄リスクについて、米国海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)(以下「FCPA」という)との関係を中心に、紹介することとした。

I アフリカビジネスと汚職・贈収賄リスク

アフリカ地域は、他の地域と比べても、腐敗度の高い地域と考えられる(Transparency International 発表の世界腐敗認識指数(Corruption Perception Index)等を参照)。したがって、日本企業がアフリカビジネスへ進出する場合には、十分な汚職・贈収賄リスク対応が求められる。

世界各国の汚職・贈収賄防止に関する法律のうち、アフリカビジネスを行う日本企業に対して適用されるものとしては、FCPA¹の他、日本の不正競争防止法、英国贈収賄防止法(The Bribery Act 2010)及び現地の贈収賄防止法(例えば、南アフリカの腐敗行為の防止及び撲滅に関する法(Prevention and Combating of Corrupt Activities Act))が存在する。

本ニュースレターにおいては、FCPAを中心として、アフリカビジネスにおける汚職・贈収賄リスク対応について概観する。FCPAに焦点をあてる理由は、米国司法省が近時FCPAの執行を強化しており、アフリカにおけるFCPA違反が原因で米国司法省に数十億円から数百億円の罰金や和解金を支払った日本企業も複数存在する等、摘発の可能性及び摘発された場合のインパクトの点においてFCPAが最重要と思われるためである。

II 現地におけるエージェント等の利用

外国企業がアフリカにおいて事業を展開する場合、現地の法制度等に関する情報の不足を補う目的で、事業用地の確保や入札資格・許可の取得、通関手続等に関して現地のエージェント等の第三者を利用することが多い。このように現地のエージェント等の第三者に対して報酬を支払う場合、支払いの一部が当該第三者を介して現地公務員に供与されるリスクが問題となる。

例えば、外国企業がアフリカ諸国において通関手続の代行を現地企業に委託する場合、デューディリジェンスの結果、当該現地企業の役員・従業員が元公務員であったり公務員の家族であることが発覚することがよくある。当事務所の最近の調査においても、アンゴラ共和国のある港で事業を行う通関手続代行業者の多くが、現地公務員と直接的な関係を有していたと報告されている。

それ以外にも、リビアにおいてインフラ関連の公共事業を落札した米国企業が、落札後に、事業関連契約の締結条件として、何ら助言を受けなかった第三者とアドバイザリー契約を締結し、数百万米ドルのアドバイザリー・フィーを支払うよう求められたという例がある。

上記事例のように、現地で利用するエージェント等と外国公務員との間に密接な関係がある場合や、不明確な内容のサービスに対して報酬を要求される場合、過大な報酬を要求される場合には、エージェント等を通じて現地公務員へ賄賂が提供されるリスクが典型的に高いといえる。それにもかかわらず、エージェント等を利用する外国企業が適切なデューディリジェンスを行わなかった結果として贈収賄リスクに気付かなかった場合には、エージェント等に対して支払った金銭の一部が外国公務員への贈賄に用いられることについて現実の認識がなかったとしても、当該外国企業についてFCPA違反が認定される可能性がある。

したがって、現地でエージェント等を利用する場合において、その委託業務からエージェント等と現地公務

員が接触することが予測される際には、当該エージェント等に対するデューデリジェンスを行うことが必要である。

また、エージェント等との間の契約において、贈収賄の不存在に関する表明保証条項や、贈収賄に関与しないことに関するコベナンツ条項、定期監査に関する条項、エージェント等が汚職・贈収賄へ関与したことが合理的に疑われること等を契約解除事由とする解除条項を定めることも有用と思われる。

Ⅲ 役員・従業員の安全の確保

アフリカへ進出する外国企業が直面する問題の一つとして、現地の役員・労働者の安全の確保がある。2013年に起きたナイジェリアにおける外国人労働者誘拐事件のように、アフリカ諸国へ派遣された外国人労働者が現地の武装勢力等に危害を加えられることも少なくない。

上記のような危険に備えて外国企業が現地警察官に対して有償で自社の労働者の警護を依頼する場合がある。このような場合に現地警察官に対して行われる支払いは、FCPAの禁止する贈賄行為から明確には除外されていない。しかし、一般的には、身体への危害を加えられる差し迫った危険や違法に拘束される危険があると認められる場合に当該危険を回避するために現地公務員へ必要な支払いをすることは、FCPAの禁止する贈賄行為には当たらないと考えられている。

もっとも、安全の確保を目的とする現地公務員に対する支払いを内部規程において贈収賄禁止の例外とする外国企業は少ないようである。その理由は、どのような場合に前述の危険が認められるのかについて、明確な判断基準を立てることは実務上困難であり、また、不明確な要件をもって例外を認めれば、当該例外が濫用される恐れがあることにある。

企業にとって役員・従業員の安全の確保は必須の事項であり、そのために外国公務員への協力の要請が避けられない場合もあるが、当該要請に際して外国公務員に対する金銭の支払いを約束する場合には、FCPAその他の汚職・贈収賄防止に関する法律において当該支払いが許容されるものか、許容されるための支払方法は何かを、専門家の協力の下に個別案件ごとに確認しなければならない。

Ⅳ 資金支援の要請

アフリカにおいては、現地のインフラストラクチャーが貧弱であったり、税収が少ないことを理由に、現地政府が、その国で事業を行おうとする外国企業に対して、その事業と関係するインフラストラクチャーを整備・改良するための資金支援を要請することがある。例えば、当事務所の調査においては、西アフリカのある国の税関職員から税関施設の改修工事に要する費用の負担を求められたという事例が報告されている。

現地公務員からこうした資金支援を求められた場合には、その要請が権限を有する政府機関から正式に出されており、かつ、現地法においても認められているものかを確認し、実際に資金支援を実行する場合には現金の供与を極力避け、さらに、公的に発行された領収書と引き換えに行う必要がある。

また、現地の部族長等のコミュニティリーダーが、そのコミュニティにおいて事業を行う企業に対し、資金支援を要請することもある。このような場合には、誰がそのような要請をしているのかや、支援された資金が最終的に誰にどのように分配されるのかが明確でないことが多い。したがって、あるコミュニティに対して資金支援を行う場合には、そのコミュニティリーダーと現地公務員との関係等についてデューデリジェンスを行い、コミュニティに対する慈善行為・寄付行為を口実とした贈賄となる可能性の有無を調査しなければならない。そして、コミュニティリーダーと現地公務員との間に密接な関係がある場合には、仮に支援を行うとしても、現金ではなく現物・サービス(学校の校舎の建設等)を提供する等の対応が必要となる。

Ⅴ 贈答・接待・経費の負担

アフリカにおいては、現地の慣習として、何らかの行為の見返りとして、贈答品の提供や接待を求められることが多くある。

また、現地公務員から、経費の負担を求められることもある。例えば、規制当局が、外国企業に対し、監査の実施のために外国企業の本社へ行くための旅費等の経費の負担や日当の支給を要請したという事例が報告されている。

FCPAは、贈答・接待・経費の負担を一律して禁止

するものではなく、その性質や金額、頻度等から腐敗の意図 (corrupt intent) がないと認められる範囲においては、これらを行ったとしてもFCPA違反を構成しない。腐敗の意図が認められるリスクを避ける上では、現地公務員に対して贈答・接待・経費の負担を行う場合には、現地の法律やビジネス慣行を十分に調査した上で、現地の法律で許容される範囲内で、公然と実施し、かつ、会計帳簿等に適切に記録しておくことが重要である。

VI 汚職・贈収賄リスク軽減のために

アフリカビジネスにおける汚職・贈収賄リスク対策としては、一般的に次のようなものがある。

疑わしい又は一般的でない支払いを現地において求められた場合には、信頼できる現地弁護士に、その支払いの適法性や、適切な支払方法について事前に確認すること

現金の支払いは出来る限り避けること。現金の支払いを行う場合には、現地公務員個人に対してではなく、関連する政府機関の正式な窓口において支払いを行うこと

全ての支払いについて領収書を取得し、それを保管すること。何らかの理由により領収書を取得できない場合には、権限のある公務員に署名された支払いに関する文書を求める等の適切な代替的記録手段を講ずること

現地事務所にて小口現金を保管する場合には、信頼できる従業員に金庫及びそこから出入金を管理させ、かつ、不明確な用途による出金がないか定期的な監査を行うこと

信頼できる会計システムを用い、疑わしい取引がないかどうかを定期的に確認すること

役員・従業員に対して汚職・贈収賄の防止に関する十分なトレーニングを行い、「アフリカビジネスの成功には贈収賄を避けて通ることはできない」といった誤った認識を持たせないこと

特定の業界を担当する公務員から頻繁に又は非公式な支払いの要請があった場合には、ビジネスパートナーや、顧客、(場合によっては) 競業他社と協力した上で、不適切な支払要請に向けて政府へ働きかけることも検討すべきである

エージェントや顧客等を経由した贈賄に巻き込まれぬよう、責任者を定めた上で、これらに対する支払いを監督すること

相場を超えた金額の対価の支払いを求められた場合には、贈収賄リスクが高いことを認識し、第三者からの物品の購入やサービスの提供に対して対価を支払う場合には、事前に同種の物品やサービスに関する対価の相場を調査しておくこと

反汚職・反贈収賄に関する内部規程及び内部手続を策定した上で、これらについて定期的なレビューを行うこと

もともと、汚職・贈収賄リスクの観点から典型的に問題となる行為は、国・地域・業界ごとに異なる。したがって、アフリカへ進出する企業は、FCPAその他の汚職・贈収賄防止に関する法律だけでなく、現地の法制度やビジネス慣行に精通した専門家の支援を受けた上で、適切な汚職・贈収賄リスク対応を行わなければならない。

¹ 米国法であるFCPAが日本企業に適用される場合は、次の4つに整理できる(詳細は、当事務所編著『3つのステージで考えるアジア事業投資とコンプライアンス戦略』(中央経済社、2014年)99頁以下や当事務所及びデロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー株式会社フォレンジックサービス編『海外進出企業の贈収賄リスク対応の実務—米国FCPAからアジア諸国の関連法まで』(中央経済社、2013年)5頁以下を参照)。

- ① 日本企業が米国の証券市場においてその発行する証券を上場又は店頭取引登録している場合
- ② 日本企業が米国に子会社を有し、当該子会社がFCPAに違反した場合 (FCPAが直接適用されるのは当該子会社であるが、親会社である日本企業の関与度によっては当該親会社も処罰される可能性がある)
- ③ 規制対象行為の一部が米国において行われた場合
- ④ 日本企業が規制対象行為をFCPAが適用される米国企業等と共謀して行う等、共犯が成立するとき(例えばアフリカにて日本企業が米国企業と合弁事業を行う場合において、合弁パートナーである米国企業がFCPAに違反したときには、当該日本企業も共謀罪の成立の可能性がある)

 伊藤(荒井)三奈 Reagan R. Demas 鈴木惇也

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 16 • 2014. 12

UAEにおける仲裁実務の現状とその動向 第2回

近年、アラブ首長国連邦(以下「UAE」)では、紛争解決の手段として仲裁の利用が大幅に増加しており、仲裁機関数の急激な増加に伴い、仲裁法を近代化する試みがなされている。この背景には、UAE 民事訴訟法にみられる手続法上の欠陥を治癒し、国際標準化およびベストプラクティスに適合させるねらいもあるものと思われる。

UAEの仲裁機関の中でもとりわけ優勢なのがドバイ国際センター(DIAC)である。2012年と2013年には400を超える案件を扱ったが、その多くは少なくとも一方の当事者がUAEの外に拠点を持つという意味において国際的な案件であった。DIACの2年間の取扱件数が400件以上であるという事実は、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)の2012年・2013年の合計取扱件数が494件であることに鑑みると、アジア地域の国際仲裁センターとして存在感を発揮しているSIACに迫る数字であり、DIACの中東地域での重要性が窺われる。

一方、UAEには近年我が国企業の進出もめざましく、その総数は400社近くにのぼり、1位はドバイの266社、2位はアブダビの69社となっている(2011年5月JETRO調査結果)。日本企業が中東で案件に携わる場合は、現地政府や国家企業が交渉において有利な立場にあることも多く、仲裁地も日本やシンガポールなど日本企業になじみのある場所よりも、UAEの管轄内の仲裁地が指定される状況が十分に予想され、中東進出を検討中の日本企業にとっては、UAEの仲裁の現状を概観することが望ましい。

そこで、UAEにおける仲裁実務に関する第2回目のニュースレターとなる本号では、UAE仲裁法の枠組みの解説をするとともに、近年の主要な裁判例を取り上げることにする。

I UAEにおける法的フレームワーク

1. UAEとドバイ国際金融センター(DIFC)との関係

前号¹⁾で紹介したとおり、UAEは、特殊な法体系を有している。というのも、UAEは、原則としてシビル・ロー体系の国家であるが、いくつものフリーゾーンが存在し、フリーゾーンには独自の裁判所・法律を有するものがある。中でも2004年に設置されたフリーゾーンの一つであるドバイ国際金融センター(Dubai International Financial Centre: DIFC)は、もっとも有名なフリーゾーンのひとつであり、コモン・ローの法体系の独自の裁判所及び法律を有している。

2. UAE及びDIFCにおける仲裁法の概要

UAEでは、仲裁に関する法規則は、UAE民事訴訟法内に規定されている。当該規定は、一般に、UAE仲裁チャプター(UAE Arbitration Chapter)などと称される。

現在、UAE政府は、上記で述べた、UAE民事訴訟法における手続的欠陥の是正を目的とし、UAE民事訴訟法から独立した仲裁法を制定するための見直し作業に着手している。この数年、国際商事仲裁モデル法(UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration)やエジプト仲裁法を基にした仲裁法など様々な草案が検討されているが、現段階では、新しく制定される仲裁法が、こういった国際商事仲裁モデル法に準拠した国際標準的な内容となるか定かではないものの、2015年の初旬頃に結論が出される模様である。新仲裁法が国際標準を備えたものとなれば、日本企業や一般投資家にとってもより利用しやすいものになるといえる。

他方、UAEからは独立した法制度を有しているDIFCにおいては、仲裁に関する法規則は、2008年のDIFC法1(DIFC 仲裁法)に規定されている。DIFC仲裁法は、上述の国際商事仲裁モデル法をベースにして制定されたとされている。

DIFC仲裁法は、近年、更に国際標準に合わせることを目的とした改正を行っており、基本的に、ニューヨーク条約(Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (New York, 1958)、以下「ニューヨーク条約」)の理念に近いものとなっている。これを裏付けるかのよう、2013年のDIFC法6 (ARBITRATION LAW AMENDMENT LAW DIFC LAW No. 6 of 2013)は、仲裁地がDIFCの場合のみならず、(i) 仲裁地がDIFC以外である場合、又は、(ii) 仲裁地が仲裁条項内に定められていない場合であっても、有効な仲裁合意が当事者間に存在する場合には、DIFC 裁判所は管轄権を有さないことを明記している。これによって、仲裁合意が存在している場合には、本訴はDIFC 裁判所に係属しないことが明確化された。

II 近年の主要な裁判例

1. 仲裁手続きに要した弁護士費用の取り扱いについて

2013年2月3日付の282/2012事件において、ドバイ破毀院(Dubai Court of Cassation)は、DIACの仲裁規則に基づいて行われた仲裁手続きにおける弁護士費用の取り扱いに関して、当該費用は仲裁費用(Cost of Arbitration)に含まれないと判断した。すなわち、DIACの仲裁規則は、仲裁費用の当事者間の費用負担割合について仲裁廷が決定することができる旨を定めているが(仲裁費用に関するAppendix第4条)、当該費用には弁護士費用は含まれない旨を判断したものである。同Appendixの2.1条¹には「弁護士費用」が明記されていないことから、弁護士費用は「仲裁費用」には含まれないと判断された。

上記の理由から、一般的な国際仲裁の実務においては、弁護士費用も仲裁費用に含まれると判断されている法域が多いが、DIACを利用する場合は、弁護士費用は仲裁費用の外で別途負担しなければならないことに留意する必要がある。

2. ドバイにおける外国仲裁判断の承認・執行

仲裁手続の一方当事者が仲裁判断に従わず、義務の履行を拒否した場合、相手方は、UAE裁判所に対して承認・執行の申立てを行うことになる。この点、2012

年10月18日付のMaxtel International v Airmec Dubai事件においては、ドバイ破毀院は、初めて、外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約に依拠して、外国仲裁判断の承認・執行を行った²。本案件は、初めて、外国仲裁判断についてドバイにおいて承認・執行できることを示した非常に重要な判例であり、外国投資家にとっては投資判断を決定するに際し、重要な判例であると言える。

なお、同事件では、ロンドンを仲裁地としたDIFC-LCIA仲裁規則に基づく仲裁判断をドバイで承認・執行できるかが問題となったが、ドバイ破毀院は、ドバイにおける外国仲裁判断の承認・執行に関しては、外国仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約のみが適用されると判断し、UAE仲裁チャプターの規定に基づく被申立人の主張を退けている。すなわち、本案件はあくまで、外国仲裁判断についてニューヨーク条約が適用されることを確認したにとどまり、その他の法律・条約等を基礎とする外国仲裁判断の承認・執行の申立てについて、どのような判断がなされるかは現時点では不明である。従って、仲裁の当事者がドバイにおいて外国仲裁判断の承認・執行の申立てを検討する際には、依拠する法規にも留意が必要である。

III まとめ

UAEにおける仲裁は中東地域で存在感を増しており、取扱件数の増加に伴い、より国際標準に合致した法整備を行ってゆく潮流にある。中東地域への進出を検討している日本企業にとっては、現地政府や国家企業がUAEにおける仲裁を指定するような状況に備えるため、そのトレンドをつかみ、その仕組みや運用について、他の仲裁地との違いを押さえることが肝要であろう。

¹ Appendix の2.1 条は「仲裁費用は、申立てまたは反対請求に関する管理費及び仲裁開始時に効力のあった費用表に従ってセンターにより定められた仲裁廷の費用を含むものとする。また、仲裁廷により選任された専門家の費用だけでなく、仲裁廷によって生じたすべての費用を含むものとする。」と定めている。

² UAEは2006年にニューヨーク条約に加盟している。

執筆 伊藤(荒井)三奈 栗田哲郎 大森裕一郎

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 17 • 2015. 05

トルコ通信①（仲裁・医薬品&ヘルスケア・知的財産）

本ニュースレターでは、トルコにおける主要な法令及び動向を紹介する。詳細は、弊所イスタンブール事務所が作成した添付レポートをご参照いただきたい。

I イスタンブール仲裁センター設立

2014年11月29日、トルコ政府は、イスタンブール仲裁センターの設立を許可する法案(No.6570)を発表した。当機関は、国内外の紛争に対する仲裁の監督機関として機能し、本法は2015年1月1日に施行された。

イスタンブールに仲裁センターが設立されることで、イスタンブールの専門機関にて紛争を仲裁する機会が与えられることになり、国内外の会社にとって紛争解決手段の選択肢が増えることになる。特に、トルコの会社との間で、またはトルコにおいて、プロジェクト等を行っている会社にとっては、仲裁廷が近距離にあることで仲裁手続にかかる費用を大幅に抑えることができ、その活用価値は非常に高いといえる。

本法は、特に「外国要素」が伴う紛争に関して、トルコでの仲裁による紛争解決を促しており、複雑な案件に対してより効率的な紛争解決手段を提供することで外資を誘致する目的がある。仲裁規則の整備、採択は今後センターが取り決めていくことになるが、一旦制定されれば、契約当事者は紛争をイスタンブール仲裁センターに付することができるようになる。

紛争解決手段や仲裁センターの選択は、戦略上重要な事項として、契約書の作成時にも注意を払う必要がある。

II 管轄、仲裁の「ハイブリッド」条項について明瞭化に至らず

トルコ国際仲裁法では、当事者が仲裁による紛争解決に合意する場合、その合意は明瞭かつ確定的なものでなければならないとされている。よって、同一事案につき、係争を特定の裁判所に委ねる管轄権条項及び仲裁条項の双方を含む仲裁合意は、明確性に問題が生

じる。

これについて、トルコ控訴裁判所の民事第11部と民事第15部が、相反する判決を下した。民事第11部は、仲裁条項と、仲裁人によって判断できない係争においてはイスタンブール裁判所に管轄権を付与する管轄条項の両方を含んだ仲裁合意は、仲裁に至る明瞭かつ確定的な意図が見られないとして、無効であるという判決を下した。一方、類似事件において、民事第15部は、管轄条項は裁判所の介入が必要な事項にのみ適用範囲を限定すべきとして仲裁合意を有効とした下級裁判所の判決を支持した。

長年議論になっていた問題に対して今回裁判所が判断を下したことについては歓迎すべきだが、民事第15部の下級裁判所の判決の支持は、期待に反し、一貫性がなく、むしろ、不明確性を残すこととなった。しかしながら、今後裁判所が当該条項をどのように解釈するかについての一定の判断基準にはなりうるため、トルコを仲裁地とする仲裁合意書を作成する場合は、双方の当事者の意図の明瞭化を図るためにも、トルコの仲裁専門家にアドバイスを得ることが重要になる。

III 輸入医薬品の再輸出規制

トルコの規制当局は、近時、トルコ国内に輸入され、市場に流通している輸入医薬品の再輸出を禁止し、医薬品医療機器管理局(Turkish Medicines and Medical Devices Authority)、かかる通達を2014年11月20日に発表した。

トルコの製薬会社は、主に、卸売業者を通して商品の販売を行っている。しかし、近年、卸売業者が、政府指定価格で購入した低価格の輸入医薬品を、より高い金額で再輸出するといったことも横行しており、その結果として、トルコ国内における医薬品不足を招き、国内患者に医薬品が十分に行き渡らないという状況が生じている。また、製薬会社にとっても、国によって医薬品の価格にばらつきがあることによる弊害も指摘されている。

同通達によると、この規制は、トルコ市場における医薬品の確保を目的としており、当局は、医薬品の不法輸出を防ぐために、医薬品追跡システム (Medicine Tracking System) を使用するなど、あらゆる手段をもってかかる規制を執行するとしている。

製薬会社及びそのディストリビュータは、第三者による不法輸出を防ぐために、輸入医薬品の不法輸出などを発見した場合、当局に報告するなどの積極的な対応を検討することが望ましい。

IV トルコにおける新・ライフサイエンス戦略： 医薬品・医療機器の現地生産に向けて

2014年11月、トルコ政府は「医療産業の構造改革案」を発表した。本改革案は、トルコの5年開発計画 (2014年から2018年) の一環として医薬品の国内生産の開発に力を入れようとしたものである。

トルコは、長期間高い経常収支の赤字に苦しんでおり、その大きな要因の一つが医薬品輸入と言われている。本改革案によれば、トルコ政府は、医薬品・医療機器産業の戦略構築、政府機関 (Health Industries Orientation Committee 及び Health Institutes Authority) の設置、ライセンスや価格等を通じての現地生産品の優遇、並びに研究者、研究開発及び臨床試験等へのインセンティブ付与など様々な優遇政策を通して、自国の現地医薬品生産を促進していく予定である。

本改革案の発表を受けて、医薬品・医療機器会社は、トルコ市場における競争力を維持するといった観点から、製品のトルコ国内生産が必要であるかどうかの検討をすべきである。さらに、今後、現地生産インセンティブ及びトルコの医薬品・医療機器関連規制の改正に注視していく必要がある。また、製薬会社及び臨床試験の受託研究機関は、トルコにおける臨床試験のインセンティブプランの進展についても把握しておくことが望ましい。

V 著名商標登録制度


トルコ商標法によれば、著名商標は手厚い保護が受けられることになっている。トルコ特許庁 (TPI) には、著名商標の登録を行う特別原簿があり、一旦 TPI 著名

商標原簿に商標の登録が行われると、期間の定めがなくなり、更新の必要もなくなる。商標保持者は、トルコ商標法の定める著名商標の要件を満たす証明書類を TPI に提出することによって申請が可能である。

著名商標登録制度は、係争において、必ずしも、著名商標に関する議論の余地をなくす訳ではないが、商標が著名であることの重要な証拠になり得るため、立証責任の負担の大幅な軽減は期待できるだろう。

VI 商標登録出願サービス料金の値上げ

トルコ特許庁 (TPI) は、商標関係の申請に関する2015年度の新料金表を発表した。主な施策として、オンライン (電子) 出願と従来型の書面による出願費用の区別が設けられ、改定料金は、2015年1月1日に施行された。

 執筆 伊藤 (荒井) 三奈 稲葉正泰

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 18 • 2015. 04

UAEにおいて会社法大幅改正、今後の遵守対応が鍵

UAEにおいて、旧商事会社法を全面的に置き換える商事会社法2015年第2号(以下、「新法」という)が2015年7月1日に施行された。新法で明示的に除外されている場合を除き、全ての会社は施行後1年以内に新法を遵守する必要がある。

現地持株比率51%という基準は継続して適用されるが、フリーゾーン会社が、オンショア(UAE国内)または他のフリーゾーン内で事業展開することを許可される可能性が出てきた。今後、内閣の決定により資格・条件等の詳細が定められる予定である。

新法の内容は多岐にわたるが、会社組織設計の利便性を高めるものとして特に注目すべきは以下の内容である。

- 定款上の株式譲渡制限規定の許容
- 株式への質権設定の許容
- 持株会社の概念の導入
- 投資ファンド設立の許容

他方、規制の厳格化や解釈の不明確性等、対応に留意が必要な点も存在する。特に留意を要するものとして、以下の内容が挙げられる。

- 配当規制違反等に関する罰則の厳格化
- 株式会社に関する規定が有限責任会社にも適用されるとする条項の適用範囲の不明確性
- 有限責任会社における先買権行使の際の手の煩雑性
- 最低資本要件の強化
- 有限責任会社における設立時資本の利用に関する制限の明確化

上記事項以外にも、新法には、株主総会の招集手続及び定足数の改正、登記・会計帳簿に関する規制の変更や、公開・非公開の株式会社に関する種々の規制変更等、多様かつ広範な規制の変更が含まれている。上記のとおり、会社実務に大きな影響を与える改正であり、また、規制が不明確な部分も散見されるため、今後の法律の運用や下位規範の制定状況を注視すると

ともに、実際に新法に沿った実務対応を行う際には適切な専門家の助言を得る必要があるといえる。なお、新法の概要については弊所アブダビオフィスの作成したレポート(英語) [こちら](#)を参照いただきたい。

 執筆 伊藤(荒井)三奈 高田昭英 富本聖仁

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 19 • 2015. 12

公益財団法人公正取引協会主催 外国競争法研究会 報告書 「中東の競争法：トルコ・エジプト・サウジアラビア・ UAE・イスラエル・ヨルダン」

本報告書は、リスクマネジメント・シリーズの一環として、2015年11月10日、公益財団法人公正取引協会主催の外国競争法研究会において、弊所、伊藤（荒井）三奈、佐藤哲朗、富本聖仁の3名による中東の競争法に関する講演の内容を纏めたものである。

I 中東における競争法

2015年現在、中東諸国の中で競争法を制定している国はエジプト、ヨルダン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAEの7か国である。中東諸国は、1990年代に欧州との間での政治、経済での連携を深め、世界経済での地位を築くために、安定的な自由経済活動を国内確保しようとする国内外の要請に基づき競争法を制定してきた。

当時の中東諸国では、外国からの投資の呼び込み、生産性の向上、中小企業の保護など、自国内の経済上、競争法により自由競争を確保しようとする機運が高まっていた。というのも、80年代の経済危機を脱しつつあった中東諸国に対して、欧州は地中海における自由貿易圏を作り上げることで、援助をしつつ自らの経済圏に取り込もうとし、中東諸国もまた経済発展のために欧州経済圏とのつながりを深めようとしていた背景がある。95年から始まった欧州地中海パートナーシップの動きは、中東各国が個別に欧州連合との間で締結する欧州地中海連合協定 (Euro-Mediterranean Association Agreement) へと結実する。98年から締結が始まった各協定では、政治、経済での連携と将来像が規定される中、中東各国が数年内に欧州に倣った競争法を制定することが定められ、協定を結んだ中東諸国では、これに合わせて競争法を整備しなければならなくなった。なお、トルコについては欧州連合加盟を目指して、95年に欧州と関税同盟が締結されていることにも見られるように、競争法においても、欧州連合の競争法に親和

性の強い競争法が作られることとなった。

同様の動きが世界貿易機関 (WTO) でも見られる。WTOは、GATTを引き継ぎ、95年設立され、中東諸国は、原加盟国にも名を連ね、現在多くの国が加盟している。WTOは競争法についての協定はないが、アンチダンピング協定や自国企業の独占力の濫用の抑止を掲げる協定など、競争政策に関連の深い規定を置いていた¹。当時の中東諸国にとっては、WTOの加盟に必要な自由市場経済政策をいかにアピールできるかが大きな課題であり、その点からも、競争政策を進める必要があった²。結果、04年、05年を中心に中東各国で競争法が制定されることとなった。

	建国・独立年	連合協定調印年 (発効年)	WTO加盟年	競争法制定年
エジプト	1922	2001 (2004)	1995	2005
サウジアラビア	1902	N/A	2005	2004
UAE	1971	N/A	1996	2012
トルコ	1923	1995 (1996) 関税同盟	1995	1994
イスラエル	1948	1995 (2000)	1995	1988
ヨルダン	1946	1997 (2002)	2000	2004

II イスラム法 (シャリーア) と競争法

イスラム国家においては、信徒の全社会生活が、イスラム法により規律されることが建前となっている。イスラムの法源は、核となる「クルアーン」(コーラン)、ムハンマドによる慣行・範例をムハンマドの仲間が伝承したものや、宗派によってはその後継者の言行等も含む、コーランに次ぐ法源である「スンナ」、法が無い事項や解釈が分かっている事項について法の権威者が合意した「イジュマー」、法に沿った推論である「キヤース」などがある。「シャリーア」と呼ばれるこれらの法源は、

確固たるもの、不変の法として存在し、一般的には「イスラム法」と呼ばれる。但し、宗派によって、法源として認めないものもあり、一律の解釈ではない。イスラム国家においては、全てがイスラム法に基づく必要性から、イスラム法に無い法律を作る場合もイスラム法に根源を求めることになる。このことは、経済や社会が宗教と一体性を保持するために不可欠であるとともに、西洋諸国が植民地化を進める中で持ち込んだ外来の法律(カーヌーン)への拒絶反応の表れとして、イスラム法と無関係に実定法を定めることは慎むべきことと考えられていることにも関わる。

外から持ち込まれた法律についてもイスラム法に根拠を持つことの確認が法学者や法律実務家により行われる。1990年代から2000年代にかけての競争法を法制化する過程でも、コーランやスンナなどのイスラム法の教義そのものや、イスラム法の解釈を行った数世紀前の法学者たちの解釈に対してさらに、競争法につながるように法学者や法律実務家たちが解釈している。

例を挙げると、コーランの一節にある「正義と篤信のために助けあって、信仰を深めなさい。罪と恨みのために助けあってはならない。アッラーを畏れなさい。誠にアッラーは懲罰に就いて厳重であられる。」(5章「食卓章」2節)³という部分は、「正しい協調を推奨し、社会に損害と害悪を与えかねない協調を禁止する」ことを述べている⁴とされる。また、同じくコーランの「信仰する者よ、あなたがたの財産を、不正にあなたがたの間で浪費してはならない。だがお互いの善意による、商売上の場合には別である。またあなたがた自身を、殺したり害してはならない。誠にアッラーはあなたがたに慈悲深くあられる。」⁵との部分について、12世紀と14世紀の2人の法学者が行った解釈をさらに解釈して、「自由競争をゆがめる略奪的契約、排他的契約」に言及しているとされる⁶。

あるべき行いについての預言者の言行を伝えるハディースには、『預言者は言った。「その男は、より高額で売らんがために穀物を貯蔵しているが故に罪を犯した。」』という一節がある。これは、私的独占の禁止を表す⁷とされる。同じくハディースに『預言者は、生前に、価格が上がったため価格を固定するよう求められて言った。「神のみが奪い与える。私は生ける者とその財力に害を与えずに神に会いたい。』』とあり、これは価

格カルテル行為の禁止だとされる⁸。

このように、一見普遍性のあるイスラム法に対して競争法のルールを当てはめていくことで、競争法とイスラム法との連続性、親和性が説明される。

この地域の競争法に関しては、今後も、粕文夫、阿部信一郎、井上朗、阿江順也を中心とする弊所独占禁止法・競争法グループとともに、引き続き注視してゆきたい。

- 1 松下満雄「競争政策協定のWTOへの導入可能性」(国際商事法務 30-7-879、2002年)
- 2 Musaed N. Alotaibi "Does the Saudi Competition Law Guarantee Protection to Fair Competition? - A Critical Assessment", the University of Central Lancashire (2010)
- 3 伊斯蘭文化のホームページ/日本ムスリム協会発行「日亜対訳・注解 聖クルアーン(第6刷)」による訳(http://www2.dokidoki.ne.jp/racket/koran_frame.html)
- 4 Mohamed Elfar "Towards Creating a Competition Culture Channeling Morality through Advocacy in Egypt", Maghreb Review, 37-1-2012 (2012) 57, 66 note 40)
- 5 前掲note
- 6 同上
- 7 Mourad F.K. Greiss "Evaluating the Influence of EU Competition Rules and Islamic Principles on the Treatment of Abuse of Dominance under Egyptian Competition Law" Sussex Law School (2011) 104. Mohamed 前掲note
- 8 Mourad 前掲note

執筆 伊藤(荒井)三奈 佐藤哲朗 富本聖仁

中東アフリカ・ニュースレター
Middle East & Africa Newsletter

	エジプト	サウジアラビア	UAE
競争法制定年	2005	2004	2012
水平規制	○	○	○
垂直規制	○	○	○
支配的地位の濫用	○	○	○
支配的地位認定の 閾値（市場シェア）	25%超	12か月間以上40%	未制定
企業結合規制	事後届出○	事前届出○	事前届出△（下位規範が未整備）
罰金・制裁金	行為規制：10万～3億エジプトポンド 構造規制：10万～3億エジプトポンド	行為規制：500万サウジアラビアリアル以下 構造規制：売上高の10%以下（1,000万サウジアラビアリアルを上限）	行為規制違反：50万～500万UAE ディルハム 秘密情報の開示：5万～20万UAE ディルハム その他の競争法・勅令違反：1万～10万UAE ディルハム

	トルコ	イスラエル	ヨルダン
競争法制定年	1994	1988	2004
水平規制	○	○	○
垂直規制	○	○	○
支配的地位の濫用	○	○	○
支配的地位認定の 閾値（市場シェア）	50%以上（推定）	50%超	なし
企業結合規制	事前届出○	事前届出○	事前届出○
罰金・制裁金	前年度の対象会社の総収入の2から4%（カルテル）または0.5から3%（カルテル以外）をベースに諸要素を勘案して増減し、10%が上限	前年度の売上高の8%（上限は2,400万イスラエルシェケル）	総売上高の1%以上5%以下の罰金、又は総売上高が計算されない場合、USD70,000 を上限とする罰金

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 20 • 2016. 02

イラン経済制裁解除— 米国、欧州連合 (EU) など 主要国が講じた措置と残されたリスク

2016年1月16日、包括的共同作業計画(JCPOA)に基づく「履行の日」が到来した。この日、国際原子力機関(IAEA)が、イランのJCPOAの合意内容であった核開発制限の履行義務を確認したことを受け、欧州連合、スイス政府および米国政府は、イランに対する経済制裁の一部を解除した。カナダの対イラン経済措置においては解除に至らなかった(その後の変更については下記参照)。対イラン経済制裁解除の国連安全保障理事会決議2231号を受けて、我が国も、同月22日に閣議了解を経て対イラン経済制裁解除を行った。

これらの発表や報道は、一見すると「履行の日」に講じられた措置は、イランにおける「ビジネス取引が解禁された」という印象を与えてしまう可能性がある。実際に、多くのお問い合わせが相次いだ。EUおよびその他欧州各国は、対イラン貿易制限を大幅に軽減したが、米国がイランに対して行っている数多くの経済制裁措置は今だ効力を有する。これらのことから、イランおよびイラン関係者が関与する新規取引を検討中の企業各社は「履行の日」以降も継続するイラン関連取引に対する規制および制限があることを理解した上で、実際の取引の内容に照らし、制裁の対象にならないことを確認し慎重に進めることが肝要である。また、JCPOAの違反があった場合の制裁復活(snapback)の可能性も含めたリスクも考慮する必要がある。

詳細は、弊所 Global Sanctions Groupが作成した添付レポート²⁰を参照いただきたい。

同レポートでは、「履行の日」に、EU、米国政府およびスイス政府が承認した経済制裁の変更点に関する情報およびカナダの対イラン経済制裁措置の現状(その後の変更については下記参照のこと)について解説すると共に、イランとの取引において引き続き生じ得る重大なコンプライアンスリスクについて概説する。なお、カナダに関しては上記レポートが作成された後の2月5日付で変更決定が行われた。詳細はこちら²¹。

イラン経済制裁に関しては、今後も変更が加えられ

ることが予想され、弊所中東アフリカグループでは引き続きGlobal Sanctions Groupと協働し動向を注視してゆきたい。

【イラン最新経済情勢セミナーのご報告】

先月、1月25日、日本貿易振興機構(ジェトロ)主催で「イラン最新経済情勢セミナー～日・米・欧の法務専門家による制裁解除に向けたビジネス環境説明～」(於ホテルオークラ東京)が開催され、弊所からは以下の専門家が登壇し、法律の専門家の見地から、日・米・欧と国連による制裁解除を巡る規制の変化について解説を行った。

進行・解説:伊藤(荒井)三奈

米国:Nicolas Coward, Alison Stafford Powell, Ryan Fayhee

欧州および国連:Ross Denton, Mayuko Roald

日本:末富純子

核関連制裁で制裁解除になるものはあるものの(米国制裁の米国民以外への二次制裁も解除される。)、依然として残る制裁はあり、また事前に承認を得れば可能となる取引もある。また、イランが核に関する合意に違反した場合の制裁復活の可能性もあり、それぞれについての概要及び日本企業に与える影響について解説を行った。

本セミナーで使用した資料はこちら²²

また、パネルディスカッションでは、制裁解除を巡る各種論点について議論を深め、対イラン制裁解除により直ちにイランとのビジネスが再開できるのかということに高い関心が集まった。しかしながら、送金取引が開始されるか否かには、金融機関の判断も含めて、時間がかかる可能性もあることが示唆された。

執筆 伊藤(荒井)三奈 末富純子

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 21 • 2016. 04

宇宙ビジネスの実務と法

第1回 民間による宇宙ビジネスに向けて

— 日本でも新たな宇宙関連2法案を閣議決定

2016年3月22日、日本とアラブ首長国連邦(UAE)は、宇宙に関する研究開発、人材育成、産業の発展に係る交流・協力を推進していくことを発表した。UAE政府は2021年の建国50周年記念にむけて火星探査計画を国家事業として推進しており、また、日本政府も宇宙分野における活動及び国際協力を進めている。これら両国の活動を踏まえ、日本とUAE双方にとって有益であろうとの理解のもと、上記のような交流・協力が確認された。また同時に、UAEのムハンマド・ビン・ラシード宇宙センターと三菱重工株式会社による打上げサービス契約の署名も行われた¹。

I 世界の宇宙活動の動向— 国家産業から民間ビジネスへのシフト

かつて、人工衛星やロケット打上げなどの宇宙活動は、宇宙開発競争や共同開発・共同利用といった国家レベルで行われていた産業であった。しかし近年、海外の例をみても、老舗からベンチャーまで様々な企業が積極的に宇宙ビジネスに参入している。

これまで世界の宇宙産業を牽引してきた米国では、シリコンバレーのIT企業やベンチャーキャピタルなどが積極的に宇宙ビジネスに投資を行っている²。背景には、米国政府とNASA(National Aeronautics and Space Administration)が2000年代以降進めてきた宇宙産業の商業化政策の影響があるといわれている³。

また、欧州では、欧州各国が共同設立したArianespace社が、民間通信衛星の打上げを各国から受注しており、2014年9月時点で商業打上げ市場において約60%にも上る高いシェアを維持している⁴。

中国も、近年軍民一体で宇宙開発を進めており、2022年までに有人宇宙ステーション「天宮」の打上げを予定している。2016年1月、米国や日本が共同運営している宇宙ステーションISS(International Space

Station)の2024年までの稼働延長が決定されたが⁵、仮にISSが停止することになれば、中国の「天宮」運用開始後は、同国のみが有人宇宙ステーション保有国となる可能性もある。

このように世界中で民間による宇宙ビジネスが勢いを増す中、我が国においても、2015年8月に「宇宙システム海外展開タスクフォース」が立ち上げられた。このタスクフォースは、官民一体となって商業宇宙市場の開拓に取り組むことに主眼を置いており、今般のUAEとの協力体制の確立や、火星探査機打上げサービスの受注などはその成果の現れといえる。(なお、UAEから受注した火星探査機を搭載するロケットは、2020年に種子島宇宙センターから打上げられる予定である。)さらに、このような民間事業者による宇宙活動の促進や、その基盤となる制度インフラの整備を目的として、宇宙活動に関連する法案の整備も進みつつある。

II 日本でも新たな宇宙関連2法案を閣議決定

政府は、2016年3月4日、1.「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案」および2.「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案」を閣議決定し、第190回国会に提出した。現在、2法案は衆議院において審議中である。

1. 「人工衛星等の打上げ及び

人工衛星の管理に関する法律案」

同法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて人工衛星打上げや落下等により生ずる損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的としている。同法律案の概要は、以下の通りである⁶。

(1) 人工衛星等の打上げに係る許可制度

- 国内に所在する打上げ施設を用いた人工衛星等の打上げについて、打上げの都度許可を受けなければならない許可制を採用する。
- ロケットの型式及び打上げ施設について、基準への適合性に関する事前認定制度を導入する。

(2) 人工衛星の管理に係る許可制度

- 国内に所在する人工衛星管理設備を用いた人工衛星の管理について、人工衛星ごとに許可を受けなければならない許可制を採用する。

(3) 第三者損害の賠償制度

- ロケット落下等損害は打上げを行う者の無過失責任及び責任集中とし、人工衛星落下等損害は人工衛星の管理を行う者の無過失責任とする。
- 打上げ実施者に対して損害賠償担保措置を講じる義務を課すとともに、民間保険契約では埋めることのできないロケット落下等損害の賠償については政府が補償することを可能とする。

(4) 内閣総理大臣による監督

- 内閣総理大臣は、打上げ実施者や人工衛星管理者に対し、必要に応じて、立入検査や指導・勧告、是正命令等を行う。

民間事業者による宇宙ビジネスの活発化に応じて同法律案が制定

同法律案は、宇宙条約第6条を受けて調査・審議されていたものであるが、同宇宙条約第7条及び宇宙損害責任条約は、宇宙活動に起因する損害について、「打上げ国」(宇宙物体を打上げ、又は行わせる国)が無過失賠償責任を負う旨を定めている。これらの条約には、当該条約が採択された1960~70年代の時代背景が色濃く映し出されている。すなわち、当時は、米ソ対立を背景に国家が安全保障を念頭に宇宙開発にしのぎを削っていた時代であり、民間による宇宙活動はほとんど想定されていなかった。そのため、民間事業者の宇宙活動により生じた損害であっても、当該民間事業者を監督する立場である国家が直接国際社会に対して責任を負うものとされていたのである⁷。

しかし、上記条約が採択された時代から約半世紀が経ち、民間事業者による宇宙ビジネスへの参入が活発化する中で、我が国でも、宇宙活動に関連する法律を

制定する必要性が高まってきた。というのも、上記条約を民間宇宙ビジネスの時代に適応させるかたちで履行していかなければならず、また、それに付随して生じうる損害等について公共の安全を確保し、かつ、制度インフラを整えることにより宇宙ビジネス全体を進展させていく必要が出てきたのである。そして、そのような必要性に応じるかたちで、同法律案が閣議決定されるに至った。

同法律案の具体的内容と予想される法的論点

まず、打上げ・管理に係る許可につき、同法律案は、許可申請に必要な書類等や許可基準について規定している。技術的な許可基準については内閣府令で定めるとされているところ、人工衛星等という最先端の分野であるため、内閣府令でより具体的で明確なルール設定がなされることが必要となる。また、技術的基準以外に「人工衛星の利用の目的及び方法」が基本理念や諸条約の趣旨に沿っているかどうかも許可基準とされているが、国家安全保障や国家間取引といった外部的要因によって、不許可とされるおそれもある。

同法律案は、人工衛星等の打上げに伴い発生した第三者損害の賠償について、打上げ実施者の無過失責任とし、責任を集中させる旨規定しているが、さらに、その損害の発生の原因について他に責任を負うべき者がいる場合の求償権についても規定している。故意に損害を生じさせた者への求償権の行使や、下記の民間保険契約及び政府との補償契約の制度との関係で、求償権の行使がどの範囲で認められるのか等が問題となりうる。

また、当該第三者損害の賠償について、打上げ実施者に締結等が義務付けられた民間保険契約を基礎として、さらに政府との補償契約で損害をカバーするという制度を採用している。この制度は、打上げ実施者の偶発的な賠償負担を保険料等の経常的支出に転化することにより、宇宙産業の健全な発達を図ると同時に、被害を受けた第三者の保護を図ること等を目的としている。さらに、損害賠償責任を打上げ実施者に集中させることで、打上げ実施者に機器・部品を供給した事業者の法的地位の安定を図り、宇宙ビジネスの裾野産業育成も視野に入れた検討がなされているようである。この制度につき、内閣府令で定めるとされている民間保険契約の具体的内容(保険金額や保険責任期間等)や、

政府との補償契約の内容が問題となる。政府は、日本式人工衛星やロケットの海外受注を目指すにあたり、これまで販売後は海外で打上げがなされることが多かったところ、今後は日本国内での打上げや地上システムの利用も併せた受注を視野に入れている。政府補償契約により、事業者の損害賠償リスクの定量化がなされ、また、ルールが明確化されることで、事業リスクの低減や予見可能性が高まることが期待される。

その他、現在計画途中であったり既に関連する契約を締結済みの打上げに対する影響や、通信・放送衛星分野における電波法・電気通信事業法上の手続との関連など、論点は多岐にわたるため、今後の動向に注視していく必要がある。

2. 「衛星リモートセンシング記録の 適正な取扱いの確保に関する法律案」

同法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的としている。なお、同法律案で言う「衛星リモートセンシング記録」とは、人工衛星に搭載したセンサーにより地球表面を観測し、記録したものを言う。同法律案の概要は、以下の通りである⁸。

- (1) 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等
 - 衛星リモートセンシング装置の使用を許可制とし、不正使用防止措置、申請受信設備以外の使用禁止、申請軌道以外での機能停止、使用終了時の措置等の義務を課す。
- (2) 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制
 - 衛星リモートセンシング記録保有者は、(3)の認定を受けた者、特定取扱機関に適正な方法により行う場合等を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。
- (3) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定
 - 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者は、記録の区分に従い、記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。
- (4) 内閣総理大臣による監督
 - 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使

用者、衛星リモートセンシング記録保有者に対し、必要に応じて、立入検査や指導・勧告、是正命令等を行う。

リモートセンシングに関する国際的動向と 日本での動き

国際的動向として、まず、国連総会決議において、1986年にリモートセンシング法原則宣言が採択されている。同宣言は、リモートセンシング分野における国際的な協力の強化に寄与するという観点から原則を定めており、地球の自然環境の保護や自然災害に関する情報を入手した場合には当該情報を関係諸国に公表・通知する旨等が宣言されている。また、2003年に開催された第一回地球環境サミットでは、世界中に個別に存在する様々な地球観測データについて、国際連携の下、当該観測データやサービスを世界共通に利用できる基盤システム・全地球観測システムを構築することが提唱された。さらに、2005年にはGEOSS(全球地球観測システム)10年実施計画が承認され、2015年2月の国連総会においては、地球規模の測地基準座標系を加盟国全体で連携維持していくとの決議案が承認された。これら一連のリモートセンシングに関する宣言・計画等においては、国内法規制を考慮しつつも、完全且つ自由な情報提供・情報共有が推奨されており、情報利用への制限は最低限にとどめるという基本的考えが示されている。

上記のような国際的動向を受けて、我が国においても、衛星リモートセンシング政策を推進する必要性が生じてきた。衛星リモートセンシングに関しては、近年の技術向上により精度の高い情報取得が可能となり、また、アクセス困難な地域等も含めて情報を収集することができるため、その適切な利用を促す枠組みが求められている。他方で、人工衛星のセンサーで地球表面を観測することで、宇宙から他国の状況が容易に把握できることになるため、そうして得た情報のデータ化の適法性や、衛星リモートセンシングがテロリストなどに悪用されるおそれなど、様々な問題もある。さらに、民間事業者が遵守すべき基準・ルールを事前に明確化することにより、事業リスクを低減し、予見可能性の向上に資するものであり、新産業・新サービスの振興のための制度的インフラとしても重要であるとされた。

これらの理由により、衛星リモートセンシング記録の取扱いについての法制度が閣議決定されるに至った。

同法律案に関する論点

他方で、同法律案については、懸念点も指摘されている。衛星リモートセンシング活動を許可制とすることで産業発展の足かせになるおそれがある点、データプライバシーの観点から情報の入手や公表をどのような範囲で認めるかという点、さらには、上記の通り国際的には情報利用への制限を最低限にとどめるという基本的考えが示されている中、その考えとのバランスをどのようにとっていくかという点などが挙げられる。

衛星リモートセンシング記録から得られる情報は、安全保障、地域監視、気象観測、地図作成、資源探査のほか、自然災害の軽減・予防等様々な分野で活用されるものであり、気候変動などの地球環境問題への活用にも期待が集まっている。上記の通り様々な懸念点はあるが、衛星リモートセンシングを適切に活用することで、大きな産業発展が期待できるであろう。

Ⅲ 宇宙ビジネスのこれから

昨今、宇宙活動が国家産業から民間ビジネスに移行しつつあるなか、日本でもようやく宇宙活動に関する法案が制定されようとしている。宇宙関連の法整備が進めば、人工衛星等の機器部品製造業や打上げ事業はもちろん、通信・放送衛星事業や、民間保険契約に関する保険商品、さらには、人工衛星等の打上げをパッケージ化して海外に販売するというビジネスも盛り上がりを見せるであろう。また、衛星リモートセンシングについて言えば、既存の事業にとどまらず、記録を活用した新たなIT事業が発展していく可能性もある。さらには、スペースデブリに関するビジネスも発展の余地がある。

冒頭で述べた日本とUAEの協力体制は、これから始まる宇宙ビジネス時代の幕開けにすぎない。無限に広がる宇宙ビジネスの可能性に向けて、今後の動向に注視していきたい。

¹ 日・UAE間の宇宙分野における協力に関する式典について(内閣府宇宙戦略室)

² 宇宙輸送を業務とするSpaceX社は、2015年1月Google及びFidelityから10億ドルの出資を受け入れることを発表した。

³ NASAは、国際宇宙ステーションの輸送に関して、2006年にCOTS (Commercial Orbital Transportation Services)、2008年にCRS (Commercial Resupply Services)の各プログラムを打ち出し、民間企業の参入を促進している。

⁴ Arianespace社HPプレスリリース

⁵ White Houseプレスリリース

⁶ 内閣府HP第190回通常国会提出法案「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案」概要

⁷ 「宇宙ビジネスのための宇宙法入門」(小塚壮一郎、佐藤雅彦編著)P. 7-8

⁸ 内閣府HP第190回通常国会提出法案「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案」概要

執筆 伊藤(荒井)三奈 多根井健人

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 22 • 2017. 04

シリーズ 中東・アフリカヘルスケア投資環境レポート 第1回 アラブ首長国連邦 (UAE)

中東・アフリカ地域の経済成長及び人口拡大に伴い、現地でのヘルスケア分野のニーズが急速に拡大している¹。これまで日本国内外において高品質のヘルスケア関連商品及びサービスを提供してきた日本企業にとっても中東・アフリカ地域におけるヘルスケア産業は極めて大きなポテンシャルを秘めていると言える。

ベーカーマッケンジーは、長年に渡り、当地域における事業支援を数多く行ってきたが、今回、これまでの経験を踏まえ、主要国として、UAE、トルコ、サウジアラビア及びエジプトを挙げ、中東・アフリカ地域への投資を行う、又は検討している日本企業にとって有益な情報の提供となるよう、法的側面から見た中東・アフリカ地域のヘルスケア分野の投資環境をレポートする。加えて、特に各国において法制度が異なり得る病院経営に関する法規制を中心に現地法規制を概説する。第1回として、本ニュースレターにおいてはUAEを取り上げる。

I UAEにおけるヘルスケア分野の近時の動向

UAEにおけるヘルスケア産業は、その品質は高く当地でも競争力の高い産業と見られており、かつヘルスケアサービスに対する需要も急速に伸びている。石油依存の脱却のための経済の多様化に向けた重要分野として政府が掲げるメディカルツーリズムと共に、人口及び生活習慣病の割合の増加がヘルスケア産業の成長に重要な役割を果たしている。その結果として、様々な現地資本及び外国資本により、UAE国内で複数のヘルスケア関連施設の建設が進んでいる。近時の石油価格の抑制傾向はUAE国内経済を停滞させる要因となり得るが、ヘルスケア産業に関しては今後も民間の資本参加による更なる成長が見込まれている。

アブダビ首長国及びその後ドバイ首長国において強制加入民間健康保険スキームが導入されたことにより、民間資本のヘルスケア産業への参加はこの数年間で

飛躍的に増大しており、官民パートナーシップ(PPP)の機会の増加により、この傾向は継続するものと見られている。

他方、特に富裕層及びメディカルツーリスト向けの高品位分野における過剰供給と低所得層向けの供給不足という問題について指摘する声もある。

2016年7月、アブダビ首長国において、民間医療機関における患者負担の方法を含む健康保険政策の変更が実施された。これは、首長国内の生活習慣病患者に対する長期ケアを提供する民間機関に特に影響を与えるものと言われている。

II UAEのヘルスケア分野の投資環境

世界経済フォーラムや世界銀行のランキングなどで分かるように、UAEは、周辺諸国と比べても、外国投資家にとって魅力的な投資先国と見られている。UAE政府は、ヘルスケア分野を含む様々な産業分野を開放し、UAEを外国投資家にとってより魅力的なものにするため、投資関連法制の改正を行っている。近時、UAEは新会社法や、特にヘルスケア分野にとって重要な民間医療機関に関する法律の制定を行った。さらに、UAE内への国外からの投資を促進するために、これまでの多くの問題点に対応する形での投資法の改正も検討中である。また、UAE政府は、外国投資家のため、行政手続きの効率化を図ることも検討している。

これらの積極的な動きがあるものの、UAEの規制及び法制度は外国投資家と現地資本を比較すると、未だ現地資本にとってより利点が多い状況にある。現状、UAE内の投資家に対する内国民待遇の保証はなく、外国人による土地及び株式の所有は未だに規制対象となっている。フリーゾーン域外において外国企業が事業を行うためには、原則として現地資本による51%以上の持分保有がなされたUAE国内のスポンサー、代理人又は販売代理店が必要となる。

Ⅲ 政府等によるヘルスケア分野への投資誘導策

フリーゾーン内においては、外国投資家に対してインセンティブが付与されており、外国からの投資に対する税制、賃金及び関税に関するインセンティブと併せ、フリーゾーン内においては、外国資本による法人の100%の持分保有が認められる。現在、UAE内において約40のフリーゾーンがあるが、ドバイヘルスケアシティは、ヘルスケアサービスに特化したフリーゾーンである。フリーゾーン域外においては、免税の取扱いを除き、特段のインセンティブは付与されない。つまり、外国投資家に対しては指定された地域における施設保有権などの資産購入をすることができることがインセンティブであるとみなされている。

Ⅳ ヘルスケア分野における投資の法的枠組み

UAEのみならず、広く湾岸地域において、多くのイン

フラプロジェクトのためにPPPが用いられているが、従来、ヘルスケア分野においてはPPPは用いられてこなかった。しかしながら、現在は、製薬会社や医療機器企業がヘルスケアサービスにおけるPPPプロジェクトを検討するなどしており、その状況に変化が生じている。例えば、2016年に、GEヘルスケアは、新たな画像交換システムの導入を通じたUAE保健省傘下の放射線センターに関連した同省とのパートナーシップを発表している。UAEにおけるPPPプロジェクトは、従来より、特別な法的枠組みを用意することなく実施されてきたが、2015年にPPP法を制定したドバイ首長国を除き、その状況は現在も同様である。ドバイPPP法は、他の関連事項と併せ、PPPプロジェクトのための首長国内での調達プロセスに関して規制をしている。

Ⅴ ヘルスケアビジネスに関する法規制

次の表は、UAEにおける病院経営を中心とするヘルスケアビジネスに関する法規制について、特に関心が高いと思われる事項をまとめたものである。

テーマ	回答
1. ヘルスケアビジネスと医療法人に関する法制度	<ul style="list-style-type: none"> アラブ首長国連邦（以下、UAE）における、ヘルスケア分野は、連邦法（Federal law）及び各首長国の法律によって規制されている。過去数年間に渡り、UAEでのヘルスケアサービス分野への投資促進を目的として、ドバイ及びシャルジャヘルスケアシティ等のフリーゾーンが設立された。これらフリーゾーンではそれぞれ独自の法令の適用を受ける。 フリーゾーンを含めUAEの全ての病院を含む民間保健施設は、2015年に制定された民間保健施設に関する連邦法（Federal law No 4 of 2015）によって規制される。同連邦法は、民間保健施設について規定していた旧連邦法（Federal law No 2 of 1996）に替わる形で定められたものである。 上記の他、不妊治療センターの免許に関しては、別途の連邦法（Federal law No 11 of 2008）の適用を受ける。その他、ヘルスケアサービス分野に適用される法令として、医療従事者に関する連邦法（Federal law No 7 of 1975）や医療責任に関する連邦法（Federal law No 10）等が存在する。 ヘルスケアサービスは複数の監督機関が管轄しているが、保健省（Ministry of Health, MoH）がUAEにおける統一的医療政策及び国全体の保健サービス発展を所管している。北部首長国（アブダビ及びドバイを除く首長国）においては、MoHが保健関連での最上位の規制機関である。これら北部首長国は独自の監督機関を設置していないため、保健行政及び規制は、MoHに依拠している。 アブダビ保健局（Health Authority - Abu Dhabi; HAAD）は、アブダビ首長国内での必要なヘルスケアに関する事項を管理監督し、ドバイ保健局（Dubai Health Authority; DHA）も、ドバイ首長国内で同様の役割を果たしている。また、HAAD及びDHAはフリーゾーン（ドバイヘルスケアシティは除く）を含めた域内での保健施設及び保健サービスを規制し許認可業務を行っている。

テーマ	回答
1. ヘルスケアビジネスと医療法人に関する法制度	<ul style="list-style-type: none"> ドバイヘルスケアシティ (Dubai Health Care City; DHCC) に関して、独自の管理規則 (No 1 of 2013)、保健事業者規則 (No 4 of 2013)、及び医療従事者規則 (No. 2 of 2013) を含むその他の規制の適用を受け、ドバイヘルスケアシティ局 (Dubai Health Care City Authority; DHCA) が監督を行う。DHCA はフリーゾーン内の保健施設への許認可を行い、該当施設の監督及び立入検査権を有する。DHCC 内の保健施設は上記の法律に加え、適用のある連邦法及びドバイ医療局 (DHA) が制定する規則を遵守する必要がある。
2. ヘルスケアビジネス及び医療法人の設立に必要な免許	<ul style="list-style-type: none"> 民間保健施設に関する連邦法 (Federal Law No 4 of 2015) 3条によると、法及びその実施規制の条項に従って、所管当局から免許を受けていない限り、個人又は法人が民間保健施設を設立、運営又は管理をすることが禁止されている。免許申請は保健省 (MoH)、アブダビ保健局、ドバイ保健局、又はヘルスケアシティの所管当局に対して申請する必要がある。免許に対しては、承認基準に対応し遵守する保険その他の責任を含む追加条件が付される。 全ての事業主体は、その事業を実施する首長国またはフリーゾーンにおいて登記されかつ免許を受ける必要がある。上記の免許に基づくものを含む企業による民間保健施設の運営及び保健医療サービスの提供に関するものを除き、他の一般の企業に適用される設立及び設置に関する要件以上の特別な要件はない。 医療従事者は、専門的医療サービスを患者に提供するために、管轄当局 (保健省、アブダビ保健局、ドバイ保健局、又はフリーゾーンの当局) より、免許を取得をする必要がある。かかる医療従事者には、看護師、医師、薬剤師その他の保健関連専門家が含まれる。
3. 医療法人運営を規律する法規制	<ul style="list-style-type: none"> 医療法人は、法人の運営一般に関する全ての法令を遵守する必要がある。これに加え、医療法人は、保健サービスの提供に関連する特別法及び多くの技術規則及び要件に従う必要がある。例えば、感染病阻止に関する連邦法 (Federal Law No 27 of 1981)、麻薬と向精神薬の取締りに関する連邦法 (Federal Law No 14 of 1995)、臓器移植規制に関する連邦法 (Federal law No 15 of 1993)、アブダビの医療会社の医療廃棄物に関する法 (Law No 4 of 1998)、病院及び外来治療施設DHA規則、HAAD策定の医療提供者に対する施設的设计要件及び基準を含む管理マニュアル等を含む。
4. ヘルスケアビジネス及び医療法人の設立及び運営に関して外国投資家に特に課される規制	<ul style="list-style-type: none"> 医療事業及び法人の設立及び運営に関して外国投資家に適用される一般的な規制が適用される。つまり、フリーゾーン以外のUAE国内で設立される全ての医療法人は51%以上の持分を、UAE国籍者又はUAEが保有する組織が保有する必要がある。これに対し、ドバイヘルスケアシティその他のフリーゾーン内で設立された医療法人については、外国投資家が100%の持分を保有することができる。
5. 医療法人を運営するために利用される法的ストラクチャー、形式及び機関	<ul style="list-style-type: none"> フリーゾーン以外で民間保健施設を運営する法人は、商会社法 (Commercial Companies Law) に基づき、同法のコーポレートガバナンス要件を満たす必要がある。また、フリーゾーン内の法人は、当該フリーゾーンの法人に適用されるコーポレートガバナンス規則の適用を受ける。
6. 病院を設置するために特に求められるコーポレートガバナンス制度	<ul style="list-style-type: none"> 病院は、UAEにおいて法人に一般的に適用されるコーポレートガバナンスの一般要件を満たす必要がある。加えて、アブダビ保健局及びドバイ保健局が制定するリーダーシップ及び経営に関する規則及び方針も踏まえた対応が必要となる。場合により、統治機関の設置、ガバナンス及び経営に関する手順書の制定、病院長が監督をする病院技術委員会、及び患者の安全及び治療の質を含む医療サービスのパフォーマンスを監査する委員会の設置等が要件となる。
7. 営利法人が病院を設置・運営することが認められるか	<ul style="list-style-type: none"> 可能。
8. 医療法人の持分に対する出資は可能か	<ul style="list-style-type: none"> 可能。民間病院の持分に対する出資ができる。
9. 可能な医療法人の買収方法	<ul style="list-style-type: none"> M&Aにより可能。ただし、政府の事前承認が必要となる場合がある。

テーマ	回答
10. 可能な投下資本の回収方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 投下資本の回収に関する制限はない。配当金、株式の売却、(貸付の形式での投資の場合) 借入金の返済の方法により投下資本の回収が可能。
11. ヘルスケアビジネス参入の目的で外国人投資家が利用可能な一般的に用いられる投資の形式	<ul style="list-style-type: none"> ● 資産又は法人へのあらゆる投資と同様の方法で、UAE内の保健施設及び事業へ投資をする。
12. 外国資本にとっての重大な参入障壁	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国投資家が直面することが想定される重大な参入障壁は特段認識されていない。ただし、健康省その他の監督機関の対応の悪さには留意が必要である。これと比べ、フリーゾーン当局の対応はより良いものの、フリーゾーン内の法人又は事業活動はフリーゾーン内に限られる。
13. 外国籍医師が、当該国において業務を行うための求められる資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 医業に関する連邦法 (Federal law No 7 of 1975) において医師資格制度が定められ、同連邦法第2条において医師の登録資格が規定されている。保健省、アブダビ保健局及びドバイ保健局が随時に策定・改訂する共通ガイダンスが保健関連専門家の資格条件の詳細を定めている。UAEにおいて医業を行うための免許を申請する外国籍の申請人は、最低条件として、自国で認定されている教育機関又は大学による医学学位、及び資格取得後1年間の実務経験を有する必要がある。外国籍の総合診療医 (general practitioner, GP) は2年間の実務経験を有することを証明する必要がある。専門医の場合、必要な実務経験は、医学学位を取得した国 (ティア1、2、又は3) により2年から5年間の実務経験が必要となる。米国、カナダ又は英国の資格を有する医師は、実務経験要件が免除することができる。申請人は、評価試験に合格し、有効な資格証明 (certificate of good standing) を提出する必要がある。
14. 外国籍看護師が当該国において業務を行うための求められる資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師及び薬剤師を除く医療専門家に関する連邦法 (Federal law No 5 of 1984) において看護師の資格制度が定められ、同連邦法第2条及び第3条において看護師の登録資格が規定されている。保健省、アブダビ保健局及びドバイ保健局が随時に策定・改訂する共通ガイダンスが保健関連専門家の資格条件の詳細を定めている。UAEにおいて活動を行うための看護師免許を申請する外国籍の申請人は、最低条件として、自国で認定されている教育機関又は大学による2年から3年半の過程での看護学位、及び資格取得後2年間 (准看護師 (assistant nurse) の場合は1年間) の実務経験を有する必要がある。
15. 当該国における医療保険制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● UAEにおいては、アブダビ首長国で、2005年よりすべての従業員について健康保険が強制加入となり、アブダビ保健局がこれを管轄している。ドバイ首長国においても2014年1月1日より強制加入健康保険制度が導入された。UAEの他の首長国もドバイに倣い、強制加入保険制度を順次導入することが見込まれる。 ● 雇用主は従業員に対して健康保険を提供する義務を負う。従業員のビザの発行又は更新は、従業員が所定の健康保険による付保を得ていることが条件となる。健康保険を付保するための費用を従業員に転嫁することは禁止される。 ● 低所得の従業員に対しては、基本健康保険 (basic health cover) が提供される。アブダビ首長国においては、アブダビ首長国政府による助成を受ける保険会社、Daman社1社のみが提供する基本健康保険が利用可能。基本的給付のための費用は年間500から700 UAE ディルハム (約16,500円から約23,000円) の範囲となり、最大250,000 UAE ディルハム (約8,300,000円) が補償される。アブダビと異なり、ドバイの基本健康保険は、複数の保険会社が提供しており、政府からの助成も受けていない。 ● 上記の他、重要な相違点は、アブダビ首長国では雇用主は、従業員の配偶者をも被保険者とする必要がある一方、ドバイではそのような必要はなく、従業員のみ被保険者を限定することができる。この場合、保険加入は、扶養者の責任となる。 ● アブダビ首長国及びドバイ首長国いずれにおいても、様々な保険会社から、より充実した保険が提供されており、そのような保険の条件及び価格については、現状、規制の対象とはなっていない。

テーマ	回答
16. 病院及び医療法人に対する利用可能な税制優遇又はインセンティブ	● UAE では、法人税が徴収される税制度が存在しない。
17. 医療法人又は医療法人に投資をする外国人投資家が利用可能なその他のインセンティブ	● 保健サービスを含むヘルスケア分野への投資を促進するためにフリーゾーンが設立されている。フリーゾーンは、登記、免許取得、出入国管理をワンストップで提供する機能を持ち、質の高い設備、地域の保健関連専門家ネットワーク及び人脈創出機会へのアクセスなど、その他の支援サービスを提供する。

この地域のヘルスケア投資環境については、今後も、乗越秀夫を中心とする弊所ヘルスケア・グループとともに、引き続き注視してまいります。

本ニュースレターは、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。また執筆中にも現地法規制が改正される可能性があります。お問い合わせ等ございましたら、ご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

¹ 成長市場としての中東・北アフリカと日本企業のビジネス機会(日本貿易振興機構):http://www.jccme.or.jp/japanese/seminar_13/pdf_0826/13.pdf

執筆 伊藤(荒井)三奈 篠崎歩 富本聖仁 立石竜資

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 23 • 2017. 11

シリーズ中東・アフリカヘルスケア投資環境レポート 第2回 サウジアラビア

ベーカーマッケンジーは、長年に渡り、当地域における事業支援を数多く行ってきたが、今回、これまでの経験を踏まえ、主要国として、UAE、トルコ、サウジアラビア及びエジプトを挙げ、中東・アフリカ地域への投資を行う、又は検討している日本企業にとって有益な情報提供となるよう、法的側面から見た中東・アフリカ地域のヘルスケア分野の投資環境をレポートする。加えて、特に各国において法制度が異なり得る病院経営に関する法規制を中心に現地法規制を概説する。

第2回として、本ニュースレターにおいては、サウジアラビアを取り上げる。

2017年3月、サルマン国王の来日に伴い、日本とサウジアラビア間で「日・サウジ・ビジョン2030」が合意された。その中において、「健康・医療」が両国間における具体的連携の重点分野に指定されており、今後、日本からサウジアラビアにおけるヘルスケア分野への投資促進が見込まれている。サウジアラビアは、日本からのヘルスケア分野における投資という観点では、中東・アフリカ地域において今日最も注目すべき国のひとつといえよう。

I サウジアラビアにおけるヘルスケア分野の近時の動向

サウジアラビアにおけるヘルスケア分野は製薬・医療機器産業から病院事業やヘルスケア情報技術産業まで様々である。サウジアラビアにおけるヘルスケアサービスは、公的資金に大きく依存してきたことから、近時の歳出削減及び金融引締め政策によって大きな影響を受けた。ヘルスケア関連予算は、2015年の約1,600億サウジ・リアル(約4兆8,000億円)から翌2016年には約1,040億サウジ・リアル(約3兆1,200億円)まで落ち込み¹、政策上、ヘルスケア関連支出を民間負担へシフトさせる方向性にある。また、2016年に発表されたサウジ国家改革計画(Saudi National Transformation

Plan)で、保健省がヘルスケア部門の更なる自由化に向けた民間部門の参加及び外国からの投資を促進するための具体的な目標が設定された。

厳格な薬価規制と外国企業による医薬品の輸入制限が投資の障害要因とはなるが、人口増加に伴い医薬品等の販売量が増加し、かつその多くを輸入に依存しているサウジアラビアにおける医薬品・医療機器市場は、魅力的な投資対象となり得ると言える。一方で、主にジェネリック医薬品、市販薬、国外メーカーからのライセンス製造などについて、医薬品等の国内製造も増えつつある。

また、政府による医療記録の電子化移行方針に伴い、ヘルスケアIT市場の成長も見込まれている。現在、標準記録フォーマットでの記録保存並びに民間健康保険及び病歴モニタリングの必要性の高まりなどから、電子的な医療記録保存への移行が進んでいる。

加えて、医療教育に対する需要も高く、医療機関運営サービス事業も伸長している。

II サウジアラビアのヘルスケア分野の投資環境

サウジアラビアは、周辺地域の中においては先進的なヘルスケア関連法制が整備されていると言える。また、現在でもヘルスケア関連法制の改正に向けた取り組みは継続しており、複数の関連規則案が公表されている。既にサウジアラビアは中東における最大のヘルスケア市場であるが、今後も高い成長率を維持した市場拡大が見込まれる。

ヘルスケア分野であるか否かに関わらず、外国企業がサウジアラビアで事業を行い、投資インセンティブを享受するためには、全ての外国直接投資について、外国投資を管轄するサウジアラビア総合投資院(「Saudi Arabian General Investment Authority」)。以下、「SAGIA」)による外国投資認可を受ける必要がある

が、その認可取得に実務上の困難を伴うことが多い。当該投資によるサウジアラビアへの付加価値の存在の証明、情報技術の移転支援及びサウジアラビアの労働市場への積極的な貢献などが求められる。一般的に、対象分野において国際的な実績、品質及び評価のある企業に対して認可が交付される傾向がある。

なお、「日・サウジ・ビジョン2030」において、経済特区を含む事業環境整備に向けた調査を開始するとされており、今後、日本企業にとってのサウジアラビアにおける投資環境の改善が期待される。

Ⅲ 政府等によるヘルスケア分野への投資誘導策

内国投資家に対しては、財務省が付与する無利子融資や補助金などが存在するが、現状、ヘルスケア分野に関して政府から外国投資家に付与される投資誘導策は特段存在しない。しかしながら、医療及び製薬産業に関するプロジェクトを含む外国資本が一部又は全部保有する産業プロジェクトについて、外国投資家としてプロジェクト費用の20から70%の財政支援を受けることができる総合産業支援プログラムを利用できる可能性がある。

また、「日・サウジ・ビジョン2030」においてインセンティブ等のビジネス促進措置の強化について連携することが合意され、将来的な日本企業に対する投資誘導策の導入の可能性もある。

ヘルスケア分野における投資の法的枠組み

サウジアラビアへの投資において、SAGIAの認可取得手続きが実務上の障害とみなされている。近時、サウジアラビア国内での事業展開は一般的には容易になる方向性ではあるものの、外国投資家が事業を行うための認可制度は依然として維持されており、その取得に当たっては、実務上の困難を伴い、かつ一定の時間も要する。これに関し、サウジアラビア政府は外国投資を促進するために、その手続きの効率化を約束している。

サウジアラビア国内においてヘルスケア事業を行うためには、許認可の取得や施設の設置に先立ち、保健省の事前承認を取得する必要があるが、仮に保健省の承認を得たとしても、投資認可を付与するに当たって、別途、SAGIAの審査を受ける必要がある。

外国会社が医薬品を自ら輸入することは認められておらず、サウジアラビアの販売代理店を通じた医薬品の輸入販売が必要となる。また、フランチャイズ及び代理店契約は、現行の商業代理人法において商業代理人契約とみなされることから、これらの契約について商業投資省の登録が必要となる。さらに、医薬品及び医療機器の販売代理店については、輸入と同様サウジアラビア食品医薬品局の承認も必要となる。

なお、外国投資家が、補助金などの内国投資家が政府から受けられる支援策と同様の支援を得ることができないことが外国投資促進に当たっての大きな課題と認識されている。また、ヘルスケアサービスを長年に渡り公的サービスとして享受してきたという背景から、国民のヘルスケアに関するコスト負担意識の低さもビジネス上の大きな障害となり得る。

ヘルスケアビジネスに関する法規制

次ページ以降の表は、サウジアラビアにおける病院経営を中心とするヘルスケアビジネスに関する法規制について、特に関心が高いと思われる事項をまとめたものである。

¹ The National: "Saudi government healthcare projects hit by budget cuts" (21 January 2016)

 執筆 伊藤(荒井)三奈 篠崎歩 富本聖仁 立石竜資

サウジアラビアにおけるヘルスケアビジネスに関する法規制

テーマ	回答
1. ヘルスケアビジネスと医療法人に関する法制度	<ul style="list-style-type: none"> ● サウジアラビアの民間医療施設は、主として以下の法令により規制されている。 <ul style="list-style-type: none"> ● 保健法 (The Health Law, Royal Decree No. M/11, dated 23/03/1423 Hijri (04 June 2002)) ● 医療従事者法 (The Law of Medical Profession, Royal Decree No. M/59, dated 04/11/1426 Hijri (6 December 2005)) ● 外国投資法 (Foreign Investment Law, Royal Decree, No. M/1, dated 05/01/1421 Hijri (10 April 2000)) ● 会社法 (Companies Law, Royal Decree, No. M/6, dated 22/03/1385 Hijri (22 July 1965)) ● サウジアラビア保健省 (Ministry of Health) が病院及びクリニックを含む全医療機関を規制する役割を担っている。またサウジアラビア総合投資院 (「Saudi Arabian General Investment Authority」)。以下、「SAGIA」) は、医療に限らず全分野の外国投資に対し、認可を付与する権限を持つ。
2. ヘルスケアビジネス及び医療法人の設立に必要な免許	<ul style="list-style-type: none"> ● 民営、公営に関わらず、全医療施設は (病院、クリニック、薬局他) が保健省から事前許可を取得しなければ、医療関連業務を行うことができない。 ● 海外投資家がサウジアラビア国内で事業を行うためには、法人を設立する前にSAGIAから認可を得なければならない。 ● 医療従事者 (看護師、医師、薬剤師及びその他の医療従事者) は、患者に医療サービスを提供する前に保健省から免許を取得しなければならない。
3. 医療法人運営を規律する法規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社法に関しては、病院を所有及び経営する法人、その他医療機関は、通常の法人と同様に扱われ、関連法令に基づき、設立、運営、会計報告、税納付がなされること等が義務付けられる。ただし、ヘルスケア関係法令との関係では、①許可取得者及び②医療サービス提供者として扱われ、一般的な会社より、数多くの規制を遵守する義務を負う。
4. ヘルスケアビジネス及び医療法人の設立及び運営に関して外国投資家に特に課される規制	<ul style="list-style-type: none"> ● SAGIA から外国投資許可を取得すること以外には、特に規制は存在しない。外国投資家は、医療業務を行うために、有限責任会社 (LLC) 及び株式会社 (JSC) を設立することができる。また、外国投資家による100%出資が可能である。 ● 有限責任会社 (LLC) であれば株主人数制限は最低2名とされているが、株式会社 (JSC) は現段階で最低5名の株主が必要である (ただし会社法改正2名以上に変更される予定である)。
5. 医療法人を運営するために利用される法的ストラクチャー、形式及び機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社法で認められる会社形態である限り、いずれの形態によっても病院を経営することができる。但し、上述のとおり、もっとも一般的なのは有限責任会社 (LLC) 又は株式会社 (JSC) である。
6. 病院を設置するために特に求められるコーポレートガバナンス制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社法に基づく一般的なコーポレートガバナンス要件が病院に対しても適用される。その他、特別な要件はない。
7. 営利法人が病院を設置・運営することが認められるか	<ul style="list-style-type: none"> ● 可能。
8. 医療法人の持分に対する出資は可能か	<ul style="list-style-type: none"> ● 可能。
9. 可能な医療法人の買収方法	<ul style="list-style-type: none"> ● サウジアラビア法令に基づき医療機関保有・運営会社の株式を取得することは可能であり、医療機関の買収方法は一般的な買収の場合と同様である (株式譲渡契約の締結による株式譲渡及び対象会社の被定款改正等)。
10. 可能な投下資本の回収方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当、減資、清算手続により、投下資本を回収することができる。
11. ヘルスケアビジネス参入の目的で外国人投資家が利用可能な一般的に用いられる投資の形式	<ul style="list-style-type: none"> ● 有限責任会社 (LLC)、資本との合併による株式会社 (JSC) が、典型的な参入方法となる。
12. 外国資本にとっての重大な参入障壁	<ul style="list-style-type: none"> ● 参入障壁は存在しないが、一般に保健省やSAGIAの行政手続は非効率性である点に留意。

テーマ	回答
13. 外国籍医師が、当該国において業務を行うための求められる資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人医師として就業する為には以下の条件を満たす必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ● 医学の学位を取得すること ● サウジ文化大使 (Saudi Cultural Attaché) から自国で取得した医学関連の学位について承認を得ること ● 保健省 (Ministry of Health) から免許を取得すること ● 労働省 (Ministry of Labour) より外国人医師として働く許可を得ること ● 内政省 (Ministry of Interior) より居住許可を取得すること
14. 外国籍看護師が当該国において業務を行うための求められる資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、質問13で述べた外国人医師に対する要件と同様の要件を満たす必要がある。
15. 当該国における医療保険制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● サウジアラビア国民は保健省が所有・経営している国営病院にて医療サービスを受けることができる。 ● サウジアラビア国民であるか外国人であるかを問わず、民間企業の従業員は団体健康保険法 (Law of Cooperative Health Insurance) に基づき健康保険制度を利用できる。また、健康保険は就業の全期間にわたって適用される。
16. 医療法人又は医療法人に投資をする外国人投資家が利用可能なその他のインセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし。

中東アフリカ・ニュースレター

Middle East & Africa Newsletter

中東アフリカ・ビジネス法研究会 by Middle East & Africa Business Law Society

vol. 24 • 2017. 12

シリーズ中東・アフリカヘルスケア投資環境レポート 第3回トルコ

ベーカーマッケンジーは、長年に渡り、当地域における事業支援を数多く行ってきたが、今回、これまでの経験を踏まえ、主要国として、UAE、トルコ、サウジアラビア及びエジプトを挙げ、中東アフリカ地域への投資を行う、又は検討している日本企業にとって有益な情報を提供となるよう、法的側面から見た中東アフリカ地域のヘルスケア分野の投資環境をレポートする。加えて、特に各国において法制度が異なり得る病院経営に関する法規制を中心に現地法規制を概説する。

第3回として、本ニュースレターにおいてはトルコを取り上げる。トルコでは近年の急速な人口増加、国民皆保険制度による医療へのアクセス改善や経済成長に伴う医療需要の高まりを受けて、政府主導の下、PPP方式を活用した病院整備事業が進められている。また、近時でも、日系大手商社によるPPP方式での病院運営事業への参画がみられたり、日本企業による医療機器事業分野でのM&Aが行われたりするなど、日本からトルコにおけるヘルスケア分野への投資は大きな注目を集めている。

I トルコにおけるヘルスケア分野の近時の動向

経済の急成長に伴い、トルコにおけるヘルスケア分野への支出は、2002年から2012年の間で年平均成長率30.6%という高い値を示しており、安定的な成長が続いている。

また、国民皆保険制度の導入により、実に人口の99%以上が医療保険によりカバーされるようになり、国民の医療へのアクセスが高まると共に患者数は増加の一途をたどっている。

トルコにおける臓器移植数は2002年から2012年の間に年平均成長率40%程度の高い割合で増加してきた。2014年1月時点では、腎臓移植を行う移植センターが57施設、肝臓移植を行う移植センターが30施設、

角膜移植を行う移植センターが25施設存在するなど、移植医療も比較的積極的に行われている。

II トルコのヘルスケア分野の投資環境

トルコのヘルスケア分野は経済成長への大きな貢献が見込まれており、民間事業者の参入が相次いでいる。私立病院の数は、2006年から2010年の間に86%の増加がみられた。

トルコ政府も民間医療施設に対して積極的に保険適用範囲の拡大を認めるなど、民間事業者の参入をサポートする姿勢を見せている。

III 政府等によるヘルスケア分野への投資誘導策

保健省によって、最低投資予算が2千万トルコリラであって、バイオテクノロジー、腫瘍用医薬品、血漿に關する生物製剤分野に対する投資は「優先投資」として、消費税免税、関税免除、社会保障費の優遇、土地の割当て、ローンの利率優遇等のインセンティブを与えられる。

上記優先投資以外に、戦略的投資、大規模投資、地域投資のカテゴリーに分かれてそれぞれ所定の要件の下に投資インセンティブが与えられる場合がある。

IV ヘルスケア分野における投資の法的枠組み

トルコにおいて、医療事業への投資や医療法人の設立及び運営に関して、外国投資家に課される医療事業特有の規制は存在しない。

もっとも、外国人投資家が不動産を取得しようとする場合には、許可制がとられていることに留意が必要である。

医療法人を設立及び運営するにあたって特定の法的ストラクチャーや事業体の使用を求められることはないため、トルコ商法(Turkish Commercial Code)において認められているものであれば、いかなる組織形態であっても(株式会社、有限責任会社、共同会社、合資会社、協力会社)医療法人を運営することができる。もっとも、現実的には一般に広く用いられている株式会社形態又は有限責任会社形態が用いられることが多い。

V ヘルスケアビジネスに関する法規制

以下の表は、トルコにおける病院経営を中心とするヘルスケアビジネスに関する法規制について、特に関心が高いと思われる事項をまとめたものである。

執筆 伊藤(荒井)三奈 篠崎歩 富本聖仁 立石竜資

トルコにおけるヘルスケアビジネスに関する法規制

テーマ	回答
1. ヘルスケアビジネスと医療法人に関する法制度	トルコにおける医療サービスについては、医療サービス基本法 (Essential Health Services Law) が主要な原則を定めている。保健省 (Ministry of Health) が医療サービス分野を管轄し、国民の健康管理及び公衆衛生に関する国家的な計画を策定及び実施する。 民間医療施設については、主に、民間病院規則 (Private Hospitals Regulation)、医療センター規則 (Medical Centers Regulation)、医療研究機関規則 (Medical Laboratories Regulation)、その他各種の民間病院を規制する法規制、透析センター規則 (Dialysis Centers Regulation)、不妊治療センター規則 (Regulation on Fertility Utilization Centers)、臓器及び組織移植センター規則 (Regulation on Organ and Tissue Transplantation Centers等) によって規制されている。
2. ヘルスケアビジネス及び医療法人の設立に必要な免許	民間病院規則第 13 条によると、民間病院を運営するには①保健省による病院開設許可及び②各地方における保健省の地方局による病院運営許可が必要となる。 なお、上記二点の許認可を取得する前提として、建物使用許可、建設許可、救急車使用免許等の法律上要求される多くの許認可を取得しておく必要がある。 医療技術実施法 (Law on the Implementation of Art of Medicine) によれば、全ての医師は医学部を卒業している必要があり、また、臨床に先立ってそれぞれの専門分野を習得していなければならない。
3. 医療法人運営を規律する法規制	・会社法に関しては、病院を所有及び経営する法人、その他医療機関は、通常の法人と同様に扱われ、関連法令に基づき、設立、運営、会計報告、税納付がなされること等が義務付けられる。ただし、ヘルスケア関係法令との関係では、①許可取得者及び②医療サービス提供者として扱われ、一般的な会社より、数多くの規制を遵守する義務を負う。
4. ヘルスケアビジネス及び医療法人の設立及び運営に関して外国投資家に特に課される規制	トルコにおいて、医療ビジネス及び医療法人の設立及び運営に関して、外国投資家に課される医療ビジネス特有の規制は存在しないが、一般的な外資規制が適用されることには留意が必要である。トルコにおける外国投資規制は許可制ではなく届出制を採っている。 外国投資会社及び外国会社支店は、①資本金額及び事業活動報告 (1 年に 1 回)、②株式口座への振込額 (当該振込後 1 か月以内)、③現株主間以外でなされた株式譲渡の情報 (当該譲渡後 1 か月以内)、④外国投資家が (株式譲渡又は増資により) トルコ株主の会社に参画した時期 (当該株式取得から 1 か月以内) について報告する義務を負う。 外国人投資家が不動産を取得しようとする場合には、許可制がとられていることに留意が必要である。不動産登記法 (Title Deed Law) 及び不動産取得会社に対する不動産登記法規制 (Regulation on Companies Acquiring Property Under Title Deed Law) によると、① 50% 以上の株式・持分を外国投資家が共同して又は個別に保有するトルコ法人や、②取締役の過半数を選任又は解任する権利が外国投資家に付与されている会社は、不動産の取得や抵当権を除く物権の設定について、県知事の許可が必要とされる。

テーマ	回答
5. 医療法人を運営するために利用される法的ストラクチャー、形式及び機関	<p>民間病院の設立及び運営を規制する民間病院規則及び医療センター・総合病院・研究機関の設立及び運営を規制する民間医療機関に関する規則 (Regulation Regarding Private Medical Institutions) によれば、医療法人を設立及び運営するにあたって特定の法的ストラクチャー、形式又は事業体を採用する必要はない。したがって、トルコ商法 (Turkish Commercial Code) において認められているものであれば、いかなる組織形態であっても (株式会社、有限責任会社、共同会社、合資会社、協力会社) 医療法人を運営することができる。上記各会社の違いは、主に責任の限定範囲及びコーポレートガバナンスの点にある。主として株主の責任範囲が限定されるという理由により、トルコ及び外国の投資家は株式会社及び有限責任会社の形態を用いることが多い。株式会社及び有限責任会社の株主は、一般債権に関して株主個人の資産による責任を負うことはない。</p> <p>上述のとおり、トルコでは、医療法人は株式会社又は有限責任会社の形態を用いて運営されることが一般的である。トルコ商法及び民間病院規制は、医療法人を運営する株主の国籍について何らの制限を課していない。したがって、トルコでは外国投資家が医療法人の株式・持分の100%を保有することが可能である。ただし、民間医療機関に関する規則上、医療センターの持株割合については一定の制限が存在する。同規則上、A タイプ及びB タイプの医療センターの設立は、①医師、②医師によるパートナーシップ、③トルコ法上自営資格が認められている歯科医師によるパートナーシップ、又は④最低51%の株式が医師又は歯科医師のパートナーシップによって保有されている団体に対してのみ認められている。C タイプの医療センターについては、①医師、②医師によるパートナーシップ、③歯科医師によるパートナーシップについて、運営を認めている。これらの規制は、医師ではない個人又は株主が医師ではない法人によってなされる医療センターの買収の際に問題を生じさせる。しかしながら、しかるべき事前のストラクチャリングにより、この規制に対処することも可能である。</p>
6. 病院を設置するために特に求められるコーポレートガバナンス制度	<p>・民間医療機関を運営する会社は、トルコの会社が一般的に遵守すべきコーポレートガバナンスに従う必要がある。</p> <p>さらに、民間病院の場合、病院の管理責任者及び管理責任者代理を選任しなければならず、民間医療センターの場合、管理責任者を選任しなければならない。管理責任者とは民間医療機関における医療上・管理上・技術上のサービスに対して責任を負う医師のことをいう。管理責任者代理とは、管理責任者が不在の場合にその職務を代行する医師のことをいう。仮に職務懈怠があった場合には、当該医療法人の経営陣 (株式会社の場合の取締役会、有限責任会社の場合の役員会) とともに責任を負う可能性がある。同様に、医療法人に雇用されている医師、又はそのような医師がいない場合、民間医療施設における運営権を有する者による医療過誤について、医療法人及び管理責任者が責任を負う可能性がある。</p>
7. 営利法人が病院を設置・運営することが認められるか	可能。
8. 医療法人の持分に対する出資は可能か	可能。
9. 可能な医療法人の買収方法	株式投資による方法 (直接投資 (増資) 又は株式買収) が医療法人に対する投資手段として最も一般的である。
10. 可能な投下資本の回収方法	外国投資家は投資に係るいかなる純利益・配当・売上金・清算金・補償金、ライセンス契約・管理契約その他類似の契約から生じる金銭、海外の銀行や特殊金融機関を通して受領する海外ローンの返済金・利子についても自由に海外に送金することが可能である。
11. ヘルスケアビジネス参入の目的で外国人投資家が利用可能な一般的に用いられる投資の形式	トルコにおける医療施設や医療ビジネスに対する投資は、他の資産・会社に対する投資手段と同様の方法で行うことができる。
12. 外国資本にとっての重大な参入障壁	現在のところ、外国投資家に関する重大な参入障壁は存在していない。

テーマ	回答
13. 外国籍医師が、当該国において業務を行うための求められる資格	<p>外国の医療専門家は、2011 年政令第663 号に基づき、トルコにおいて実務を行うことができる。外国医療専門家の雇用手続及び原則に関する規則 (Regulation on Procedures and Principles Regarding Recruitment of Foreign Healthcare Professionals) が当該政令第663 号に基づいて採択され、同規則に基づいて、医師が民間医療機関で働くための認定プログラムが策定された。</p> <p>上記規則第5 条によれば、実務を行うためには、申請者は、①卒業証明書及び／又は専門分野の証明書を提出すること、②医薬品を扱うことについての法的障害がないこと、③トルコ語を話し、理解することができること(本要件は2013 年に追加された)、④就労許可を有すること、⑤医師責任保険に加入していること、の各要件を満たすことが必要である。なお、難民キャンプやシェルターで働くことを希望するシリア人医療関係者の場合、①～③及び⑤の要件は免除される。</p> <p>外国人の申請者は医学学位の同等性に関する証明書を有している必要がある。</p>
14. 外国籍看護師が当該国において業務を行うための求められる資格	<p>上記13 を参照のこと。</p>
15. 当該国における医療保険制度の概要	<p>トルコにおける医療保険については、社会保険及び国民健康保険法 (Social Insurance and General Health Insurance Law) が規定している。</p> <p>トルコにおいては社会保障及び健康保健に関して二つの主要なスキームが存在している。一つは社会保障であり、もう一つは国民健康保健である。国が保証する健康保険制度はトルコにおいて2012 年に施行された。</p> <p>社会保障制度は雇用に関する短期及び長期のリスクをカバーしている。使用者は、法律の要求するところにより、社会保障費を支払う。これに対し、国民健康保険制度は、トルコにおける全ての居住者に対し、その雇用状態にかかわらず、何らかの医療保険に加入するよう要求している。</p> <p>原則として、国民健康保険における労働者の保険料は、使用者が支払う必要があり、一方で未雇用状態の居住者の場合、自己の費用で国民健康保険に加入しなければならない。労働者の配偶者で未就労の者及びその子 (18 歳未満) については、保険料の支払を要することなく健康保険に加入できる。さらに、収入が一定額に満たずに保険料の支払が不可能な者についても、保険料の支払が免除されている。</p> <p>国民健康保険は、社会保障機構 (Social Security Institution) と契約を締結している医療機関において利用可能である。公立の病院の場合、医療サービスは基本的に無償である。他方、民間医療法人、民間医療機関及び民間大学病院の場合、医療実務に関する声明 (Communiqué on Medical Practice) に基づき追加費用を徴収される場合がある。</p> <p>医療保険は救命救急、労働災害、業務上疾病、伝染病、予防医療措置及び出産にかかる費用をカバーするが、一方で不妊治療 (40 歳以上の女性に対するもの)、美容整形、審美歯科施術についてはカバーしていない。</p>

テーマ	回答
<p>16. 医療法人又は医療法人に投資をする外国人投資家が利用可能なその他のインセンティブ</p>	<p>インセンティブのための国家援助に関する閣僚会議決定 (Council of Ministers' Decision on State Support for Incentives) によれば、病院に対する投資は、地方投資インセンティブスキーム (Regional Investment Incentives Scheme) の適用を受ける。各地方 (トルコは6つの地域に分かれている)、セクター (分野) 及び投資形態によってインセンティブの内容は異なる。この枠組みの下では、各地方において定められる最低基準投資額を超える投資を病院に対して行った場合、当該地方ごとのインセンティブが受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 投資奨励書に定める範囲内における、輸入又は国内で供給される機械及び設備に対する消費税の免除 ● 投資奨励証に定める範囲内における輸入機械及び設備に対する関税免除 ● 法人税減税措置社会保障費の使用負担分に関する援助 ● 土地の割当て ● トルコリラ建てローン及び外貨建てローンに対する利率の支援 (リージョン1 及び2 を除く) ● 労働者負担の社会保障費への支援 (リージョン6 に限る) <p>源泉所得税への支援 (リージョン6 に限る) これらのインセンティブに加えて、医療ビジネスについては特別のインセンティブが設けられている。法人税法によれば、医療サービス提供者が、もっぱら国外居住者に対して提供したサービスから得られた収益のうち50%を、法人税課税標準から控除することが認められている。</p> <p>また、法人税法は、公立病院、公的医療法人、大学設立の医療機関について、法人税免税措置の適用を認めている。さらに、消費税法 (Value Added Tax Law) は、公共医療機関が提供したサービスについて、一定の条件下で消費税 (VAT) の免税を認めている。</p> <p>トルコにおける投資インセンティブプログラムを通じて投資家に利用可能なインセンティブの他、医療ツーリズムに関する特別のインセンティブが存在する。資産回収手続法 (Law on the Collection Procedure of Assets) 第9 条によれば、トルコにおける医療サービス事業者で、国外居住者に対してサービスを提供する者は、50%の減税措置を受けられる。医療サービスに加えて、国外居住者に対して医療文書の作成及びデータ保持サービスを提供する事業者についても、同様に免税措置を利用することができる。2012 年声明第4 号 (Communiqué No. 2012/4) に基づき、トルコにおける医療ツーリズムを促進するため、医療機関及び医療ツーリズムの会社には他のさらなるインセンティブが付与されている。医療ツーリズムに対する投資家及び協賛者に対しては以下のような支援がなされる: ①市場参入に対する支援、②患者に対する旅程計画支援、③海外における促進活動に対する支援、④展示会、会合、会議等に対する支援、⑤外国支店に関する支援、⑥国際的証明に関する支援、⑦コンサルティングサポート。これらの便益を受けるには、医療に関する団体は経済省 (Ministry of Economy) との間で協定を締結しなければならない。</p>